終 章 表掲載目次

表1	日本の戦略的パートナーシップ、パートナーシップ関連文書 494-	-518
表2	日本の主要貿易相手国と(戦略的)パートナーシップ	532
表3	日本の原油・天然ガス輸入先 (単位:%)	536
表4	主要な原油資源国(2012年)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	537
表5	主要な天然ガス資源国(2012年)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	538
表6	日本の FTA/EPA 相手国・地域 ·····	541
表7	日本の投資協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	544
表8	日本の ODA 供与国上位 30 位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	546
表9	日本が最大の援助供与国となっている国一覧	548
表10	三角協力に係るパートナーシップ・プログラム	553

表1 日本の戦略的パートナーシップ、パートナーシップ関連文書

表1		略的パートナーシップ、パ 戦略的パートナーシップ			
	年月日	タイトル	文書中言及	備考	日本側当事者
福田赳夫政権					
大平政権					
海部政権					
宮澤政権					
細川政権					
村山政権					
橋本政権					

年月日	パートナーシップタイトル	文書中言及	備考	日本側当事者
1977.3.22	日米共同声明	民主主義の共通の価値観、 及び個人の自由と基本的人 権の深い尊重に基礎を置く 両国間のパートナーシップ を一層強化	福田首相訪米時	福田赳夫
1979.5.2	日米共同声明:1980年代に 向かっての実り豊かなパー トナーシップ	両国間の実り豊かなパート ナーシップの基盤を築く	大平首相訪米時	大平正芳
1990.6.23	日米安保条約30周年に際 しての共同ステートメント	パートナーシップの基礎を なす日米安保条約、グロー バル・パートナーシップを 追求していく		海部俊樹
1991.7.18	日本国と欧州共同体及びそ の加盟国との関係に関する ハーグにおける共同宣言	協力及びパートナーシップ を強化	第1回日EC首脳協議	海部俊樹
1992.1.9	日米グローバル・パートナー シップに関する東京宣言	恒久の価値に基づくグロー バル・パートナーシップの 下、日米同盟関係はグロー バル・パートナーシップの 基盤	ブッシュ (父) 大統領 来日時	宮澤喜一
1993.10.6	アフリカ開発に関する東京 宣言	新たなパートナーシップの 強化	第1回TICAD	細川護熙
1993.10.13	日露関係に関する東京宣言	積極的かつ建設的なパート ナーとなる課題	エリツィン大統領来日時	細川護熙
1993.11.20	APEC 首脳の経済展望に関する声明	開放性とパートナーシップ の精神が深まり	第1回APEC首脳会議	細川護熙
1994.11.15	APEC経済首脳の共通の決 意の宣言	平等なパートナーシップ、 責任の共有、相互の尊敬、 共通の関心及び共通の利益	第2回APEC首脳会合	村山富市
1995.3.16	日エジプト共同コミュニケ:よりよい将来に向けてのパートナーシップ	?	ムバラク大統領来日時	村山富市
1995.9.26	日豪パートナーシップに関 する共同宣言	揺るぎないパートナーシッ プを構築する	キーティング首相来日時	村山富市
1996.5.20	日独パートナーシップのた めの行動計画	_	池田外相訪独時	池田行彦外相
1996.9.2	新日英行動計画:世界に拡 がる特別なパートナーシップ	グローバルな利益と視野を 共有するパートナー	リフキンド外相来日時	池田行彦外相
1997.2.24	日モンゴル共同文書	総合的パートナーシップ構築	エンフサイハン首相来 日時	橋本龍太郎
1997.4.29	日豪パートナーシップのた めの課題:18 の協力	[本文に言及なし]	橋本首相訪豪時	橋本龍太郎
1997.10.13	太平洋・島サミット宣言	太平洋島嶼国の持続可能な 開発及び経済的・社会的福 利に向けてパートナーとし て協力	第1回サミット(東京)	橋本龍太郎
1997.11.24	日独パートナーシップのた めの行動計画(改訂)	_	キンケル外相訪日時	小渕恵三外相
1997.12.16	共同声明:21世紀に向けた 日 ASEAN 協力	より強固なパートナーシップを醸成	第1回日ASEAN首脳 会合	橋本龍太郎

表1 続き

表	1 続き				
	年月日	戦略的パートナーシップ タイトル	文書中言及	備考	日本側当事者
橋本政権					
小渕政権					
森政権					

年月日	パートナーシップタイトル	文書中言及	備考	日本側当事者
1998.1.12	21世紀に向けての日英共通 ヴィジョン	日英両国間の特別なパート ナーシップを強化	ブレア首相来日時	橋本龍太郎
1998.4.~	共同コミュニケ:21世紀へ の日南ア・パートナーシップ	お互いが重要なパートナー である	ムベキ副大統領来日時	橋本龍太郎
1998.5.11	日とモンゴル間の友好と協 力に関する共同声明	総合的パートナーシップ構 築	バガバンディ来日時	橋本龍太郎
1998.10.8	日韓共同宣言:21世紀に向 けた新たな日韓パートナー シップ	21世紀に向けた新たな日韓 パートナーシップを構築	金大中大統領訪日時	小渕恵三
1998.10.19 ~21	21世紀に向けたアフリカ開 発東京行動計画	真のパートナーシップの精神、グローバル・パートナーシップの原則	第2回TICAD	小渕恵三
1998.11.13	日露間の創造的パートナー シップ構築に関するモスク ワ宣言	創造的パートナーシップを 構築すべき	小渕首相訪露時	小渕恵三
1998.11.26	平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日中共同宣言+日中両国の21世紀に向けた協力強化に関する共同プレス発表	平和と発展のための友好協力パートナーシップの確立 平和と発展のための友好協力パートナーシップを積極的に推進	江沢民主席訪日時	小渕恵三
1999.3.20	日韓経済アジェンダ 21	21世紀に向けた日韓経済 パートナーシップをさらに 確固たるものとする	小渕首相韓国訪問時	小渕恵三
1999.4.12	日エジプト共同声明	1995年パートナーシップ共 同コミュニケの具体化	ムバラク大統領訪日時	小渕恵三
1999.9.13	オークランド・チャレン ジ:APEC首脳宣言	開放、パートナーシップ及 び共同体の精神	第7回 APEC 首脳会議	小渕恵三
1999.9.17	日加共同声明:21世紀への グローバル・パートナー シップ	両国のグローバル・パート ナーシップは強固	クレティエン首相来日時	小渕恵三
1999.9.~	行動計画21:21世紀における日本と英国	共有された利益と共通の課題によって結ばれた日本と 英国の特別なパートナーシップ	日英外相会談	高村正彦外相
1999.12.6	日カザフスタンとの友好、 パートナーシップと協力に 関する共同声明	友好関係と戦略的パート ナーシップを発展させる意 図を表明	ナザルバーエフ大統領 訪日時	小渕恵三
2000.4.22	太平洋・島サミット宮崎宣言:共に語る未来	信頼と友情に基づく継続的 な真のパートナーシップ	第2回サミット	森喜朗
2000.7.19	日EU首脳共同結論文書	より強固なパートナーシップのための新たな協力の枠 組み	第9回日EU 首脳協議	森喜朗
2000.9.5	平和条約問題に関する日露 声明	戦略的・地政学的利益に合 致する創造的パートナー シップを構築するとの志向	プーチン大統領来日時	森喜朗
2000.10.21	アジア欧州協力枠組み 2000	パートナーシップを更に強 化、包括的で未来志向の パートナーシップを構築	第3回ASEM首脳会合	森喜朗

表1 続き

表	1 続き				
	年月日	戦略的パートナーシップ タイトル	文書中言及	備考	日本側当事者
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~					
小泉政権					
	2002.7.8	日EU首脳協議共同プレス・ステートメント 日ウズベキスタン間における友好、戦略的パートナーシップと協力に関する共同声明	ナーシップを発展させてい	第11回日EU首脳 協議 カリモフ大統領来 日時	小泉純一郎

年月日	パートナーシップタイトル	文書中言及	備考	日本側当事者
2000.10.30	21世紀における日独関係: 協力の7つの柱	(両国の) グローバル・パートナーシップを展開していく	フィッシャー副首相来 日時	河野洋平外相
2001.2.15	日モンゴル共同新聞発表	総合的パートナーシップの 確立	エンフバヤル首相訪日時	森喜朗
2001.3.25	平和条約交渉の今後の継続 に関する日露イルクーツク 声明	1998 年創造的パートナー シップ構築に関するモスクワ 宣言など諸文書に基づいて	森首相訪露時	森喜朗
2001.3.30	東アジア・ラテンアメリカ 間対話・協力フォーラムの ための枠組み文書	新たなパートナーシップを 発展させる	第1回FEALAC外相会合	荒木清寛 外務副大臣
2001.6.30	日米:安全と繁栄のための パートナーシップ	共通の価値観、相互信頼及 び友情に基づくパートナー シップ、揺るぎない同盟に おけるパートナー	小泉首相訪米中	小泉純一郎
2001.10.21	APEC 首脳宣言:新世紀に おける新たな挑戦への対応	地域経済協力のためのより 緊密で強いパートナーシップ	第9回APEC首脳会議	小泉純一郎
2001.11.19	日アルメニアの友好とパー トナーシップに関する共同 声明	相互の尊敬、信頼及び平等 なパートナーシップの精神	コチャリャン大統領来 日時	小泉純一郎
2001.12.8	日本・EU協力のための行 動計画	グローバル・パートナーと して、我々のパートナー シップを継続	第10回日EU 首脳協議	小泉純一郎
2001.12.10	日印共同宣言	グローバル・パートナー シップを強化	ヴァジパイ首相訪日時	小泉純一郎
2002.2.14	日ルーマニアの友好、協力、パートナーシップに関する共同声明	基本的価値観を共有する パートナーとしての新たな 関係を構築してゆく基礎	イリエスク大統領来日時	小泉純一郎
2002.5.1	日豪首脳会談共同プレスス テートメント:日豪の創造 的パートナーシップ・付属 文書	日豪創造的なパートナー シップを促進させるべく	小泉首相訪豪時	小泉純一郎
2002.6.4	日エストニア共和国外務省 間の協力に関する共同声明	民主主義、自由及び基本的 人権という価値並びにパー トナーシップ及び相互利益 という原則	オユランド外相来日時	川口順子外相
2002.10.4	日ベトナム共同新聞発表	「共に歩み共に進む」率直	ノン・ドゥク・マィン	小泉純一郎
		なパートナー、対等のパートナーシップ	書記長訪日時	III - MET - III -
2002.12.6	日カザフスタン間の2二国 間関係の強化に関する共同 声明	1999年「友好、パートナーシップ」共同声明に基づき両国間の「戦略的パートナーシップ」を更に発展させる	トカーエフ外相来日時	川口順子外相

表1 続き

表	1 続き				
	年月日	戦略的パートナーシップ タイトル	文書中言及	備考	日本側当事者
小泉政権					
	2003.5.2	日EU首脳協議共同プレス・ステートメント	政治的・戦略的パートナー シップをより強固に	第12回日EU首脳 協議	小泉純一郎
	2003.8.19	日ポーランドの戦略的パートナーシップに向けた共同 声明	相互の関心事項について戦 略的パートナーシップを確 立することを決意	小泉首相ポーラン ド訪問時	小泉純一郎
	2003.8.21	日チェコの戦略的パート ナーシップに向けた共同声明	(日・EU戦略的パートナーシップに)チェコが積極的に関与	小泉首相チェコ訪 問時	小泉純一郎
	2003.10.16	共同声明:日本とメキシコ との間の新時代における太 平洋を跨ぐ戦略的パート ナーシップ	新時代に向けたパートナー シップを構築していく	フォックス大統領来日時	小泉純一郎
	2004.6.22	日 EU 首脳協議共同プレス・ステートメント	強固な戦略的パートナー シップを進める	第13回日EU首脳 協議	小泉純一郎

年月日	パートナーシップタイトル	文書中言及	備考	日本側当事者
2003.1.10	日露行動計画	広範な日露パートナーシップの新たな地平線の開拓、 戦略的パートナーとしての 対話と行動の推進	小泉首相訪露時	小泉純一郎
2003.1.10	日露行動計画採択に関する 共同声明	創造的パートナーシップの 構築に向けて	小泉首相訪露時	小泉純一郎
2003.3.13	日ブルガリアの新たなパー トナーシップに関する共同 発表	21世紀における二国間の長期的なパートナーシップを強化するための新たな方途を探求	パシ外相来日時	川口順子外相
2003.5.17	日 PIF 首脳会議宣言・沖縄 イニシアティブ	相互に利益をもたらすパー トナーシップの重要性	第3回太平洋・島サミット	小泉純一郎
2003.6.7	日韓首脳共同声明:平和と 繁栄の北東アジア時代に向 けた日韓協力基盤の構築	1998年共同宣言「21世紀 に向けた新たな日韓パート ナーシップ」の精神	盧武鉉大統領訪日時	小泉純一郎
2003.6.22	ACD 外相会合チェンマイ 宣言	アジア参加諸国の間に戦略 的パートナーシップを作る	第2回ACD外相会合	川口順子外相
2003.10.1	TICAD10 周年宣言	[アフリカの] オーナー シップを支える国際社会の パートナーシップ	第3回TICAD	小泉純一郎
2003.10.7	日中韓3国間協力の促進に 関する共同宣言	3国は相互に経済・貿易の 重要なパートナー	第5回日中韓首脳会合	小泉純一郎
2003.10.21	APEC首脳宣言:未来に向 けたパートナーシップに関 するバンコク宣言	パートナーシップを強化	第11回 APEC 首脳会議	小泉純一郎
2003.12.4	日モンゴル共同声明	総合的パートナーシップの 強化	バガバンディ大統領訪 日時	小泉純一郎
2003.12.12	新千年期における躍動的で 永続的な日本と ASEAN の パートナーシップのための 東京宣言	「共に歩み共に進む」パートナーシップへと発展してきた、戦略的パートナーシップの下で協力を深化、 拡大	日ASEAN特別首脳会議	小泉純一郎
2003.12.16	露首相訪日に関する共同声明	創造的パートナーシップの 強化	カシヤノフ首相来日時	小泉純一郎
2004.7.3	日ベトナム共同声明:不朽 のパートナーシップの新た な地平へ向けて	不朽のパートナーシップの 新しい地平へ	川口外相訪越時	川口順子外相

表1 続き

年月日	戦略的パートナーシップ			
	タイトル	文書中言及	備考	日本側当事者
2004.9.17	日メキシコ EPA 署名に際す る共同声明	戦略的パートナーシップの 強固な基盤を築いた	小泉首相訪墨時	小泉純一郎
2004.10.25	日ハンガリー共同声明	将来の戦略的パートナー シップに向け	ジュルチャーニ首 相来日時	小泉純一郎
2005.1.14	共同プレスリリース:日ポーランドの戦略的パートナーシップに向けた共同声明に基づく協力の具体的成果及び将来の協力見通し	_	ベルカ首相来日時	小泉純一郎
2005.4.20	新たなアジア・アフリカ戦略的パートナーシップ行動計画に関する共同閣僚声明新たなアジア・アフリカ戦略的パートナーシップに関する宣言	平等のパートナーシップ、 共通のオーナーシップ、ア ジアとアフリカの間の架け 橋を構築 3つの幅広いパートナー シップの分野での連携を構築	アジア・アフリカ 閣僚会議 アジア・アフリカ 首脳会議	町村信孝外相 小泉純一郎
2005.5.25	共同プレス発表:日マレー シア経済連携協定	戦略的パートナーシップの 新しい時代を刻む	バダウィ首相非公 式訪日時	小泉純一郎
	2004.10.25 2005.1.14 2005.4.20 2005.4.22	2004.10.25 日ハンガリー共同声明	2004.10.25 日ハンガリー共同声明   強固な基盤を築いた   2005.1.14   共同プレスリリース:日ポーランドの戦略的パートナーシップに向けた共同声明に基づく協力の具体的成果及び将来の協力見通し   平等のパートナーシップ、アシア・アフリカ戦略的パートナーシップ行動計画に関する共同閣僚声明   本語を対して、アシア・アフリカ戦略を構築   3つの幅広いパートナーシップの分野での連携を構築   3つの何野での連携を構築   3つの何野での連携を構築   3つの何野での連携を構築   3つのが野での連携を構築   3005.5.25   4回の   4回	2004.10.25 日ハンガリー共同声明   探来の戦略的パートナー   ジュルチャーニ首相来日時   日ハンガリー共同声明   将来の戦略的パートナー   ジュルチャーニ首相来日時   イルカ首相来日時   イルカ首相来日時   イルカ首相来日時   イルカ首相来日時   イルカ首相来日時   イルカ首相来日時   本語のパートナーシップに向けた共同声明に基づく協力の具体的成果及び将来の協力見通し   平等のパートナーシップ、アジア・アフリカ   下がアンフリカの間の架け   経路を構築   第たなアジア・アフリカ戦   路的パートナーシップに関する宣言   カロ   和家   和家   和家   和家   和家   和家   和家   和

年月日	パートナーシップタイトル	文書中言及	備考	日本側当事者
2004.8.27	パートナーシップと協力の 更なる発展に関する日カザ フスタン外相共同発表	1999年「友好、パートナー シップと協力」共同声明に 盛られている日カザフスタ ン関係の基本原則の妥当性	川口外相カザフスタン 訪問時	川口順子外相
2004.8.28	外相共同声明:新時代を迎 える日本・中央アジア関係	パートナーとして地域及び 世界の課題に取り組む	第1回中央アジア+日 本外相会合	川口順子外相
2004.10.9	より緊密な ASEM 経済パートナーシップに関するハノ イ宣言	より緊密な経済パートナー シップ、かかるパートナー シップを平等と公正の原則 に基づき前進	第5回ASEM首脳会合	小泉純一郎
2004.10.9	文化と文明間の対話に関す る ASEM 宣言	両地域の人々の間にパート ナーシップ意識を育成	第5回ASEM首脳会合	小泉純一郎
2004.10.26	日・中米フォーラム共同声明	日・中米間の新たなパート ナーシップを構築	第8回日・中米フォー ラム(次官級)	外務省中南米 局長
2004.12.15	日ブルガリアのパートナー シップに関する共同声明	伝統的な友好関係とパート ナーシップを再確認	サクスコブルク首相来 日時	小泉純一郎
2005.1.19	日加共同声明	   パートナーシップを更に拡   大及び深化	マーティン首相来日時	小泉純一郎
2005.3.27	日仏新パートナーシップ宣言:国際社会の平和と安定 及び繁栄のために	特別なパートナーとして両 国関係を発展させる	シラク大統領来日時	小泉純一郎
2005.4.29	アジア新時代における日印 パートナーシップ:日印グ ローバル・パートナーシッ プの戦略的方向性	グローバル・パートナーシップの新たな戦略的焦点	小泉首相訪印時	小泉純一郎
2005.5.2	日EU首脳協議共同プレス・ステートメント	強力かつ効果的な日・EU パートナーシップの構築	第 14 回日 EU 協議	小泉純一郎
2005.6.2	日インドネシア共同声明: 新たな挑戦へのパートナー	新たな挑戦へのパートナー として緊密に協力	ユドヨノ大統領訪日時	小泉純一郎
2005.6.2	日 NZ共同プレスステート メント	アジア太平洋地域における パートナー	クラーク首相来日時	小泉純一郎
2005.7.14	日本・バングラデシュ共同 プレス発表:国際社会と南 アジアの繁栄に向けての強 固なパートナーシップ		ジア首相来日時	小泉純一郎

表1 続き

表	1 続き				
	年月日	戦略的パートナーシップ タイトル	文書中言及	備考	日本側当事者
小泉政権	2005.9.1	共同プレス発表:日タイ経 済連携協定	戦略的パートナーシップの 新たな時代	タクシン首相訪日時	小泉純一郎
	2005.12.13	首脳会議共同声明: 日 ASEAN 戦略的パートナー シップの深化と拡大	戦略的パートナーシップを 深化しかつ拡大する	第9回日ASEAN 首脳会議	小泉純一郎
	2006.1.4	日印外相共同プレス・リ リース	日印 グローバル・パート ナーシップを戦略的観点か ら更に促進	麻生外相訪印時	麻生太郎外相
	2006.3.18	日豪外相会談共同ステート メント:包括的な戦略的関 係の構築に向けて	パートナーシップが更に発 展されるべき	麻生外相訪豪時	麻生太郎外相
	2006.4.6	共同声明:日サウジアラビ ア間の戦略的・重層的パー トナーシップ構築に向けて	経済関係の更なる発展が戦略的・重層的パートナーシップに向けての主要な原動力	スルタン皇太子来 日時	小泉純一郎
	2006.7.13	経済上の連携に関する日マ レーシア政府間の協定発効 に際しての共同プレス発表	戦略的パートナーシップの ための強固な基礎を築く	第1回 EPA 合同委 員会	関連閣僚
	2006.8.29	日ウズベキスタン共同プレ ス・ステートメント	2002年「友好、戦略的パートナーシップと協力に関する共同声明」に基づき	小泉首相ウズベキ スタン訪問時	小泉純一郎

年月日	パートナーシップタイトル	文書中言及	備考	日本側当事者
2005.7.21	日ウクライナ間の21世紀 における新たなパートナー シップに関する共同声明	基本的価値観を共有する対 等なパートナーとして新た なパートナーシップ構築の ため	ユーシチェンコ大統領 来日時	小泉純一郎
2005.11.30	日モロッコ間の友好、パートナーシップ及び協力に関 する共同声明		モハメッド6世国王来 日時	小泉純一郎
2005.12.14	東アジア首脳会議に関する クアラルンプール宣言	平等、パートナーシップ、 協議及びコンセンサスの原則	第1回EAS	小泉純一郎
2006.3.10	日アゼルバイジャン間の友 好とパートナーシップの一 層の発展に関する共同声明	今後の両国間の友好とパー トナーシップの一層の発展	アリエフ大統領来日時	小泉純一郎
2006.3.28	日モンゴル共同新聞発表	「総合的パートナーシップ」 構築	エンフボルド首相訪日時	小泉純一郎
2006.4.24	日EU首脳協議共同プレス・ステートメント	グローバル・パートナーと しての日・EUのパート ナーシップを強化	第 15 回日 EU 協議	小泉純一郎
2006.5.27	日PIF首脳宣言:より強く 繁栄した太平洋地域のため の沖縄パートナーシップ	特別なパートナーシップを 一層強化	第4回サミット	小泉純一郎
2006.6.29	共同声明:新世紀の日米同盟	日米パートナーシップは歴 史上最も成熟した2国間関 係の1つ	小泉首相訪米時	小泉純一郎
2006.8.28	日カザフスタン間の友好、 パートナーシップと協力の 一層の発展に関する共同声明	[1994年以来の一連の共同 声明が両国間の] 戦略的パートナーシップの進展のため の良き基盤となった	小泉首相カザフスタン 訪問時	小泉純一郎
2006.9.11	ASEMの将来に関するヘル シンキ宣言	包括的なパートナーシップ を促進	第6回ASEM首脳会合	小泉純一郎

表1 続き

年月日 2006.10.8 2006.10.23 2006.11.17 2006.11.28	戦略的パートナーシップタイトル 日中共同プレス発表 日ベトナム共同声明:アジアの平和と繁栄のための戦略的なパートナーシップに向けて日チリEPA交渉に関する共同新聞発表日インドネシア共同声明:平和で繁栄する未来へ向けての戦略的パートナーシップ	文書中言及 共通の戦略的利益に立脚した互恵関係の構築 アジア地域の平和と繁栄の ための戦略的なパートナー として 戦略的パートナーシップに 新たな時代を画す 「平和で繁栄する未来へ向 けての戦略的パートナー シップ」の下	備考 安倍首相訪中時 グエン・タン・ズン首相訪日時 ハノイ APEC総会での首脳会談 ユドヨノ大統領訪日時	日本側当事者 安倍晋三 安倍晋三 安倍晋三
2006.10.23 2006.11.17 2006.11.28	日ベトナム共同声明:アジアの平和と繁栄のための戦略的なパートナーシップに向けて日チリEPA交渉に関する共同新聞発表日インドネシア共同声明:平和で繁栄する未来へ向けての戦略的パートナーシップ	た互恵関係の構築 アジア地域の平和と繁栄の ための戦略的なパートナー として 戦略的パートナーシップに 新たな時代を画す 「平和で繁栄する未来へ向 けての戦略的パートナー	グエン・タン・ズ ン首相訪日時 ハノイ APEC 総会 での首脳会談 ユドヨノ大統領訪	安倍晋三安倍晋三
2006.11.17 2006.11.28 2006.12.15	アの平和と繁栄のための戦略的なパートナーシップに向けて日チリEPA交渉に関する共同新聞発表日インドネシア共同声明:平和で繁栄する未来へ向けての戦略的パートナーシップ	ための戦略的なパートナーとして 戦略的パートナーシップに 新たな時代を画す 「平和で繁栄する未来へ向 けての戦略的パートナー	ン首相訪日時 ハノイ APEC 総会 での首脳会談 ユドヨノ大統領訪	安倍晋三
2006.11.28	同新聞発表 日インドネシア共同声明: 平和で繁栄する未来へ向けて の戦略的パートナーシップ 日印戦略的グローバル・	新たな時代を画す 「平和で繁栄する未来へ向 けての戦略的パートナー	での首脳会談 ユドヨノ大統領訪	
2006.12.15	平和で繁栄する未来へ向けて の戦略的パートナーシップ 日印戦略的グローバル・	けての戦略的パートナー		安倍晋三
2007 1 0	パートナーシップに向けた	戦略的グローバル・パート ナーシップ構築への決意	シン首相来日時	安倍晋三
2007.1.9	日英共同声明:未来のため の枠組み	地球規模の共通の視点を有す る自明の戦略的パートナー	安倍首相訪英時	安倍晋三
2007.3.3	安全保障協力に関する日豪 共同宣言	戦略的パートナーシップを 継続的に発展させる	ハワード首相訪日時	安倍晋三
2007.4.3	経済上の連携に関する日タ イ間の協定署名に当たって の共同声明	両国間の戦略的パートナー シップは新たな時代を迎えた	スラユット首相訪 日時	安倍晋三
2007.4.11	日中共同プレス発表	「共通の戦略的利益に立脚 した互恵関係」の構築に努力	温家宝総理訪日時	安倍晋三
2007.4.28	共同声明:日サウジアラビ ア間の戦略的、重層的パート ナーシップの発展に向けて	パートナーシップの強化を 行う	安倍首相サウジア ラビア訪問時	安倍晋三
2007.5.2	日エジプト共同声明	パートナーシップを強化していく、戦略的パートナーシップ強化のための重要な一歩	安倍首相エジプト訪問時	安倍晋三
	2007.4.11 2007.4.28	<ul> <li>2007.4.3 経済上の連携に関する日タイ間の協定署名に当たっての共同声明</li> <li>2007.4.11 日中共同プレス発表</li> <li>2007.4.28 共同声明:日サウジアラビア間の戦略的、重層的パートナーシップの発展に向けて</li> </ul>	2007.4.3       経済上の連携に関する日々 イ間の協定署名に当たって の共同声明       両国間の戦略的パートナーシップは新たな時代を迎えたの共同声明         2007.4.11       日中共同プレス発表       「共通の戦略的利益に立脚した互恵関係」の構築に努力パートナーシップの発展に向けて         2007.4.28       共同声明:日サウジアラビア間の戦略的、重層的パートナーシップの発展に向けて       パートナーシップを強化していく、戦略的パートナーシップ強化のための重要な	2007.4.3   経済上の連携に関する日々   不間の協定署名に当たって の共同声明   日中共同プレス発表   「共通の戦略的利益に立脚 した互恵関係」の構築に努力   パートナーシップの強化を   安倍首相サウジアラビア間の戦略的、重層的パートナーナーシップの発展に向けて   日エジプト共同声明   パートナーシップを強化していく、戦略的パートナーシップ強化のための重要な   安倍首相エジプト   訪問時

年月日	パートナーシップタイトル	文書中言及	備考	日本側当事者
2006.12.9	日フィリピン共同声明:親 密な隣国間の包括的協力 パートナーシップ	包括的な協力のためのパー トナーとして	安倍首相訪比時	安倍晋三
2007.2.26	今後10年間の日モンゴル 基本行動計画	総合的パートナーシップ新 たな段階に進展させる	エンフバヤル大統領訪日時	安倍晋三
		にな扠陷に進放させる	口时	
2007.3.8	日グルジア間の新たな友好 とパートナーシップに関す る共同声明	今後の両国間の友好とパー トナーシップの更なる発展	サーカシヴィリ大統領 来日時	安倍晋三
2007.4.29	日アラブ首長国連邦共同声明	パートナーシップの発展に 大いに寄与	安倍首相 UAE 訪問時	安倍晋三
2007.5.28	V4+1外相会合プレス・ス テートメント	価値を共有するパートナー としての関係を強化	第2回V4+1外相会合	麻生太郎外相
2007.6.5	日EU首脳協議共同プレス 声明	長年にわたるパートナー シップを一層強化	第16回日EU 首脳協議	安倍晋三
2007.6.14	日カンボジア間の新たな パートナーシップに関する 共同声明	両国の間のパートナーシップは新たな段階に入った	フン・セン首相訪日時	安倍晋三
2007.6.18	経済上の連携に関する日ブルネイ国間の協定の署名に 当たっての共同声明	新たな、より高いレベルの パートナーシップに引き上 げる	ボルキア国王訪日時	安倍晋三

表1 続き

表	1 続き				
	年月日	戦略的パートナーシップ タイトル	文書中言及	備考	日本側当事者
安倍政権①	2007.8.22	新次元における日印戦略的 グローバル・パートナー シップのロードマップに関 する共同声明	両国のパートナーシップが 新たな次元に高められた	安倍首相訪印時	安倍晋三
福田康夫政権	2007.11.27	深化する日ベトナム関係に 関する共同声明	両国の戦略的パートナー シップに向けたアジェンダ	グエン・ミン・チ エット主席訪日時	福田康夫
	2008.4.23	日 EU 首脳協議共同プレス 声明 「戦略的互恵関係」の包括的 推進に関する日中共同声明	戦略的パートナーシップを 一層促進 「戦略的互恵関係」を包括 的に推進、「戦略的互恵関 係」の新たな局面	第17回日EU首脳協議 胡錦濤主席訪日時	福田康夫福田康夫
	2008.6.12	日豪共同ステートメント: 包括的かつ戦略的な安全保 障・経済パートナーシップ 日カザフスタン首脳間の共 同声明	包括的かつ戦略的な安全保障・経済パートナーシップを更に強化 戦略的パートナーシップが 良好に発展してきた	ラッド首相訪日時 ナザルバーエフ大 統領来日時	福田康夫福田康夫
麻生政権	2008.10.1	日ポーランド共同プレス・ステートメント 日印戦略的グローバル・パートナーシップの前進に 関する共同声明	2003 年戦略的パートナーシップ共同声明を想起 構築された戦略的グローバル・パートナーシップの重要性を再確認	シコルスキ外相来日時シン首相来日時	中曽根弘文外相麻生太郎
	2009.4.24	アジアにおける平和と繁栄 のための戦略的パートナー シップに関する日ベトナム 共同声明	日越間で構築された「アジア における平和と繁栄のため の戦略的パートナーシップ」	ノン・ドゥク・マ イン書記長訪日時	麻生太郎

年月日	パートナーシップタイトル	文書中言及	備考	日本側当事者
2007.8.24	日マレーシア外交関係50 周年に際しての共同声明: 変わらぬ友情と広範なパー トナーシップ	「変わらぬ友情と広範な パートナーシップ」の下、 共通の未来に向けて	安倍首相のマ訪問時	安倍晋三
2007.11.14	日キルギス間の新たな友 好、パートナーシップ及び 協力に関する共同声明	友好・パートナーシップ関 係が良好に発展してきた	バキーエフ大統領訪日時	福田康夫
2008.4.21	日韓共同プレス発表	一層成熟したパートナー シップ関係に拡大	李明博大統領訪日時	福田康夫
2008.5.14	日 NZ共同プレスステート メント	アジア太平洋地域において 民主的価値を共有する自然 なパートナー	クラーク首相来日時	福田康夫
2008.5.30	TICAD 横浜宣言: 元気な アフリカを目指して	真のパートナーシップの構築、地球規模でのパートナーシップの拡大	第4回TICAD	福田康夫
2008.6.6	日トルコ共同声明	パートナーシップを強化す る意志	ギュル大統領来日時	福田康夫
2008.12.13	日中韓3国間パートナー シップに関する共同声明	_	第1回日中韓サミット	麻生太郎
2009.1.26	日ブルガリア共同プレス・ リリース	両国のパートナーシップを 戦略的観点から更に強化	パルヴァノフ大統領来 日時	麻生太郎
2009.1.28	日イラク政府間の包括的パー トナーシップ構築の宣言	包括的パートナーシップ、 即ち両国の相互利益に基づ いたパートナーシップを構築	安倍特使イラク訪問時	安倍晋三特使
2009.3.10	日グルジア外相共同プレス 発表	2007年友好・パートナーシップ共同声明を想起	ヴァシャッゼ外相来日時	中曽根弘文外相

表1 続き

表	1 続き				
	年月日	戦略的パートナーシップ タイトル	文書中言及	備考	日本側当事者
麻生政権	2009.5.4	日 EU 首脳協議共同プレス 声明	戦略的パートナーシップを 一層促進	第18回日EU首脳協議	麻生太郎
	2009.6.18	親密な隣国間に将来に向けて戦略的パートナーシップを育むための日フィリピン 共同声明	将来に向けて戦略的パート ナーシップを育む	アロヨ大統領訪日時	麻生太郎
鳩山政権					
	2009.12.29	共同声明:日印戦略的グローバル・パートナーシップの新たな段階 21世紀における戦略的グローバル・パートナーシップ及び経済成長促進に関する日メキシコ共同声明	日印戦略的グローバル・ パートナーシップを発展させることを再確認 戦略的パートナーシップの 構築が着実に進展	鳩山首相訪印時 カルデロン大統領 訪日時	鳩山由紀夫鳩山由紀夫
	2010.3.24	日カザフスタン外相共同プレス発表	2008年6月の首脳間共同声明を踏まえ両国間の戦略的パートナーシップを確認	サウダバエフ外相来日時	岡田克也外相

年月日	パートナーシップタイトル	文書中言及	備考	日本側当事者
2009.5.23	日 PIF:北海道アイラン ダーズ宣言	対等なパートナーシップに 基づいて共に取り組む	第5回太平洋・島サミット	麻生太郎
2009.6.2	日ナイジェリア共同コミュニケ	特別なパートナーシップを 更に強化していく	マドゥエケ外相来日時	中曽根弘文外相
2009.6.17	日アゼルバイジャン共同プレス発表	2006年友好・パートナー シップ共同声明を想起	メメディヤロフ外相来日時	中曽根弘文 外相
2009.6.18	日イラク外相共同声明	包括的パートナーシップ構 築の宣言へのコミットメン ト、日イラク戦略的パート ナーシップの発展	ズィーバーリー外相来 日時	中曽根弘文外相
2009.7.16	日モンゴル共同新聞発表	「総合的パートナーシップ」 の構築	バヤル首相訪日時	麻生太郎
2009.10.10	日中韓協力10周年を記念 する共同声明	未来志向の包括的協力の パートナーシップの設立	第2回日中韓サミット	鳩山由紀夫
2009.10.15	ACD外相会合コロンボ宣言	建設的関与とパートナーシップのためのフォーラム	第8回ACD外相会合	西村康稔外務 政務官
2009.10.29	日 NZ 共同プレスステート メント	アジア太平洋地域及び国際 社会における長年の自然な パートナー	キー首相来日時	鳩山由紀夫
2009.11.7	第1回日メコン首脳会議東京宣言:共通の繁栄する未来のための新たなパートナーシップの確立	共通の繁栄する未来のため の新たなパートナーシップ を確立	第1回日メコン首脳会議	鳩山由紀夫
2009.12.16	日トルクメニスタン間の友 好、パートナーシップ及び 協力の一層の発展に関する 共同声明	_	ベルディムハメドフ大 統領来日時	鳩山由紀夫
2010.3.4	日ラオス共同声明:恒久的 な友好関係及び地域の繁栄 に向けた包括的パートナー	恒久的な友好関係及び地域 の繁栄に向けた包括的パー トナーシップを通じて	チュンマリー主席訪日時	鳩山由紀夫
2010.4.19	シップの強化  日マレーシア共同首脳声明:新たなフロンティアへ 向けて強化されたパート ナーシップ	強化されたパートナーシップの新たな段階を迎えつつ ある	ナジブ首相訪日時	鳩山由紀夫

表1 続き

	年月日	戦略的パートナーシップ	文書中言及	備考	日本側当事者
鳩山政権		タイトル			
菅政権					
1112	2010.10.25	共同声明:次なる10年に向けた日印戦略的グローバル・パートナーシップのビジョン	戦略的グローバル・パート ナーシップを 21 世紀の次な る 10 年に、一層強固なもの とし、拡大・強化する	シン首相来日時	菅直人
	2010.10.31	アジアにおける平和と繁栄 のため戦略的パートナー シップを包括的に推進する ための日ベトナム共同声明	戦略的パートナーシップを 強力かつ更に包括的に一層 発展	菅首相訪越時	菅直人
	2010.11.19	「戦略的パートナーシップ」 構築に向けた日モンゴル共 同声明	新時代の幕を開ける「戦略的 パートナーシップ」の構築	エルベグドルジ大 統領訪日時	菅直人
	2011.2.9	日ウズベキタン共同声明	両国の戦略的パートナー シップ関係が着実に発展	カリモフ大統領訪日時	菅直人
野田政権	2011.9.27	特別な友情の絆で結ばれた隣国間の「戦略的パーナーシップ」の包括の推奨に関	両国の関係が「戦略的パー トナーシップ」に発展して きたとの共通認識	アキノ3世大統領 訪日時	野田佳彦
	2011.11.18	する日フィリピン共同声明 共に繁栄する日本と ASEAN の戦略的パートナーシップ の強化のための共同宣言	戦略的パートナーシップの 強化	第14回日 ASEAN 首脳会議	野田佳彦

年月日	パートナーシップタイトル	文書中言及	備考	日本側当事者
2010.4.28	日 EU 首脳協議共同プレス 声明	同じ考えを持つグローバル・ パートナー	第19回日EU首脳協議 協議	鳩山由紀夫
2010.4.30	共同プレス・ステートメン ト:日南ア・パートナー シップ・フォーラム総括	パートナーシップをさらに 深化させていく	岡田外相南アフリカ訪 問時	岡田克也外相
2010.5.30	日中韓3国間協力ビジョン 2020	未来志向の包括的協力の パートナーシップ	第3回日中韓サミット	鳩山由紀夫
2010.8.7	中央アジア+日本外相会合 共同プレス・リリース	日本と中央アジアとのパー トナーシップを進める	第3回中央アジア+日 本外相会合	岡田克也外相
2010.11.29	日バングラデシュ共同声 明:国際社会と南アジアの 平和と繁栄にむけての強固 なパートナーシップの拡大	_	ハシナ首相来日時	菅直人
2011.1.18	日本・ウクライナ・グローバル・パートナーシップに関する共同声明		ヤヌコーヴィチ大統領 来日時	菅直人
2011.2.22	日パキスタン包括的パート ナーシップに関する共同声明	平和と発展のための包括的 なパートナーシップに二国 間関係を強化していく	ザルダリ大統領来日時	菅直人
2011.5.28	日EU首脳協議共同プレス 声明	志を共にするグローバル・ パートナー	第20回日EU 首脳協議	菅直人
2011.5.22	第4回日中韓サミット首脳 宣言	未来志向で包括的な協力 パートナーシップをより一 層強化	第4回日中韓サミット	菅直人
2011.5.26~ 27	アラブの春に関する G8 宣言	共通の目標に基づき「ドー ヴィル・パートナーシッ プ」を立ち上げた	G8ドーヴィルサミット	菅直人
2011.6.6	V4+日外相会合共同プレス・ステートメント	促進・深化するパートナー シップ	第4回V4+日本外相 会合	松本剛明外相
2011.8.25	FEALAC ブエノスアイレス 宣言	東アジア・ラテンアメリカ間 の協力とパートナーシップ の促進	第5回FEALAC外相 会合	山花郁夫 外務政務官

#### 表 1 続き

表	1 続き				
	年月日	戦略的パートナーシップ タイトル	文書中言及	備考	日本側当事者
野田政権	2011.12.28	共同声明:国交樹立 60 周年を迎える日インドの戦略的グローバル・パートナーシップ強化に向けたビジョン	戦略的グローバル・パート ナーシップを強化する必要性	野田首相訪印時	野田佳彦
	2012.4.10	日英共同声明:世界の繁栄 と安全保障を先導する戦略 的パートナーシップ	日英間に存在する先導する 戦略的パートナーシップの 特別な重要性を再確認	キャメロン首相来 日時	野田佳彦
安倍政権②					

年月日	パートナーシップタイトル	文書中言及	備考	日本側当事者
2011.11.19	互恵関係に向けた原則に関 する東アジア首脳会議宣言	善隣、パートナーシップ、 共同体構築の促進	第6回EAS	野田佳彦
2011.11.22	日イラク首脳共同声明:包括的パートナーシップの新たな段階に向けて	パートナーシップが新たな 段階に入った	マーリキー首相来日時	野田佳彦
2012.2.21	日モザンビーク共同プレ ス・ステートメント	パートナーシップの一層の 強化に向けた決意	アリ首相訪日時	野田佳彦
2012.3.29	日チリ首脳会談共同プレス 発表	両国間のパートナーシップ の基礎となる原則や価値	ピニェラ大統領来日時	野田佳彦
2012.4.21	日メコン協力のための東京 戦略 2012	共通の繁栄する未来のため の新しいパートナーシップ を発展	第4回日メコン首脳会議	野田佳彦
2012.4.30	日米共同声明:未来に向け た共通のビジョン	我々の同盟は、包括的な パートナーシップへと着実 に発展	野田首相訪米時	野田佳彦
2012.5.9	日ペルー首脳会談を踏まえ た共同プレス発表	パートナーシップの基礎となる原則や価値について協議	ウマラ大統領来日時	野田佳彦
2012.5.13	日中韓3国間の包括的な協力パートナーシップの強化に関する共同宣言	未来志向で包括的な協力パートナーシップを更に強化	第5回日中韓サミット	野田佳彦
2012.5.26	太平洋・島サミット:沖縄 キズナ宣言	責任の共有及びオーナーシップの原則、対等かつ重 要なパートナー	第6回サミット	野田佳彦
2012.10.16	日仏外相共同プレス・コ ミュニケ	「特別なパートナー」関係 構築のため	玄葉外相訪仏時	玄葉光一郎 外相
2012.11.6	ASEM9: 平和と開発のための パートナーシップの強化に 関するヴィエンチャン宣言	平和と開発のための包括 的、かつ平等、互恵のアジア 欧州パートナーシップを強化	第3回ASEN首脳会合	野田佳彦
2012.11.10	日本・中央アジアの新たな パートナーシップの構築に 関する共同声明	諸国間のパートナーシップを 一層高いレベルに引き上げ	第4回中央アジア+日 本外相会合	玄葉光一郎 外相
2012.11.19	ASEAN+3協力15周年記念 首脳共同声明	ASEAN+3パートナーシップの強化	第15回ASEAN+3首脳 会議	野田佳彦
2013.2.26	日ルーマニアの新たなパー トナーシップに関する外相 共同声明	新たなパートナーシップを 強化	コルラツェアン外相来 日時	岸田文雄外相
2013.3.14	共同声明:国交樹立60周年 を越えた日本・スリランカ のパートナーシップの強化	二国間パートナーシップを 定着・強化させるための大 きな潜在性を一層活用する 新しい段階	ラージャパクサ大統領 来日時	安倍晋三
2013.3.25	[日 EU] 共同プレスリリース	基本的価値を共有するグ ローバル・パートナー	日EU首脳電話会談	安倍晋三

表1 続き

表	1 続き				
	年月日	戦略的パートナーシップ タイトル	文書中言及	備考	日本側当事者
安倍政権②	2013.4.8	共同声明:21世紀における 日メキシコ戦略的グローバ ル・パートナーシップ強化 のための共通ビジョン及び 行動計画	戦略的グローバル・パート ナーシップの下で協力を更 に強化	ペニャ・ニエト大 統領訪日時	安倍晋三
	2013.5.3	日トルコの戦略的パートナーシップの構築に関する共同宣言 共同声明:国交樹立60周年を超えた日印戦略的グローバル・パートナーシップの強化	戦略的パートナーシップの 関係に高める 戦略的パートナーシップを 一層定着させ強化していく	安倍首相トルコ訪 問時 シン首相訪日時	安倍晋三
	2013.6.9	日ニュージーランドの戦略 的協力パートナーシップに 関する共同声明	長きにわたる自然なパートナー、この関係に新しい活力とビジョンをもたらす	岸田外相NZ訪問時	岸田文雄外相

注:日本側当事者で肩書きのない者は首相。

出所:著者(白石)作成。

年月日	パートナーシップタイトル	文書中言及	備考	日本側当事者
2013.2.27	日キルギス間の友好、パートナーシップ及び協力の更 なる深化に関する共同声明	友好、パートナーシップ及 び協力がより高い段階に移 行していることを確認	アタムバエフ大統領訪 日時	安倍晋三
2013.4.29	日露パートナーシップの発 展に関する共同声明	広範な日露戦略的パート ナーシップの構築を目的と して	安倍首相訪露時	安倍晋三
2013.4.30	日サウジアラビア間の包括 的パートナーシップの強化 に関する共同声明	包括的パートナーシップを 強化する意思を表明	安倍首相サウジアラビア 訪問時	安倍晋三
2013.5.2	安定と繁栄に向けた日UAE 間の包括的パートナーシップの強化に関する共同声明	緊密なパートナーシップ並 びに平和、安定及び繁栄の 確保に関する共通認識;両 国のパートナーシップを深 化させ続ける	安倍首相UAE訪問時	安倍晋三
2013.6.3	TICAD 横浜宣言 2013	アフリカのオーナーシップ と国際社会のパートナー シップ	TICAD V	安倍晋三
2013.6.7	日仏共同声明:安全保障・成長・イノベーション・文 化を振興するための「特別 なパートナーシップ」	安全保障・成長・イノベーション・文化を振興するため の特別なパートナーシップ	オランド大統領訪日時	安倍晋三
2013.6.17	V4+日共同声明:21世紀 に向けた共通の価値に基づ くパートナーシップ	共通の価値に基づくパート ナーシップと称される新し い次元の協力関係に達した	V4 + 日首脳会議	安倍晋三

表1-bis 歴代政権別(戦略的)パートナーシップ共同文書件数

政権	在職期間	期間	戦略的パートナーシップ	(年平均)	戦略的 パートナーシップ (年平均) パートナーシップ (年平均)	(年平均)	両者合計 (年平均)	(年平均)	備考
福田赳夫	1976.12.24-1978.12.7		1		1		1		
大平正芳	1978.12.7-1980.6.12				1		1		
			I		l				
海部後樹	1989.8.10-1991.11.5				2		2		
日澤卓一	1991.11.5-1993.8.9		l		1		1		
細川護熙	1993.8.9-1994.4.28		l		3		3		
村山富市	1994.6.30-1996.1.11				3		3		
橋本龍太郎	1996.1.11-1998.7.30	2年7か月	l	0	10	3.9	10	3.9	
小渕恵三	1998.7.30-2000.4.5	1年7か月	l	0	10	6.3	10	6.3	
森喜朗	2000.4.5-2001.4.26	1年	l	0	8	8.0	8	8.0	
小泉純一郎	2001.4.26-2006.9.26	5年5か月	20	3.7	46	8.5	99	12.2	
安倍晋三	2006.9.26-2007.9.26	1年	12	12.0	6	0.6	21	21.0	
福田康夫	2007.9.26-2008.9.24	1年	5	5.0	5	5.0	10	10.0	
麻生太郎	2008.9.24-2009.9.16	1年	5	5.0	6	0.6	14	14.0	
鳩山由紀夫	2009.9.16-2010.6.8	9か月	3	4.0	10	13.3	13	17.3	
营直人	2010.6.9-2011.9.2	1年4か月	4	3.0	6	8.9	13	8.6	
野田佳彦	2011.9.2-2012.12.26	1年3か月	4	3.2	13	10.4	17	13.6	
安倍晋三	2012.12.26-2013.6.30 時点	6か月	4	8.0	111	22.0	15	30.0	2013.6 末現在
日朝の4・年・岩田									

出所:表1より算出。

1か月未満の在職日数は、半月以上であれば1か月分に算入、半月未満であれば切り捨て。 在職期間が1年に満たない政権の場合には、年平均件数(=年換算件数)が実数を上回ることになる。

注:当事者が首相以外のケースも含む。 *村山政権期までは網羅的なリストとなっていないので、年平均数は橋本政権以降について記載。 *年平均数は総件数:在職月数×12

# 終章 日本の戦略的パートナーシップ外交概観

本書では、日本の(戦略的)「パートナーシップ」外交に関して、世界を幾つかの地域に分け、それぞれの(サブ)地域レベル、及び2国間レベルで、検討を加えてきた。その際に、首脳級及び閣僚級の共同文書に最も着目し、それを補足するものとして、会談でなされた口頭レベルの言説などにも目配りをした。

表1は、首脳級、閣僚級(及び幾つか例外的に次官級)の共同文書において、「戦略的 パートナーシップ」及び「パートナーシップ」に言及した事例を、時系列に沿って一覧にし たものである。

本章では、とりわけ共同文書類から得られる情報に依拠しつつ、さらに他の考察をも踏ま えて、試論的に総括する。その際、一部のイシューについては、疑問点の提示に留める。

#### 1. 全体的概観

#### ≪多国間関係における事例≫

本書では、日本と特定国との2国間関係と、日本と複数の(サブ)地域諸国が加わる多国 間関係の双方を視野に入れた。

多国間関係において、(戦略的)「パートナーシップ」合意が成立するためには、継続的もしくは定期的な対話・協力メカニズムの存在が前提となる。そのようなメカニズムは、以下の3タイプに大別できる。タイプ1:日本を一方の当事者とし、(サブ)地域組織・グループを他方の当事者とする対面的構図を持つメカニズム。タイプ2:日本及びその他の開発パートナー(援助国や国際機関)を一方の当事者とし、複数の地域諸国(発展途上諸国)を他方の当事者とするメカニズム。タイプ3:日本が一員として加わる地域、地域間メカニズム。

タイプ1とタイプ2にあっては、対話・協力の相手となる(サブ)地域組織・グループにとって、日本はあくまでも域外国である。例えば、日本・ASEAN関係の場合、日本は東南アジア地域に属さない。それに対して、タイプ3にあって、日本は地域を構成するメンバー国の1つである。

タイプ1のマルティラテラル関係の中で、「戦略的パートナーシップ」に言及した共同文書を有するのは、日本・ASEAN、日本・EUの2事例である。

「パートナーシップ」に言及した共同文書を有するのは、日本・メコン、日本・中米統合機構(SICA)、日本・カリブ共同体(カリコム)、ヴィシェグラード(V4)+日本、中央アジア+日本である。

その他、(戦略的)「パートナーシップ」文書を有しないが、継続的もしくは定期的な対話・協力メカニズムを有する事例として、日本・メルコスール、日本・アンデス共同体(CAN)、日本・GUAM4、日本・南アジア地域協力連合(SAARC)、日本・アラブ連盟、

日本・湾岸協力理事会 (GCC)、日本・アフリカ連合 (AU)、日本・南部アフリカ開発共同体 (SADC) などがある。以上には、トラック1 (閣僚級、次官級、その他)のみならず、トラック2、及び両者のいずれか曖昧なケースをも含む。それらのうち、とりわけトラック1の対話・協力メカニズムについては、将来的に (戦略的)「パートナーシップ」に関する共同文書を発出する可能性があろう。

タイプ2のマルティラテラル関係のうち、日本が主催する太平洋・島サミット、アフリカ開発会議(TICAD)は、タイプ1に近似した性格を有する。いずれも、開発支援を主たるテーマとするメカニズムであるが、その発足当初より「パートナーシップ」もしくは「パートナー」をキーワードとしてきた。

同様に、G8が取り組むドーヴィル・パートナーシップ(DP)も、そのプログラム名称の通り、2011年の発足以来「パートナーシップ」の存在を自明の前提としている。他方、同じくG8を中心とした取り組みである拡大中東・北アフリカ構想(BMENA)については、管見の限り(戦略的)「パートナーシップ」に関する文書の所在を確認できない。

タイプ3の地域対話・協力メカニズム、すなわち日中韓、ASEAN+3、EAS、アジア太平洋協力(APEC)、そして(外相級非公式フォーラムの)アジア協力対話(ACD)は、おしなべて「パートナーシップ」に言及した共同文書を持つ。日本はこれらメカニズムに、地域メンバーの一員として参加する。ただし、ASEAN+3や東アジア首脳会議(EAS)は、グループとしてのASEAN諸国を一方の当事者とし、東南アジア地域に属さない国々を他方の当事者とするメカニズムであり、日本は後者のメンバー(すなわち ASEAN から見れば域外メンバー)である。

地域間メカニズムのうち、アジア・アフリカ首脳会議は「戦略的パートナーシップ」に言及する共同文書を発出している。東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム(FEALAC)とアジア欧州会合(ASEM)は、「パートナーシップ」に言及する共同文書を有する。

#### ≪2国間関係における事例≫

日本と特定国との2国間(バイラテラル)関係において、「戦略的パートナーシップ」に言及した共同文書を、過去に1度でも発出したことのある相手国は、中国(ただし戦略的互恵関係)、モンゴル、ベトナム、タイ、インドネシア、フィリピン、ロシア(将来的展望として)、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、イギリス、ポーランド、チェコ、ハンガリー、インド、ウズベキスタン、カザフスタン、サウジアラビア、イラク、トルコ、エジプトの21か国である¹。

以上の諸国の中には、「戦略的パートナーシップ」共同文書を発出する以前の時点におい

¹ ロシアについては、2013年4月の首脳共同声明に将来的な展望として「戦略的パートナーシップ」を目指すという文言が盛り込まれたが、北方領土問題が解決しない限り、そのような関係性の成立はあり得ない建前となっている。サウジアラビアについては、「戦略的パートナーシップ」に言及する共同文書が存在するものの、それ以後に発出された文書では、(戦略的という修飾語を冠しない)「パートナーシップ」に変わっている。

て(ごく例外的に、その発出以降の時点において)、「戦略的」という修飾語を冠しない「パートナーシップ」の共同文書を発出したことのあるケースが相当数に上る。

それらのケースは除外して、これまでに「パートナーシップ」(もしくはパートナー)に言及した共同文書を有する相手国は、韓国、カンボジア、ラオス、マレーシア、ブルネイ、米国(同盟国でもある)、カナダ、チリ、ペルー、ドイツ、フランス、イタリア²、ルーマニア、ブルガリア、ウクライナ、グルジア、アゼルバイジャン、アルメニア、エストニア、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、キルギス、トルクメニスタン、アラブ首長国連邦、モロッコ、南アフリカ共和国、ナイジェリア、モザンビークの29か国である³。

国連加盟国(2012年5月現在)193か国中、日本との間で「戦略的パートナーシップ」に 文書レベルで言及している国は約11%、それをも含めて何らかの「パートナーシップ」に 言及している国は約26%である。

2国間での(戦略的)「パートナーシップ」合意の成立にとって、定期的もしくは継続的な対話・協力メカニズムの存在は、必ずしも前提となっていない。ただし、そのような関係性の合意成立を契機として、新たにメカニズムが設置されるケースも多い。逆に、(トラック2を含めて)定期的もしくは継続的なメカニズムを持つにもかかわらず、管見の限り、(戦略的)「パートナーシップ」の合意文書を見出し得ない事例も存在する。

### ≪地域的な分布≫

日本は東アジア、アジア太平洋の国々のほとんど全てと、(戦略的)「パートナーシップ」 文書を持っている。

すなわち、東北アジアの中国、モンゴルと「戦略的パートナーシップ」、韓国と「パートナーシップ」、そして ASEAN 諸国のうちベトナム、タイ、インドネシア、フィリピンの4か国とは「戦略的パートナーシップ」、カンボジア、ラオス、マレーシア、ブルネイの4か国とは「パートナーシップ」に言及する共同文書を発出している。例外は、シンガポールとミャンマーの2か国のみである。

東北アジアと東南アジアを除くAPECメンバーで見るならば、ロシア、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコの4か国と「戦略的パートナーシップ」、米国、カナダ、チリ、ペルーの4か国と「パートナーシップ」の共同文書を有する。例外は、パプア・ニューギニアである。

² イタリアについては、一過的な事象に留まっているものの、「グローバル・パートナーシップ」 に言及した「共同記者発表」を2007年に採択しているので、このリストに含めた。他方、オラ ンダについては、「緊密なパートナーシップ」に言及した「共同新聞発表」を1980年に採択した ことがあるが、あまりにも古い事例なので、リストから除外する。

³ マレーシアとチリの場合は、EPA(経済連携協定)交渉の大筋合意前後に「戦略的パートナーシップ」に言及した事例が存在するが、経済的な「連携」という文脈で用いられたものと判断する。事実、その後に発出された共同文書の「パートナーシップ」には、「戦略的」という修飾語を冠していない。南アフリカ共和国については、共同文書の中で「パートナー」に言及するが、「パートナーシップ」という言葉を用いていない。

以上の東北アジア、東南アジア、APECの合計19か国に、さらにEAS参加国であるインド(戦略的パートナーシップ)を加えれば、20か国に上る。日本が(戦略的)「パートナーシップ」文書を有する50か国の4割となる。

さらに、中国と韓国については、バイラテラル・ベースでそれぞれ「戦略的互恵関係」、「パートナーシップ」の合意文書を有するのと同時に、日中韓のトライラテラル・ベースでも「パートナーシップ」文書を発出している。このような重層的な構図は、ASEAN8か国の場合、さらに顕著である。すなわち、それぞれの2国間ベースのみならず、日本・ASEAN、そしてASEAN+3の地域レベルでも同種文書を有する。おまけに、東南アジア大陸部諸国との間では、日本・メコンのサブ地域レベルでも「パートナーシップ」文書を発出している。

日本とASEAN諸国、中国、韓国は、さらにASEAN+3やEASといったより広域な地域メカニズム、さらには地域間メカニズムのメンバーであり、それらにおいても「パートナーシップ」の共同文書を有している。

東アジアやアジア太平洋は、日本の対外関係にとって最も重要な地域である。それ以外の 地域は、どうであろうか?

それ以外の地域で、日本と(戦略的)「パートナーシップ」合意文書を有する国が数の上で多いのは、(ロシアを含めた)ヨーロッパである(15か国)。その内訳は、「戦略的パートナーシップ」がロシア、イギリス、ポーランド、チェコ、ハンガリーの5か国、「パートナーシップ」がドイツ、フランス、イタリア、ルーマニア、ブルガリア、ウクライナ、グルジア、アゼルバイジャン、アルメニア、エストニアの10か国である。

以上のうち EU 加盟国のみを数えれば、10 か国となる(EU 現加盟 27 か国の 37%)。これら諸国の場合、日本・EU のレベルでも、「戦略的(もしくはグローバル)パートナーシップ」の関係性を有している。また、ポーランド、チェコ、ハンガリーの中欧 3 か国の場合は、バイラテラル・ベースで「戦略的パートナーシップ」合意文書が成立した前後に、V4+日本対話メカニズムが発足し、サブ地域レベルでも「パートナーシップ」に言及する共同文書を持つに至った。

(旧ソ連領の)中央アジアについては、5か国中の4か国(ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、トルクメニスタン)との間に、日本は(戦略的)「パートナーシップ」文書を有している。しかも、2004年8月に中央アジア+日本対話が発足し、そのレベルでも「パートナーシップ」文書を発出している。

東アジアに隣接する南アジアについては、7か国中の4か国(インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ)と、(戦略的)「パートナーシップ」文書を発出している。ただし、日本は南アジア地域協力連合(SAARC)との間にトラック1レベルの継続的な対話・協力メカニズムを有しておらず(トラック2レベルの会合は存在する)、重層的な関係性が見られない。

産油国が集中する中東・アラブ地域について、日本はサウジアラビア、イラク、トルコ、

エジプトとの間で「戦略的パートナーシップ」、アラブ首長国連邦、モロッコとの間で「パートナーシップ」の共同文書を発出している。ただし、(サブ)地域レベルでは同種の関係性が存在せず、重層的な構図は見られない。すなわち、GCCとの間では閣僚級の戦略対話を発足したばかりであり、アラブ連盟との間では閣僚級も参加する経済フォーラムを過去2度実施しているが、いずれも(戦略的)「パートナーシップ」の共同文書を持たない。

中南米については、メキシコと「戦略的パートナーシップ」、チリ、ペルーと「パートナーシップ」の合意文書を発出しているが、これら3か国は全てAPECのメンバーであり、かつ拡大TPP交渉の参加国である。この地域では、2国間関係ではなく、むしろ(サブ)地域レベルでの関係性が突出している。すなわち、日本・中米統合機構(SICA)、日本・カリブ共同体(カリコム)とは「パートナーシップ」に言及した共同文書を発出している。その他、日本・メルコスール、日本・アンデス共同体(CAN)との間では「パートナーシップ」文書こそ持たないものの、トラック1レベルの対話メカニズムを継続している。また、日本と中南米諸国の多くは、東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム(FEALAC)にともに参加しており、地域間メカニズムのレベルでも「パートナーシップ」の関係性を謳った共同文書を有する。

太平洋島嶼国の場合は、日本と太平洋諸島フォーラム(PIF)の地域レベルの関係性、すなわち太平洋・島サミットにおける「パートナーシップ」が中心となっている。2国間ベースで、管見の限り、(戦略的)「パートナーシップ」共同文書を発出した事例はない。

サブサハラ・アフリカも、これと似通っている。日本が「パートナーシップ」合意を持つのは、南アフリカ共和国、ナイジェリア、モザンビークの3か国のみである。むしろ、TICADメカニズムを通じての「パートナーシップ」の関係性が圧倒的に重要な意義を持つ。しかも、アフリカ全体の地域組織であるアフリカ連合(AU)が、TICAD共催者に加わったことによって、大陸レベルでの関係性がますます顕著となった。日本がアフリカ各国と2国間会合を持つ際にも、TICADを媒介とする協力、連携が、常に中心的なアジェンダの一つとなってきた。

#### ≪(戦略的) パートナーシップの頻度≫

(戦略的)「パートナーシップ」という関係性を考察する際に注意すべきことの一つは、それに言及する共同文書が発出される「頻度」である。発出の頻度が高ければ、それだけ両者間、参加者間の関係性を(戦略的)「パートナーシップ」によって明確に意義づけており、それを基軸として協力、連携を展開していることとなる。

表1から集計する「頻度」に基づいて分類すれば、以下の通りである。なお、その場合の 頻度とは、「パートナーシップ」文書の発出回数と「戦略的パートナーシップ」文書の発出 回数とを合計したものである。

毎年のように、もしくはかなり頻繁に共同文書が発出されてきたケース:モンゴル、ベトナム、オーストラリア、インド、カザフスタン、日本・EU、日中韓。

ある程度のインターバルを置いて発出されてきたケース(* 印は今までに3度のみ、無印は4度以上):中国、韓国*、タイ*、フィリピン*、マレーシア、米国、カナダ*、ロシア、ニュージーランド、メキシコ、ドイツ*、イギリス、フランス*、ブルガリア*、ウクライナ*、ウズベキスタン*、サウジアラビア*、アラブ首長国連邦*、イラク*、エジプト*、南アフリカ共和国*、日本・ASEAN、EAS、日本・メコン、APEC、太平洋・島サミット、ASEM、V4・日本、中央アジア・日本*、TICAD 4 。

稀れにしか(1~2度しか)発出されていないケース(*印は1度のみ):チリ、ペルー*、カンボジア*、ラオス*、インドネシア、ブルネイ*、イタリア*、ポーランド、チェコ*、ハンガリー*、ルーマニア、グルジア、アゼルバイジャン、アルメニア、エストニア*、パキスタン*、バングラデシュ、スリランカ*、キルギス、トルクメニスタン*、トルコ、モロッコ、ナイジェリア*、モザンビーク*、日本・中米、日本・カリブ共同体*、ASEAN+3*、ACD、ASEM、アジア・アフリカ首脳会議*。

1~2度しか発出されていないグループの中には、その共同文書がごく最近に発出されたばかりのケースがある。そのようなケースにおいては、今後ある程度のインターバルを置いて、次の文書が採択される可能性がある。

それに対して、かなり過去に共同文書が採択され、その後、それをフォローアップ、更新するような文書が改めて発出されないのみならず、首脳級や閣僚級の会談においても、(戦略的)「パートナーシップ」について(口頭レベルで)再確認されないのであれば、その文書の発出は一過的な事象であったと見なすことができる。そのように判断できる場合には、共同文書を採択した時点で何らかの理由が存在したにもかかわらず、それ以降、状況が変化したと推論すべきであろう。そうであれば、文書を発出した理由、背景は何だったのか、それ以降何が変わったのかという二つの疑問に応える必要がある。

#### ≪(戦略的) パートナーシップの強度と濃度≫

(戦略的)「パートナーシップ」という関係性を考察する際に注意すべき今一つの点は、そ

本平洋・島サミットは3年ごと、TICADは5年ごとにサミットを開催し、その度に発出する共同文書において、「パートナーシップ」もしくは「パートナー」に言及する。APECの場合は、毎年開催の首脳会議で共同宣言を発出するが、その中で「パートナーシップ」に言及することもあれば、しないこともある。とりわけ、2004年以降については、言及がない。

⁵ 例えば、ポーランド、チェコ(そしてハンガリー)の場合、それら諸国のEU加盟前後に、V4+日本というサブ地域レベルの対話メカニズムを発足させるために、まずバイラテラル・ベースの共同文書を発出したが、同メカニズムの継続化によって、2国間レベルの「戦略的パートナーシップ」を維持する必然性が薄れたと解釈することが可能と思われる。また例えば、ブルネイの場合、2007年に「パートナーシップ」共同文書が発出されたのは、EPA 署名という特別な機会においであった。共同文書の発出自体、もともと一過的な「祝辞」の意味を帯びたものであって、(少なくとも一方の) 当事者が「パートナーシップ」といった関係性を継続することに、さほど関心を持っていなかったと推測することが可能であろう。その背景には、そもそも「パートナーシップ」を謳う共同文書を発出することに、どれだけの政治的、及び・もしくは実利的な意義があるのかという疑念が存在するのかも知れない。ちなみに、高所得国のブルネイは、日本からのODA の主要な受け手ではない。

れがどのような形態の文書に記述されたのかという「強度」の問題である。共同文書の発出者は首脳級なのか関僚級なのか、そして共同文書の名称は「共同宣言」、「共同声明」なのか、それとも「共同プレス・ステートメント」や「共同プレス・リリース」なのかによって、その文書の持つ意味の強さ(もしくは重さ)が異なる。さらに、例外的な事例ながら、日本とEUの間では、「戦略的パートナーシップ」に関する「協定」を締結することに合意している(目下交渉中)。なお、時として発出される「行動計画」は、通常、「共同宣言」や「共同声明」に付随する文書であって、それらとほぼ同等の強さを持つ。

(戦略的)「パートナーシップ」という関係性を考察する際に注意すべき第3の点は、それに言及する際の「濃度」である。

2国間の(戦略的)「パートナーシップ」に言及する共同文書が成立するタイミングとしては、日本もしくは他方の首脳(時として外相)が相手国を正式訪問する機会にほぼ限定される(表1参照)。しかも、各章で見てきたように、投資協定やEPAの交渉妥結、もしくは協定の署名前後、あるいは外交関係や修好関係の(5や10の倍数)周年に、合意文書が発出されるケースがかなりある。

多国間で(戦略的)「パートナーシップ」に言及する共同文書が採択されるのは、首脳級、閣僚級の会合が実施される機会においてである。多国間の対話・協力メカニズムが発足した時点、もしくは発足から(5 や 10 の倍数の)周年に当る機会に発出されることがしばしばある。

本書では、そのような共同文書を、(戦略的)「パートナーシップ」という語句をタイトルに掲げる範疇【a】や【b】と、タイトルには明示せず、ただ文中で言及する範疇【c】とに分類した。さらに、【c】に属する文書の中には、両者の全般的な関係性を記述する中で、キーワードとして(戦略的)「パートナーシップ」に言及するタイプと、そうではないケースとが存在する。以上のような相違を、ここでは「濃度」と呼ぶことにする。

タイトルに(戦略的)「パートナーシップ」を掲げる範疇【a】や【b】、そして全般的な関係性を定義づけるキーワードとしてそれに言及する範疇【c】の文書は、典型的には次のようなスタイルを取る。

(戦略的)「パートナーシップ」という言葉には、「アジアの平和と繁栄のための戦略的パートナーシップ」、「地域の繁栄に向けた包括的パートナーシップ」といったように、その趣旨や性格を示す修飾的語句をしばしば伴う。「戦略的パートナーシップの構築に向けて」、「グローバル・パートナーシップの戦略的方向性」といったように、動態的な態様を示す表現を伴うことも多い。

共同文書の冒頭部分(前文・緒言に当る部分や当事国間関係を記述した部分の先頭など)で、(戦略的)「パートナーシップ」の趣旨、狙いなどを記述し、それに続けて、そのような関係性を今後構築もしくは拡大していくために必要な、協力や取り組みの方向性や内容について、分野別、項目別に記載する。時には、さらに具体的な行動計画が添付されることもある。

協力、取り組みの内容としては、当事国同士の関係、地域的な課題、国際的な課題に分けて、かつその順に記述するのが一般的である。ただし、時として、その順番が逆になることもある。

相手が発展途上国である場合には、当事国間の関係として、政治、防衛、貿易、投資面での関係や文化・人的交流などとともに、日本からのODAに関わる事項や事案の記述が、大きな比重を占める。相手が先進国の場合には、当事国間の関係についても記載するが、国際的な課題に関する協力、提携や、開発パートナー同士としての取り組みについて、相対的に大きな比重を置く。

それに対して、範疇【c】に属する文書の一部は、(戦略的)「パートナーシップ」という言葉を用いるものの、それを必ずしも中心的な概念として扱っていない。

例えば、EPA(経済連携協定)の交渉妥結や署名に際して発出する2国間の共同文書は、比較的短文であり、かつ往々にして両者の全般的関係性を全面展開するスタイルを取っていない。そのような文章に、時として「戦略的パートナーシップ」という表現が登場する。しかし、それは経済的な分野を中心とした「戦略的連携」を意味し、必ずしも、本書で定義するような両者間の全般的関係性を示すものではないかも知れない。本書では、文脈から判断して、一部については範疇【c】に含め、一部についてはそれから除外した。その判断の根拠を該当箇所でいちいち示したが、仕分けに迷うケースが少なからずあった。

一方、全般的な関係性について体系的に記述する共通文書でも、例えば、「パートナーシップの精神」、「パートナーシップの原則」に基づいて協力するといったような表現を用いるケースがある。さらに、文書の中で単に「パートナー」という表現を用いるだけのケースもある。本書では、そのほとんどの事例を、範疇【c】に含めた。しかし、実際には、「パートナーシップ」、ましてや「パートナー」は、日常的にも使われる一般的な表現であって、それらの全てを、特別な意義を持つ、しかも当事者間の全般的な関係性を示すタームと一概に見なすことはできないかも知れない。

以上の全てのケースを含めて、当事者⁶同士が(戦略的)「パートナーシップ」を、どの程度明確かつ強く認識しつつ協力を展開し関係を深めているのかを判断するためには、共同文書がどの程度の頻度や強度、濃度をもって発出されているのか、そして首脳級、閣僚級の会談などに際してフォロー、確認する言及がどの程度なされているのかを確かめる必要がある。この点に関しては、各章の個々の事例で指摘することに努めたので、ここでは敢えて繰り返さない。

さらには、文書の中で合意、確認した各事項、案件を、どの程度実施しているのかも、当然ながら検討しなければならない。しかし、この点については、「あとがき」でも触れるように、本書ではほとんど立ち入らなかった。

⁶ ここでは「当事者」を、次の意味で用いる。共同文書に署名したりそれを採択する首脳級、閣僚 級の人々、文書を起草したり事前折衝したりする人々、及び・もしくは文書成立後に合意、確認 事項を実施する人々である。

#### ≪(戦略的) パートナーシップの深度≫

上述の通り、(戦略的)「パートナーシップ」共同文書は通常、そのような関係性を構築、あるいは拡大、深化するために当事者が取り組むべき協力事項や、当事者間での合意、確認事項を、項目に分けて記述する。共同文書の本文以外に、さらに行動計画を添付したり、また特定のイシューについて(首脳自身が、もしくは首脳立ち合いの下に担当者同士が)覚書などに調印したりすることもある。

そのような協力、合意、確認事項は、典型的には、当事国同士の関係、地域的な課題、国際的な課題のそれぞれについて、政治、安全保障、経済、環境、文化、人的交流などの諸領域に及ぶ。ただし、それらの中には、かなり具体的かつ詳細な内容を持つものもあれば、非常に漠然とした内容に留まるものもある。

例えば、当事国間の政治、外交関係、交流について記述する部分で、相互訪問や協議の年次化、定例化を明記する場合と、ただ漠然と当事国間の交流、協議を継続、もしくは強化すると記述するに留まる場合とがある。前者の場合にしても、そのような相互訪問や協議が、首脳級か、外相など閣僚級か、高官(次官、局長)レベルかといった区別がある(時として、首脳級から高官レベルに至るまでの協議メカニズムが網羅されるケースもある)。さらに、トラック1レベルの協議メカニズム以外に、官民合同タイプ、もしくはトラック1.5やトラック2的な意見交換の定例化を、共同文書で合意、確認する場合もある。あるいは、トラック1レベルでの定例化には言及しないで、ただ単にトラック2レベルのメカニズムに言及するに留まる場合もある。

その点で特に注目すべきことの一つは、安全保障分野での交流や協議の定例化や恒常化が、合意事項に含まれるか否か、またどのようなレベル、態様で、それが合意されるかである。防衛交流のレベルとしては、大臣級、高官レベル、それ以下のレベルがあり得る。また、制服組の防衛交流として、練習艦隊の相互訪問や共同訓練、情報の交換など様々なメニューがあり得る。

さらに、防衛当局間のみではなく、それに外務当局が加わる協議の場が定例化される場合 もある。外務・防衛協議の定例化にあたっても、閣僚級(つまり外相と防相が出席)なのか、 高官レベルなのかといった相違がある。

その他、また例えば国連改革についても、それを支持することを一般論として漠然と記述するに留まる場合もあれば、より踏み込んで安保理改革に言及する場合もある。後者の場合、相手国が日本の安保入りを支持すると明記する場合もあれば、それについて言及しない場合もある。

以上のような相違を、ここでは「深度」と呼ぶことにする。その「深度」は、分野、イシューごとに異なるであろう。そして、それらの総体が全般的な関係性としての(戦略的)「パートナーシップ」の「深度」を示すことになる。その際にとりわけ、経済や文化などの分野とともに、安全保障分野の協力、合意が、網羅的、かつバランスよく盛り込まれている

か否かが、重要な判断材料となるであろう。

ただし、本書においては、そのような「深度」を分野、イシューごとにいちいち吟味する に至っていない。一つの事例として、国連安保理改革に関して網羅的に記述するに留めた。 また、当事国間の協議メカニズムについても、可能な限り概観するように努めた。

#### ≪戦略的パートナーシップとパートナーシップ≫

本書の執筆に着手した時、筆者はただ漠然と、日本とある特定国との関係性について、従来の友好関係を基盤に「パートナーシップ」の関係性を謳う文書がまず発出され、その成果と実績に基づいて、漸次的に「戦略的パートナーシップ」へと格上げされるというプロセスを想定していた。実際、中国、モンゴル、ベトナム、インドネシア、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランド、イギリス、インド、トルコなどについては、まず「パートナーシップ」文書が先行し、その後になって「戦略的パートナーシップ」文書が発出されている。また、多国間関係でも、日本・ASEANについて同様の漸進的プロセスが観察される。

しかし、他方では、「パートナーシップ」文書の段階を飛ばして、いきなり「戦略的パートナーシップ」文書が発出された事例も見られる。タイ、メキシコ、ポーランド、チェコ、ハンガリーなどが、それに該当する⁷。

さらには、事例としては少ないが、サウジアラビアについては、いったん「戦略的パートナーシップ」文書が成立したにもかかわらず、その後になって「戦略的」という修飾語を冠さない「パートナーシップ」文書が改めて発出された。これについては、両国、もしくは一方の政権担当者の交代に伴う、継承性の欠如を理由として想定した。

また、イラクやカザフスタンなどのように、本書で「戦略的パートナーシップ」の範疇に分類したものの、実際には、共同文書のタイトルと文中の記述が首尾一貫していないケースも存在する。これらのケースについては、幾つかの解釈が可能である。(当事国間、あるいは同一国内の)当事者間に見解や解釈の不一致が存在した。あるいは、「戦略的」という修飾語を付すか付さないかに、さほど厳密な区別をしていなかった。何らかの外交上の配慮から、意図的に曖昧にした(もしくは両論併記による折衷を図った)などである。

本書を執筆する過程で、筆者を常に悩ませてきた今一つの疑問点は、「戦略的パートナーシップ」文書を有するケースと、「戦略的」という修飾語を冠さない「パートナーシップ」文書に留まるケースとの差別化は、いったいどのようにして生じるのかということであった。

例えば、イギリスとフランスの場合、同じく国連安保理常任理事国 (P5) であり G8 のメンバーであるが、日本は前者とは「戦略的パートナーシップ」文書を発出したことがあるのに対して、後者との間では最近採択した文書でも、依然として、「特別な」という修飾語を冠するものの「パートナーシップ」に留まっている。また例えば、サウジアラビアとアラブ

⁷ 筆者が検出できなかった過去(例えば1990年代)の文書で、すでに「パートナーシップ」に言及していた可能性を完全に排除することはできないが、少なくとも筆者が参照した文献類には、過去にそのような事実があったことを示すものはなかった。

首長国連邦の場合、ともに世界有数の産油国であり、当該地域で影響力を持つ国であるが、 前者と「戦略的パートナーシップ」文書を発出したことがあるのに対して、後者とは「包括 的」という修飾語を冠するものの、「パートナーシップ」文書に留まっている。

このような差別化の理由、背景を、総論的に論ずることは不可能であろう。個々の具体的な事例に即して検討する以外にない。そして、その際には、日本側の意図や動機とともに、相手国の意図や動機、そして両者間の交渉や折衝の過程を検討する必要がある。その作業は、筆者ひとりの力の及ぶところでない。

以上とも関連して、さらに今一つの疑問点として指摘できるのは、「戦略的パートナーシップ」と「パートナーシップ」の間には、実践的な側面で、どれだけの相違が存在するのかという問題である。「パートナーシップ」文書を有する相手でも、「戦略的パートナーシップ」を有する相手と同レベル、あるいはそれ以上に頻繁、濃密な会談、接触を持ち、合意、確認する事項も多数に上る場合がある。そのことは、究極的には、双方の当事者が「戦略的パートナーシップ」と、「戦略的」という修飾語を冠しない「パートナーシップ」の相違を、どれだけ意識し重視しているのかという疑問にも繋がる。例えば、2007年の日本・エジプト間の首脳共同声明では、同一文書の中に「パートナーシップ強化」と「戦略的パートナーシップ強化」という表現が混在しており、一定しない。

いずれにせよ、日本が「戦略的パートナーシップ」文書を有する相手国は、すでに21か国 (国連加盟国の1割程度)に達している。今後、それ以外の国とも新たに同種の文書を発出 することがあり得るであろう。ただし、その数が余りに多くなれば、「戦略的」という特別 な形容詞を冠する意義が薄まっていく。

また、実践的な側面から言っても、「戦略的パートナーシップ」の相手国とは、典型的には、首脳級や閣僚級の頻繁な(時として年次化された)相互訪問、事務レベルに至るまでの対話・協議の定例化、そして場合によってはトラック2的なフォーラムなどの併設を伴う。相手国が増えすぎれば、外交活動の煩雑化を招きかねない。無制限な数的拡大にいかに歯止めをかけるのかは、当事者にとって悩ましい問題であろう。また、数の増大に対応して、「戦略的パートナーシップ」に合意した国のうち、頻繁な会談、接触を持つべき相手と、そうでない相手に選別することも必要となろう。

### ≪(戦略的) パートナーシップの構築と強化≫

本書の執筆課程で時として直面した今一つの問題は、(戦略的)「パートナーシップ」の「構築」と「拡大」(ないしは「発展」)の区別の曖昧さである。

本書の各章では、(戦略的)「パートナーシップ」について、それを構築することに合意したケース【a-2】【b-2】【c-2】と、そのような関係性がすでに形成されており、それをさらに強化し高めることに合意したケース【a-1】【b-1】【c-1】に下位分類することに努めた。ただし、中には、そのような区分けが曖昧なケースも相当見られた。そのような場合には、当該文書が発出された前後の会談時における口頭レベルの言説や、一方の当事者(主として日本

側)による政策演説や記者会見における言説などをも参照したが、それでも曖昧さが残る ケース、さらには文書レベルと口頭レベルの言説が食い違っているケースも散見された。

とりわけ、今後「構築」することに合意した筈なのに、いつの間にか、そのような関係性がすでに存在すると(口頭の言説レベルで)見なしてしまうケースがある。そのことは、当事者が実際に「構築」の段階を終えて「拡大」「発展」の段階に入ったと、明確に認識していることを物語るのかも知れない。あるいは、ただ単に「構築」と「拡大」「発展」との区別に余り注意を払っていなかったのかも知れない。あるいは、その区別を意図的に曖昧なものとしているのかも知れない。ちなみに、(戦略的)「パートナーシップ」を「推進」「具体化」するといった表現が使われる場合には、修辞上の表現として曖昧さを残すための外交的工夫かも知れない。

逆に、「拡大」「発展」の段階に入ったとする共同文書が一旦採択されたにもかかわらず、その後に発出された文書では、そのことを忘れたかのように、再び「構築」に合意するケースも存在する。当事者が「構築」と「拡大」「発展」の区別に無頓着であったのかも知れないし、あるいは当事者の交代に伴って、継続性が保てなかったのかも知れない。

## 2. (戦略的)「パートナーシップ」の背景

日本が共同文書の形で(戦略的)「パートナーシップ」に合意する対象は、どのような基準によって選別されるのであろうか? 本書が各章で採用してきた手法、すなわち発出された共同文書や、概要の形で公表される会談の要旨を検討することだけでは、この点について解明するには不十分である。以下に、筆者の推論を交えつつ、若干の検討を加える。

なお、以下では、主として日本と特定国の2国間関係について考察する。ただし、時として る国間関係にも言及することがある。

### ≪地域諸国と(戦略的)パートナーシップ≫

前項の「地域的な分布」で言及した通り、日本は東アジア、アジア太平洋の諸国と、ほぼ網羅的に(戦略的)「パートナーシップ」共同文書を発出している。日本自身が帰属する地域内の近隣諸国との間に、おしなべて緊密な関係を構築し拡大する方針であることに、まず間違いあるまい。それら諸国とは地理的近接性のゆえに、貿易、投資、人的交流が緊密であり、安全保障の上でも重要である。さらに、この地域には、東アジア、アジア太平洋のレベルで重層的な地域対話・協力のメカニズムが存在しており、それらの舞台で日本が積極的、主導的な役割を果たすためには、地域諸国との協力や連携が必須である。

東アジア地域について言えば、例外はシンガポールとミャンマーのみであって、それ以外の諸国とは(戦略的)「パートナーシップ」文書を持つ。アジア太平洋地域に関しても、(香港、台湾を除く)APEC参加国のうちシンガポールとパプア・ニューギニアのみが例外であり、また日本が参加を決めた拡大TPP交渉相手のうち、シンガポールのみが例外となっている。それ以外の地域については、国際政治・経済上の重要なアクター、もしくはそれぞれの地

域における中心的なアクター、及び・もしくは日本が必要とする資源を豊富に有する国々が、(戦略的)「パートナーシップ」の相手国となることは、容易に想像できる。また、本書の該当箇所で指摘してきた通り、特定地域でのパワー・バランスに、配慮したと思われるケースも存在する。

# ≪G8、G20 と (戦略的) パートナーシップ≫

まず、国際政治・経済上の重要なアクターという側面から、(地域諸国を含めて)検討すれば、国連安保理常任理事国 (P5) のうち、中国、ロシア、イギリスとは「戦略的パートナーシップ」、米国 (同盟関係)、フランスとは「パートナーシップ」に言及した共同文書を有する。

G8メンバーで見れば、上述のロシア、イギリス、米国、フランスに加えて、日本はカナダ、ドイツ、イタリアとも「パートナーシップ」文書を発出している。

さらに、G8を除く残りのG20参加国について見れば、日本が「戦略的パートナーシップ」 文書を有するのは、中国(戦略的互恵関係)、インドネシア、オーストラリア、メキシコ、 インド、サウジアラビア、トルコである。「パートナーシップ」文書を有するのは、韓国、 南アフリカ共和国である。また、G20に参加する地域組織EUとも、日本は年次首脳会議の たびごとに、「戦略的(もしくはグローバル)パートナーシップ」に言及する共同文書を繰 り返し発出している。

他方、G20参加メンバーのうち(戦略的)「パートナーシップ」文書を持たないのは、ブラジルとアルゼンチンの南米2か国のみである。

# ≪貿易相手国トップ50と(戦略的)パートナーシップ(1)≫

次に、JETRO「日本の貿易相手国 TOP50」(2012年)の表を活用して、(戦略的)「パートナーシップ」相手国が日本の貿易関係において持つ重要度を確認する。日本が(戦略的)「パートナーシップ」文書を有する相手国は、上述の通り全部で50か国であるから、貿易面での順位が50位以内であれば、(戦略的)「パートナーシップ」文書の成立が、日本との通商関係に見合ったものであると判断できる。

無論、より厳密に言えば、(戦略的)「パートナーシップ」に関する共同文書が発出された時点での、貿易面での相手国の重要度を、いちいち吟味しなければならないわけだが、おおよその傾向を知るためには、2012年時点での順位を見るのみで十分と考える。しかも、(戦略的)「パートナーシップ」という関係性は、(原則として)それに関する共同文書が発出されてから今日に至るまで、効力を継続すると考えられるから、現時点での貿易上の重要度を確認することは、それ自体として意義を持つ。

さて、**表2**から集計すれば、日本との間で「戦略的パートナーシップ」共同文書を有する 21か国の内訳は、次の通りである(%は21か国中の比率を示す)。

輸出入ともトップ50に入る13か国(62%):中国、タイ、インドネシア、オーストラリア、 ニュージーランド、イギリス、ロシア、フィリピン、ベトナム、インド、メキシコ、サウジ

表2 日本の主要貿易相手国と(戦略的)パートナーシップ

輸出順位	戦略的パートナーシップ	パートナーシップ	合意文書を有しない国・地域
1~10	中国、タイ、インドネシア、 オーストラリア	米国、韓国、ドイツ	台湾、香港、シンガポール
11~20	イギリス、ロシア、フィリピン、 ベトナム、インド、メキシコ	マレーシア、カナダ	オランダ、パナマ
21~30	サウジアラビア	アラブ首長国連邦、フランス、 南アフリカ共和国、イタリア	ベルギー、ブラジル、スイス、 オマーン、スペイン
31~40	トルコ、ニュージーランド、 ポーランド、エジプト	チリ	リベリア、プエルトリコ、クウェート、スウェーデン、マーシャル 諸島
41~50	チェコ、ハンガリー	パキスタン、ペルー	カタール、コロンビア、イスラ エル、ミャンマー、ノルウェー、 アルゼンチン
51以下	モンゴル、イラク、ウズベキス タン、カザフスタン	カンボジア、ラオス、ブルネイ、 ルーマニア、ブルガリア、ウク ライナ、グルジア、アゼルバイ ジャン、アルメニア、エストニア、 バングラデシュ、スリランカ、 キルギス、トルクメニスタン、 モロッコ、ナイジェリア、モザ ンビーク	
輸入順位	戦略的パートナーシップ	パートナーシップ	合意文書を有しない国・地域
1~10	中国、オーストラリア、サウジ アラビア、インドネシア	米国、アラブ首長国連邦、韓国、 マレーシア、ドイツ	カタール
1~10 11~20			カタール 台湾、クウェート、ブラジル
	アラビア、インドネシア タイ、ロシア、ベトナム、フィリ	マレーシア、ドイツ	台湾、クウェート、ブラジル
11~20	アラビア、インドネシア タイ、ロシア、ベトナム、フィリ ピン	マレーシア、ドイツ フランス、カナダ、イタリア チリ、南アフリカ共和国、ブルネイ	台湾、クウェート、ブラジル シンガポール、スイス、イラン、
11~20 21~30	アラビア、インドネシア タイ、ロシア、ベトナム、フィリ ピン イギリス、インド メキシコ、ニュージーランド、	マレーシア、ドイツ フランス、カナダ、イタリア チリ、南アフリカ共和国、ブルネイ	台湾、クウェート、ブラジル シンガポール、スイス、イラン、 オマーン、オランダ アイルランド、スペイン、赤道

出所: JETRO「日本の貿易相手国 TOP 50」2012年

(http://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/trade/) に基づき、著者(自石)が加工。

# アラビア、エジプト。

輸出のみトップ 50 に入る4 か国(19%):トルコ、ポーランド、チェコ、ハンガリー。輸入のみトップ 50 に入る1 か国(5%):イラク。

すなわち、21 か国中の18 か国(86%)は、輸出入ともに、もしくは輸出入のいずれかでトップ 50 に入っている。

他方、輸出と輸入のいずれについても51位以下なのは、モンゴル、ウズベキスタン、カ

ザフスタンの3か国(14%)のみである。念のために、これら3国の2000年と2005年時点における貿易ランキングを確認すると、いずれも50位以内に入っていない。ただし、3国はともに地下資源に恵まれた国であって、将来的には重要な貿易相手として浮上する可能性を否定できない。

ちなみに、さらにハードルを上げてトップ 20 で区切ってみると、輸出入ともにトップ 20 に入るのは、中国、タイ、インドネシア、オーストラリア、ロシア、フィリピン、ベトナム、輸出のみはイギリス、インド、メキシコ、輸入のみはサウジアラビアで、合計 11 か国 (52%) となる。

次に、「パートナーシップ」合意を有する 29 か国について検討する。その内訳は以下の通りである。

輸出入ともトップ50に入る11か国(29か国中の38%):米国、韓国、ドイツ、マレーシア、カナダ、アラブ首長国連邦、フランス、南アフリカ共和国、イタリア、チリ、ペルー。

輸出のみトップ50に入る1か国(3%):パキスタン。

輸入のみトップ20に入る2か国(7%);ブルネイ、ナイジェリア。

すなわち、29か国中の約半数については、貿易面での重要度と「パートナーシップ」合意は、見合ったものとなっている。

他方、輸出入ともに51位以下の国々は15か国(52%)である:カンボジア、ラオス、ルーマニア、ブルガリア、ウクライナ、グルジア、アゼルバイジャン、アルメニア、エストニア、バングラデシュ、スリランカ、キルギス、トルクメニスタン、モロッコ、モザンビーク。

なお、これら諸国のうち、モロッコは2005年時点で輸入のみランクインしたが(49位)、それを例外として、残りの14か国は2000年、2005年のいずれの時点においても、50位以内に入っていない。すなわち、これら諸国については、日本にとって貿易上の重要度が高くないにもかかわらず、「パートナーシップ」共同文書を持つに至ったこととなる。

# ≪貿易相手国トップ50と(戦略的)パートナーシップ(2)≫

以上に、日本が(戦略的)「パートナーシップ」共同文書を有する国の中で、貿易相手としての重要度が高い国の割合はどの程度かを検討した。次に視点を変えて、日本にとって貿易上重要な相手国のうち、(戦略的)「パートナーシップ」共同文書を有する国の割合はどの程度かを検討する。

表2から、輸出と輸入の双方でトップ50に入るのは(国交関係を持たない台湾、香港、 プエルトリコを除くと)33か国、輸出のみが12か国、輸入のみが14か国で、合計59か国 である。その内訳は、以下の通りである(%は59を分母として計算)。

「戦略的パートナーシップ」に言及した共同文書を有する国(18か国:31%):中国、タイ、インドネシア、オーストラリア、ニュージーランド、イギリス、ロシア、フィリピン、ベトナム、インド、メキシコ、サウジアラビア、エジプト(以上輸出入とも);トルコ、ポーランド、チェコ、ハンガリー(以上輸出のみ);イラク(輸入のみ)。

「パートナーシップ」に言及した共同文書を有する国 (14か国:24%):米国、韓国、ドイツ、マレーシア、カナダ、アラブ首長国連邦、フランス、南アフリカ共和国、イタリア、チリ、

ペルー(以上輸出入とも);パキスタン(輸出のみ);ブルネイ、ナイジェリア(以上輸入のみ)。 共同文書を持たない国(27か国:46%):シンガポール、オランダ、ベルギー、ブラジル、 スイス、オマーン、クウェート、スウェーデン、カタール(輸出入とも);パナマ、スペイン、 リベリア、マーシャル諸島、コロンビア、イスラエル、ミャンマー(以上輸出のみ);イラン、 アイルランド、スペイン、赤道ギニア、ガボン、デンマーク、ノルウェー、オーストリア、 フィンランド、パプア・ニューギニア、アルゼンチン(以上輸入のみ)。

以上によれば、59か国中で(戦略的)「パートナーシップ」文書を有するのは、半数をやや 上回る。

ちなみに、以上のリストから、輸出か輸入のいずれかのみでトップ 50 に入る国を除いて、輸出入ともトップ 50 に入る国だけを抜き出せば、33 か国となる。そのうち、「戦略的パートナーシップ」共同文書を有する国は13 (33 か国中の39%)、「パートナーシップ」共同文書を有する国は11 (33%) であり、他方、共同文書を持たない国は9 (27%)となる。

さらにハードルを上げて、トップ20位以内で検討してみると、輸出入ともにトップ20に入るのは(台湾を除いて)12、輸出のみが6、輸入のみが7で、合計25か国である。その内訳は、次の通りである(%は25を分母として計算)。

「戦略的パートナーシップ」共同文書を有する国11(44%):中国、タイ、インドネシア、オーストラリア、ロシア、フィリピン、ベトナム(以上輸出入とも);イギリス、インド、メキシコ(以上輸出のみ);サウジアラビア(輸入のみ)。

「パートナーシップ」共同文書を有する国8(32%):米国、韓国、ドイツ、マレーシア、カナダ(以上輸出入とも);アラブ首長国連邦、フランス、イタリア(以上輸入のみ)。

共同文書を発出していない国6(24%):シンガポール、オランダ、パナマ(以上輸出のみ);カタール、クウェート、ブラジル(以上輸入のみ)。

すなわち、日本にとってトップ 20 に入る貿易相手国の 4分の 3 は、(戦略的) 「パートナーシップ」共同文書を有する。

さらに、輸出と輸入の双方ともに20位以内に入る12か国(中国、タイ、インドネシア、オーストラリア、ロシア、フィリピン、ベトナム、米国、韓国、ドイツ、マレーシア、カナダ)に限ってみれば、「戦略的パートナーシップ」共同文書を有するのは7か国(12か国中の58%)、「パートナーシップ」共同文書を有するのは5か国(42%)で、合計100%となる。つまり、日本にとって最重要な貿易相手国は、ことごとく(戦略的)「パートナーシップ」共同文書を有している。ただし、これらの国は、おしなべて東アジア地域諸国、APECメンバー、及び・もしくはG8のメンバーであり、貿易上の重要度のみが(戦略的)「パートナーシップ」の説明要因というわけでは、勿論ない。

### ≪エネルギー資源国と(戦略的)パートナーシップ(1)≫

以上に、貿易相手としての重要度という視点から検討を加えた。本項では、日本が必要と するエネルギー資源の調達先という側面から眺めてみたい。 表3は、日本が原油と天然ガスを輸入している最近数年間の主要国のリストである。原油・ガスは世界的に分布が遍在する資源であり、日本の輸入も特定の数か国に大きく依存する構図となっている。

以上にリストアップされた22か国のうち、原油と天然ガスのいずれかで1度でも5%以上のシェアーを占めた国を選び出せば11か国となる。その内訳は、以下の通りである。

「戦略的パートナーシップ」に言及した共同文書を有する4か国(11か国中の36%):サウジアラビア、インドネシア、オーストラリア、ロシア。

「パートナーシップ」に言及した共同文書を有する3か国(27%):アラブ首長国連邦、マレーシア、ブルネイ。

共同文書を持たない4か国(36%):イラン、クウェート、カタール、オマーン。

つまり、日本にとって主要なエネルギー資源提供国の3分の2とは、(戦略的)「パートナーシップ」の共同文書を発出していることとなる。他方、共同文書を持たない4か国のうち、イランを除く3か国は、(サウジアラビア、アラブ首長国連邦とともに)湾岸協力理事会(GCC)のメンバーである。上述の通り、日本はGCCと(目下停滞中とはいえ)FTA交渉を立ち上げており、また最近になって外相級戦略対話を発足させた。

一方、日本の輸入に占めるシェアーが5%未満の11か国について、その内訳は以下の通りである。

「戦略的パートナーシップ」に関する共同文書を有する3か国(11か国中の27%):イラク、エジプト、中国。

「パートナーシップ」に関する共同文書を有する2か国(18%):米国、ナイジェリア。

共同文書を持たない6か国(55%):スーダン、トリニダード・トバゴ、アルジェリア、 赤道ギニア、イエメン、ノルウェー。

つまり、シェアーが5%を超えたことのない国については、石油・天然ガス調達先の分散 化という点では一定の意義を有するものの、それだけでは(戦略的)「パートナーシップ」 共同文書を発出するだけの決定的なファクターとなり得ていない。

# ≪エネルギー資源国と(戦略的)パートナーシップ (2)≫

次に、(現時点で)日本にとってエネルギー資源調達先であるか否かを問わず、エネルギー資源に恵まれた国一般と(戦略的)「パートナーシップ」の関連について検討する。それらの国は、日本にとって将来的に重要な取引相手となる可能性を持つからである。

表4は原油、表5は天然ガスについて、2012年時点での輸出量、埋蔵量の世界トップ30位程度までをリストにしたものである。さらに、産出量のトップ30も付記したが、これはあくまで参考のためである。産出量が大きくても、国内需要が大きければ輸出能力を持たない(もしくは不足分を輸入する)。日本にとって意味を持つのは、現時点で輸出能力が大きく、かつ将来的にも有望な埋蔵量を擁するエネルギー資源国である。

以上の二つの表から、原油と天然ガスの双方、もしくはいずれかについて、現時点で輸出

表3 日本の原油・天然ガス輸入先(単位:%)

原油			2003				2005		2006		2007		2008		2010		2011	
		4	サウジA	24.7			サウジA	30	サウジA	31.1	サウジA	27.6	サウジA	28.2	サウジA	29.2	サウジA	31.1
		Ω	UAE	23.4		_	UAE	24	UAE	25.4	UAE	23.8	UAE	22.8	UAE	20.9	UAE	22.5
		~		15.9			イラン	14	イラン	11.5	イラン	12.2	イラン	11.9	カタール	11.6	カタール	10.2
		R	ダーバ	9.4			カタール	10	カタール	10.2	カタール	10.7	カタール	11.0	イラン	8.6	イラン	7.8
		1	クウェート	8.8			クウェート	8	クウェート	8.2	クウェート	6.9	クウェート	8.3	ロシア	7.1	クウェート	7.0
		+	マーン	4.3			オマーン	3	インドネシア	2.8	ロシア	3.5	ロシア	3.7	クウェート	7.0	ロシア	4.1
		7	インドネシア	3.9		•	インドネシア	3	スーダン	2.6	インドネシア	3.2	インドネシア	2.7	152	3.3	インドネシア	3.5
		+	ナイジェリア	1.8		•	スーダン	2	オマーン	1.5	スーダン	2.5	オマーン	2.2	オペーン	2.7	オマーン	2.3
		#	囲	1.7			ナイジェリア	1.8	イラク	1.0	オマーン	2.0	スーダン	2.2	インドネシア	2.4	152	2.2
		N	その他	6.1		. 4111	<b>廖州</b>	П	豪州	8.0	152	1.0	152	1.3	メーダン	1.2	ベトナム	1.7
						-	その他	4	その他	4.8	- 参州	6.0	<b>廖州</b>	1.1	<b>参州</b>	6.0	スーダン	1.2
											その街	5.6	その他	4.5	その他	4.1	- 参州	8.0
																	マレーシア	0.7
																	その他	4.9
天然ガス	2002		2003		2004		2005		2006		2007		2008		2010		2011	
	インドネシア 3		インドネシア 29.9	29.9	インドネシア 26	26.8	インドネシア	23.9	インドネシア	22.0	インドネシア	19.9	インドネシア	20.5	マレーシア	20.7	マレーシア	18.2
		≥ 8.61	アーシア	20.8	マレーシア 22	22.7	マレーシア	22.7	豪州	19.9	マレーシア	19.4	マレーシア	9.61	豪州	18.8	カタール	17.2
			豪州 13.1	13.1	豪州 14	14.8	<b>製料</b>	18.1	マレーシア	19.3	蒙州	17.3	<b>廖州</b>	17.9	インドネシア	18.3	UAE	8.9
	カタール 1		タール	11.3	カタール 11	11.7	ブルネイ	10.7	カタール	12.2	カタール	11.9	カタール	11.9	カタール	10.9	豪州	16.3
			ブルネイ	10.9	ブルネイ 11	11.0	カタール	11.1	ブルネイ	10.1	ブルネイ	6.7	ブルネイ	0.6	ロシア	8.5	インドネシア	9.5
			Æ	0.6	UAE 8		UAE	9.1	UAE	8.3	UAE	8.2	UAE	8.2	ブルネイ	8.4	ロジア	9.3
		2.3 #	オマーン	2.8	米国 2	2.1	オマーン	1.9	オマーン	4.5	オマーン	5.4	オマーン	4.5	UAE	7.2	ブルネイ	7.4
			H	2.1	オマーン 1	1.9	その他	2.6			エジプト	2.4	ナイジェリア	2.7	オペーン	3.8	ナイジェリア	4.0
		T8	T&T	0.1	ナイジェリア 0	0.2					ナイジェリア	1.5	エジプト	1.9	米国	8.0	オマーン	5.1
					T&T 0	0.1					アルジェリア	1.4	赤道ギニア	1.7	赤道ギニア	0.4	赤道ギニア	0.4
											無	1:1	圏米	1.0	その他	0.8	イエメン	0.4
											T&T	6.0	アルジェリア	0.7			その他	3.2
											赤道ギニア	0.8	T&T	0.5				
											ノルウエー	0.1	ノルウエー	0.1				

★サウジAはサウジアラピア、UAEはアラブ首長国連邦、T&Tはトリニダード・トバゴ。 出所:資源エネルギー庁『エネルギー白書』2004~2012年版、第2部第1章第3節掲載のグラフより作表。

表4 主要な原油資源国(2012年)

	輸出	 [		産出			埋蔵	
順位	国名	輸出量 (1000バーレル/ 日)	順位	国名	世界に占める シェアー (%)	順位		世界に占める シェアー (%)
1	サウジアラビア	6,880	1	サウジアラビア	13.3	1	ベネズエラ	17.8
2	ロシア	4,690	2	ロシア	12.8	2	サウジアラビア	15.9
3	イラク	2,600	3	米国	9.6	3	カナダ	10.4
4	イラン	2,295	4	中国	5.0	4	イラン	9.4
5	ナイジェリア	2,051	5	カナダ	4.4	5	イラク	9.0
6	アラブ首長国 連邦	2,036	6	イラン	4.2	6	クウェート	6.1
7	ノルウエー	1,759	7	アラブ首長国 連邦	3.7	7	アラブ首長国 連邦	5.9
8	アンゴラ	1,757	8	クウェート	3.7	8	ロシア	5.2
9	ベネズエラ	1,645	9	イラク	3.7	9	リビア	2.9
10	クウェート	1,365	10	メキシコ	3.5	10	ナイジェリア	2.2
11	カナダ	1,355	11	ベネズエラ	3.4	11	米国	2.1
12	メキシコ	1,299	12	ナイジェリア	2.8	12	カザフスタン	1.8
13	カザフスタン	1,078	13	ブラジル	2.7	13	カタール	1.4
14	リビア	1,039	14	ノルウエー	2.1	14	中国	1.0
15	アゼルバイジャン	821	15	アンゴラ	2.1	15	ブラジル	0.9
16	イギリス	789	16	カタール	2.0	16	アンゴラ	0.8
17	コロンビア	778	17	カザフスタン	2.0	17	メキシコ	0.7
18	カタール	704	18	アルジェリア	1.8	18	アルジェリア	0.7
19	アルジェリア	698	19	リビア	1.7	19	エクアドル	0.5
20	ブラジル	533	20	コロンビア	1.2	20	アゼルバイジャン	0.4
21	インドネシア	371.4	21	イギリス	1.1	21	ノルウエー	0.4
22	スーダン	370.7	22	オマーン	1.1	22	インド	0.3
23	エクアドル	367	23	インドネシア	1.1	23	オマーン	0.3
24	赤道ギニア	299	24	アゼルバイジャン	1.1	24	ベトナム	0.3
25	コンゴ共和国	290	25	インド	1.0	25	エジプト	0.3
26	マレーシア	269	26	エジプト	0.9	26	オーストラリア	0.2
27	オマーン	253	27	アルゼンチン	0.8	27	インドネシア	0.2
28	オーストラリア	250	28	マレーシア	0.7		マレーシア	0.2
29	ガボン	227	29	エクアドル	0.7		南スーダン	0.2
30	イエメン	191	30	オーストラリア	0.5		イギリス	0.2
31	ベトナム	188						

^{★ %}が同点の場合は、絶対量の数値で順位を付けた。絶対量の数値も同じ場合には、同位とした。

出所:輸出は出所:CIA, "World Factbook: Country Comparison : Crude oil-exports", (2012年6月25日検索:https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/rankorder/2242rank.html) に基づき著者 (白石) が加工。産出と埋蔵は "BP Statistical Review of World Energy", June 2013" (http://www.bp.com/content/dam/bp/pdf/statistical-review/statistical_review_of_world_energy_2013.pdf) に基づき著者が作成。

表5 主要な天然ガス資源国(2012年)

	輸出	1		産出			埋蔵	
順位	国名	10 億立方メー トル/年	順位	国名	世界に占める シェアー (%)	順位	ī 国名	世界に占める シェアー (%)
1	ロシア	200.1	1	米国	20.4	1	イラン	18.0
2	カタール	113.4	2	ロシア	17.61	2	ロシア	17.6
3	ノルウエー	98.3	3	イラン	4.8	3	カタール	13.4
4	カナダ	92.7	4	カタール	4.7	4	トルクメニス タン	9.3
5	アルジェリア	55.8	5	カナダ	4.6	5	米国	4.5
6	オランダ	54.8	6	ノルウエー	3.4	6	サウジアラビア	4.4
7	米国	42.7	7	中国	3.2	7	アラブ首長国 連邦	3.3
8	インドネシア	41.3	8	サウジアラビア	3.0	8	ベネズエラ	3.0
9	ボリビア	40.3	9	アルジェリア	2.4	9	ナイジェリア	2.8
10	トルクメニス タン	34.5	10	インドネシア	2.1	10	アルジェリア	2.4
11	マレーシア	32.0	11	マレーシア	1.9	11	オーストラリア	2.0
12	オーストラリア	25.5	12	トルクメニス タン	1.9	12	イラク	1.9
13	ナイジェリア	24.0	13	オランダ	1.9	13	中国	1.7
14	トリニダート トバゴ	20.4	14	エジプト	1.8	14	インドネシア	1.6
15	ドイツ	19.7	15	メキシコ	1.7	15	カナダ	1.1
16	イギリス	16.7	16	ウズベキスタン	1.7	16	ノルウエー	1.1
17	エジプト	15.2	17	アラブ首長国 連邦	1.5	17	エジプト	1.1
18	ウズベキスタン	13.4	18	オーストラリア	1.5	18	クウェート	1.0
19	オマーン	11.5	19	ナイジェリア	1.3	19	リビア	0.8
20	リビア	10.0	20	トリニダート トバゴ	1.3	20	インド	0.7
21	ブルネイ	8.83	21	パキスタン	1.2	21	マレーシア	0.7
22	ミャンマー	8.81	22	タイ	1.2	22	カザフスタン	0.7
23	イラン	8.4	23	イギリス	1.2	23	ウズベキスタン	0.6
24	カザフスタン	8.1	24	インド	1.2	24	オランダ	0.6
	アラブ首長国 連邦	7.7	25	アルゼンチン	1.1	25	オマーン	0.5
26	アゼルバイ ジャン	6.8	26	ベネズエラ	1.0	26	アゼルバイ ジャン	0.5
27	イエメン	5.5	27	オマーン	0.9	27	ウクライナ	0.3
28	フランス	5.4	28	バングラデシュ	0.6	28	パキスタン	0.3
29	赤道ギニア	5.2	29	カザフスタン	0.6	29	ベトナム	0.3
30	オーストリア	5.0	30	ボリビア	0.6	30	イエメン	0.3
			31	ウクライナ	0.6			

出所:表6と同じ。

能力を持ち、かつ将来的にも埋蔵量が大きいと判断できるのは、以下の32か国である。なお、国名の後ろに*を付すのは、現時点までに日本に原油・ガスを提供したことのある国を示す。また、国名の前に◎を付すのは「戦略的パートナーシップ」文書を有する国を、○を付すのは「パートナーシップ」文書を有する国を示す。

欧米先進地域5か国:ノルウェー、○カナダ、◎イギリス、オランダ、○米国。

旧ソ連6か国:◎ロシア*、◎カザフスタン、○アゼルバイジャン、○トルクメニスタン、 ◎ウズベキスタン、○ウクライナ。

東南アジア地域3か国:◎インドネシア*、○マレーシア*、◎ベトナム*。

オセアニア地域1か国:◎オーストラリア*。

中南米地域4か国:ベネズエラ、◎メキシコ、ブラジル、エクアドル。

中東地域8か国:◎サウジアラビア*、○アラブ首長国連邦*、クウェート*、カタール*、 オマーン*、◎イラク*、イラン*、イエメン*。

北アフリカ地域3か国:アルジェリア、リビア、◎エジプト。

サブサハラ・アフリカ地域2か国:○ナイジェリア*、アンゴラ。

すなわち、以上に上げた32か国のうち、日本は10か国(31%)と「戦略的パートナーシップ」、9か国(28%)と「パートナーシップ」に係る2国間文書を有している。

世界の石油・天然ガス資源が集中する2大地域のうち、日本は旧ソ連の資源国の全てと (戦略的)「パートナーシップ」共同文書を有している。他方、中東・北アフリカ地域につい ては、資源国11か国中、日本が共同文書を発出した相手国は4か国に留まっている。

次に、原油と天然ガスの双方、もしくはいずれかについて、現時点でさほどの輸出能力を 持たないが、埋蔵量の大きな国々は、以下の通りである。

東アジア地域1か国:◎中国*。

南アジア地域2か国:◎インド、○パキスタン。

サブサハラ・アフリカ地域1か国:南スーダン。

これらの国のうち、中国やインド、パキスタンは国内の需要が大きく、すでにエネルギー輸入国に転じており、将来にわたって大きな輸出能力を持つことは期待できないであろう。南スーダンに関しては、スーダンからの分離独立をめぐって長期の戦乱を経験したが、政治情勢さえ安定すれば、長期的にはエネルギー資源輸出国としての重要性を増す可能性がある。

他方、現時点で石油の輸出量が大きいものの、埋蔵量についてトップ30に入っていないのは、コロンビア、スーダン*、赤道ギニア*、コンゴ共和国、ガボン、イエメン*である(なお、イエメンについては、天然ガスについては、現時点で輸出量が大きく、かつ埋蔵量もトップ30に入っている)。

現時点で天然ガスの輸出量が大きいものの、埋蔵についてトップ30に入っていないのは、アルジェリア*、ボリビア、トリニダートトバゴ*、ドイツ、イギリス、ブルネイ*、ミャンマー、フランス、赤道ギニア*、オーストリアである。

これらの国は、将来的にそれぞれの資源について、新たな鉱脈の発見がない限り、輸出能力を縮小させる可能性がある。それらの中には、過去数年間に日本が石油を調達したことのあるスーダン*、天然ガスを調達したことのある○ブルネイ*、アルジェリア*、赤道ギニア*が含まれる。 **《FTA/EPA と(戦略的)パートナーシップ(1)**》

相手国の経済的重要性と(戦略的)「パートナーシップ」成立の関連を見るための今一つの手掛かりとして、ここでは自由貿易協定及び経済連携協定(FTA/EPA)について検討する。なお、本書各章の該当箇所で、FTA/EPA 交渉や協定成立の経緯について、個々の事例を概観的にフォローしておいた。

表6は、2013年6月の現時点で、日本が結んだ発効済みのFTA/EPA、及び協議・交渉中のFTA/EPAの一覧である。

地域レベルもしくは多国間のFTA/EPAは、協議・交渉中のものを含めて、日中韓3国、日本・ASEAN、EAS諸国(米ロを除くASEAN+6)によるRCEP、一部APEC諸国による拡大TPP、そして日本・EU、日本・GCCである⁸。

以上のうち、日本・ASEAN、日本・EUの間には「戦略的パートナーシップ」文書が存在し、日中韓、EAS、APECについては参加国の間で「パートナーシップ」文書が存在する。唯一の例外は、日本・GCCであって、最近ようやく事務レベル定期協議の立ち上げが合意された段階にあり、「パートナーシップ」文書を持たない。ただし、両者間のFTA交渉(目下停滞中)の推移次第では、今後、共同文書発出に至る可能性がある。

日本が2国間でEPAを有する、もしくは協議・交渉中の18か国について、その内訳は次の通りである。

「戦略的パートナーシップ」共同文書を持つ9か国(50%):メキシコ、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、オーストラリア、モンゴル、トルコ。

「パートナーシップ」共同文書を持つ6か国(33%):マレーシア、チリ、ブルネイ、ペルー、韓国、カナダ。

共同文書を持たない3か国(17%):シンガポール、スイス、コロンビア。

すなわち、日本は2国間EPAに署名、もしくは協議・交渉中の相手国の大半と(戦略的)「パートナーシップ」共同文書を発出している。

なお、2国間の(戦略的)「パートナーシップ」文書の発出と、FTA/EPAの交渉進展や成立の時間的な前後関係については、前者が先行し、後に後者が実現するケースと、その逆のケースが考えられる。前者のケースは、例えば韓国である。また、現在交渉中のオーストラリア、モンゴル、カナダについて、交渉開始以前の時点で、すでに(戦略的)「パートナーシップ」文書を有している。

しかし、それよりも目立つのは、第2のケースである。ベトナム、メキシコ、インドの場合には交渉の立ち上げ合意、インドネシア、マレーシア、チリ、タイの場合には交渉の大筋

^{*} 地域間協力枠組み(ASEM など)においては、今のところ FTA/EPA 締結の動きは見られない。

表6 日本のFTA/EPA相手国・地域

		表り 日本のFIA/EFA 相	于国 地	以	
発効済み					
相手国・地域	発効年月	備考	戦略的PS	PS	多国間 FTA/EPA 当事国 (日本を除く)
シンガポールEPA	2002.12	改正議定書(発効 2007.9)	_	_	
メキシコ EPA	2007.4	追加議定書(2007.4 発効)、改 正議定書(発効 2012.4)	a-1		
マレーシア EPA	2006.7			b-1	
チリ EPA	2007.9			С	
タイ EPA	2007.11		a-1		
インドネシア EPA	2008.7		a-1		
ブルネイ EPA	2008.7			c-1	
ASEAN • EPA	2008.12~	ASEAN 各国ごとに批准・発効、 最後にフィリピン発効 2010.7	a-1		インドネシア、マレーシア、 シンガポール、フィリピン、 ブルネイ、タイ、ベトナム、 カンボジア、ラオス、ミャンマ
フィリピンEPA	2008.12		a-1		
スイス EPA	2009.9		_	_	
ベトナム EPA	2009.10		a-1		
インド EPA	2011.8		a-1		
ペルーEPA	2012.3			С	
協議・交渉中	Linkson II I and				
	交渉開始年月	hite and a little 1. Not			
韓国 EPA	2003.12	2004.11 第 6 回以降中断、2010.9 より改めて局長級事前協議		b-2	
GCC • FTA	2006.9	2007.1 第2回以降中断、その後は非公式中間会合	_	_	サウジアラビア、アラブ首長 連邦、バーレーン、クウェート オマーン、カタール
オーストラリア EPA	2007.4	2012.6第16回会合	a-1		
モンゴルEPA	2012.4	2013.7第4回会合	a-2		
コロンビア EPA	2012.12	2012,12第1回会合	_	_	
カナダEPA	2010.10	2013.4第2回会合		c-1	
日中韓 FTA	2013.3	2013.3 第1回会合		b-1	中国、韓国
EU • EPA	2013.4	2013.6~7第2回会合	a-1		EU27か国
RCEP (ASEAN+6)	2013.5	2013.5第1回会合		c-1*	ASEAN10か国、中国、韓国 オーストラリア、ニュージ ランド、インド
TPP(拡大)	_	2013.5 交渉参加国が日本の参加 承認、2013.7 より日本参加予定		b-1**	シンガポール、ブルネーニュージーランド、チリ、米 オーストラリア、ペルー、ベナム、マレーシア、メキシコカナダ
トルコ EPA	_	2012.11 第 1 回共同研究会、	a-2		

注)グレイで塗ったものは日本が加わる多国間協定、それ以外は日本と特定国との2国間協定。

2013.2 第 2 回研究会

戦略的 PS は「戦略的パートナーシップ」、PS は「パートナーシップ」に言及した合意文書が、日本と当事国の間に存在する。

共同文書が複数存在する場合には、分類上最も順位の高い文書を採択する。

出所:外務省「経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)」2013年4月(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/)。

a-1からc-2までの記号は、本書の序章で示した分類に基づく。

^{*}EAS(東アジア首脳会議)での共同文書。

^{**}APECでの共同文書。

合意、ブルネイ、フィリピンの場合には協定の署名に際して(もしくはそれを契機として)、初めて(戦略的)「パートナーシップ」に関する文書が発出されたり、従来の「パートナーシップ」が「戦略的パートナーシップ」の関係性に格上げされたりしている。

# ≪FTA/EPA と (戦略的) パートナーシップ (2)≫

以上に、日本が2国間EPAを有する、もしくは協議・交渉中の相手国のうち、どれだけの国が(戦略的)「パートナーシップ」を発出しているかを検討してきた。次に、視点を変えて、(戦略的)「パートナーシップ」共同文書を有する国のうち、FTA/EPA当事国となっているのは、どの国であるかについて検討する。

この作業のためには、2国間 EPA のみならず、署名済み、もしくは協議・交渉中の地域・ 多国間の FTA/EPA メンバー国を確認しておく必要がある。

重複を避けるために、2国間 EPA の当事者となっている諸国(前述)を除いて、多国間の FTA/EPA のみを締結した、もしくは協議・交渉中の相手国で、(戦略的)「パートナーシップ」 合意文書を有するケースを列挙すれば、次の通りである。

日本・ASEAN・EPA(発効済み)については、カンボジア、ラオスとの間に2国間「パートナーシップ」文書を持つ。

日本・GCC・FTA(交渉中)については、サウジアラビアと「戦略的パートナーシップ」、アラブ首長国連邦と「パートナーシップ」文書を持つ。

日中韓 FTA (交渉中) の場合は、中国と「戦略的互恵関係」文書を持つ。

日本・EU・EPA(交渉中)の場合は、イギリス、ポーランド、チェコ、ハンガリーと「戦略的パートナーシップ」、ドイツ、フランス、イタリア、ルーマニア、ブルガリア、エストニアと「パートナーシップ」文書を持つ。

RCEP (交渉中) については、ニュージーランドと「戦略的パートナーシップ」文書を持つ。 拡大 TPP (交渉中) では、(以上のニュージーランド以外に)米国と「パートナーシップ」 文書を発出している。

以上をまとめれば、日本と「戦略的パートナーシップ」の関係性を有する21か国のうち、2国間及び・もしくは地域・多国間FTA/EPAの当事者となっているのは、次の16か国(21か国中の76%)である。中国、モンゴル、ベトナム、タイ、インドネシア、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、イギリス、ポーランド、チェコ、ハンガリー、インド、サウジアラビア、トルコ。

以上16か国のうち、モンゴルを除く15か国は、輸出と輸入の双方、もしくはいずれかで 日本の貿易相手トップ50位以内である⁹。また、モンゴルとニュージーランド、トルコを除

⁹ 輸出入ともにトップ50に入るのは、メキシコ、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、オーストラリア、マレーシア、チリ、ペルー、韓国、カナダであり、輸出のみがトルコ、輸入のみがブルネイである。なお、2国間 EPA の相手でありながら、(戦略的)「パートナーシップ」共同文書を有しない3か国についても、シンガポールとスイスは輸出入の双方でトップ30に入り、コロンビアは(日本からの)輸出でトップ50に入る。つまり、(戦略的)「パートナー

く 13 か国は、2 国間レベルと地域・多国間レベルの双方において FTA/EPA 当事者である  10 。 他方、「戦略的パートナーシップ」に関する 2 国間文書を有しながら、FTA/EPA 当事国でないのは、次の5 か国(21 か国中の24%)である。ロシア、ウズベキスタン、カザフスタン、イラク、エジプト。

次に、「パートナーシップ」の共同文書を有する29か国のうち、2国間及び・もしくは地域・ 多国間FTA/EPAの当事者であるのは、16か国(29か国中の55%)である。韓国、カンボジア、 ラオス、マレーシア、ブルネイ、米国、カナダ、チリ、ペルー、ドイツ、フランス、イタリア、 ルーマニア、ブルガリア、エストニア、アラブ首長国連邦。

この16か国のうち、日本の貿易相手として輸出と輸入の双方、もしくはいずれかでトップ50に入るのは11か国(米国、韓国、ドイツ、マレーシア、カナダ、アラブ首長国連邦、フランス、イタリア、チリ、ペルー、ブルネイ)である¹¹。51位以下は、カンボジア、ラオス(以上は発効済みの日本・ASEAN・EPAメンバー)、及びルーマニア、ブルガリア、エストニア(以上は交渉中の日本・EU・EPAメンバー)の5か国である。

他方、「パートナーシップ」に言及した2国間文書を有しながら、FTA/EPA 当事国でないのは、次の13か国(45%)である。ウクライナ、グルジア、アゼルバイジャン、アルメニア、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、キルギス、トルクメニスタン、モロッコ、南アフリカ共和国、ナイジェリア、モザンビーク。

# ≪投資協定と(戦略的)パートナーシップ≫

表7は、日本が2国間投資協定を結んでいる国、もしくは交渉・協議中の相手国一覧である。ここでは、投資協定と(戦略的)「パートナーシップ」の関連性について検討する。

なお、経済連携協定(EPA)にも、投資の保護や自由化の要素が盛り込まれているが、FTA/EPAの相手国に関しては、すでに前項に言及したので、以下には取り上げない。ただし、EPAの当事国であるとともに、投資協定の当事国となっている国については、以下の考察に含める。また、投資協定には、投資開始後の保護を規定する旧タイプの協定と、それのみならず投資設立に至る自由化をもカバーする新タイプの協定があるが、ここではその相違に触れない。

表7からも明らかな通り、日本が2013年6月時点までに署名した協定の数は22、目下協議・交渉中のものは(実質合意に至ったケースを含めて)13である。

署名済みの22協定から、香港との協定、及び日中韓3国間の協定を除外すると、20件となる。そのうち、日本が相手国と「戦略的パートナーシップ」に言及した共同文書を有する

シップ」文書の有無にかかわらず、日本が2国間EPAを持つ、もしくは交渉・協議中の相手は、ほとんど例外なく重要な貿易相手国である。

¹⁰ 国によっては複数の地域・多国間 FTA/EPA の当事者となっている。例えば、ベトナムは発効済 みの日本・ASEAN・EPA のメンバーであると同時に、交渉中の拡大 TPP、RCEP のメンバーで もある。

¹¹ 輸出入ともにトップ50以内は、米国、韓国、ドイツ、マレーシア、カナダ、アラブ首長国連邦、フランス、チリ、ニュージーランド、ペルー、輸入のみはブルネイである。

表7 日本の投資協定

		X/ H-T-	-71/254 (1)//	~_
成立	した投資協定		交渉・	協議中の
1	エジプト	1978年1月発効	1	カサ
2	スリランカ	1982年8月発効	2	7
3	中国	1989年5月発効	3	ウ
4	トルコ	1993年3月発効	4	アル
5	香港	1997年6月発効	5	ウ
6	バングラデシュ	1999年8月発効	6	ξ
7	ロシア	2000年5月発効	7	オ
8	モンゴル	2002年3月発効	8	
9	パキスタン	2002年5月発効	9	Ŧ
10	韓国	2003年1月発効	10	
11	ベトナム	2004年12月発効	11	
12	カンボジア	2008年7月発効	12	タ
13	ラオス	2008年8月発効	13	ナ
14	ウズベキスタン	2009年9月発効	★以_	上の他、
15	ペルー	2009年12月発効	の要素	長が含ま
16	パプアニューギニア	2011年4月署名		
17	コロンビア	2011年9月署名		
18	クウェート	2012年3月署名		
19	中国・韓国	2012年5月署名		
20	イラク	2012年6月署名		
21	サウジアラビア	2013年4月署名		
22	モザンビーク	2013年6月署名	_	

の投資協定 ザフスタン 実質合意 アンゴラ 大筋合意 交渉中 クライナ ルジェリア 交渉中 ルグアイ 交渉中 ャンマー 交渉中 オマーン 交渉中 ガーナ 交渉開始に合意 モロッコ 予備協議中 予備協議中 リビア ケニア 予備協議に合意 ンザニア 予備協議に合意 カタール 交渉準備中

★以上の他、経済連携協定(EPA)にも、投資協定 の要素が含まれる。

出所:経産省通商政策局経済連携課「投資協定の概要と日本の取組み」2013年6月(http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/pdf/BITrsrc/130605bitoverview.pdf)。また、外務省「投資」2013年6月(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/investment/)をも参照。

のは9(エジプト、中国、トルコ、ロシア、モンゴル、ベトナム、ウズベキスタン、イラク、サウジアラビア)、「パートナーシップ」文書を有するのは8(スリランカ、バングラデシュ、パキスタン、韓国、カンボジア、ラオス、ペルー、モザンビーク)、合計で17(85%)に上る。さらに、2012年5月に署名した日中韓の3国協定についても、トライラテラル・ベースで「パートナーシップ」共同文書を持つとともに、バイラテラル・ベースで中国との間に「戦略的互恵関係」、韓国との間に「パートナーシップ」に関する共同文書を発出している12。

一方、署名済みの投資協定を有しながら、(戦略的)「パートナーシップ」文書を発出していないのは、パプア・ニューギニア、コロンビア、クウェートの3か国(15%)である。

^{*1~9、16、19~21}は、保護協定(投資後の段階が対象)

^{*10~15、17、18、22}は、自由化協定(投資設立の段階 も対象)

^{*}リストに記載していないが、台湾との民間窓口機関間 の協力取決めは2012年1月に発効

^{12 (}戦略的)「パートナーシップ」文書の発出と投資協定の成立の時間的前後関係については、ケースによってまちまちである。カンボジアの場合は、投資協定の署名に際して、2国間で初めての(そして現時点まで唯一の)「パートナーシップ」共同声明が発出された。

次に、協議・交渉中の13か国について、そのうち「戦略的パートナーシップ」文書を有するのはカザフスタン、「パートナーシップ」文書を有するのはウクライナ、モロッコで、合計3か国(23%)に留まる。

残りの10か国(77%)と、日本は(戦略的)「パートナーシップ」文書を持たない。アンゴラ、アルジェリア、ウルグアイ、ミャンマー、オマーン、ガーナ、リビア、ケニア、タンザニア、カタール。

これら10か国のうち、6か国はアフリカ諸国である(マグレブ地方を含む)。前述の通り、 日本政府はアフリカ諸国に対して、今までのところ、2国間ベースよりもTICADを通じた 大陸ベースでの「パートナーシップ」外交を展開している。

# ≪日本の ODA と戦略パートナーシップ≫

表8は、日本の2国間ベース ODA について、その対象国トップ30の過去12年分(2000~2011年度)をリストアップしたものである。この表に基づいて、(戦略的)「パートナーシップ」文書を有する発展途上国のうち、どれだけが日本の ODA 受け取り国の上位に入るかを検討する。

日本との間に「戦略的パートナーシップ」文書を有する21か国から、OECD加盟国、そして(G8のメンバーである)ロシア、(1人当たり GDP が2万ドルを超える)サウジアラビア¹³を除くと、残りは11か国である。それらの国を、2000~2011年度の期間において1度でもトップ10位に入った国、 $11\sim30$ 位に入った国に分類すると、以下の通りである。なお、国名の後ろにカッコで示した数値は、最初のグループについては、12年間でトップ10にランクインした回数を示す(それらの国は同期間に、 $11\sim30$ 位になったことはない)。第2のグループについては、同上期間に $11\sim30$ 位となった回数を示す。

10位以内に入った10か国:中国(10)、ベトナム(12)、タイ(3)、インドネシア(6)、フィリピン(9)、インド(11)、ウズベキスタン(7)、カザフスタン(5)、イラク(5)、エジプト(3)。

11~30位になった1か国:モンゴル(11)。

すなわち、日本と「戦略的パートナーシップ」文書を有する発展途上国の全ては、過去 12年間で日本からの ODA の主要な受け手となっている。

ただし、中国は2009年まで、タイは2003年まで、フィリピンは2008年まで、毎年トップ10に入っていたが、その後はトップ30の圏外に去った。インドネシアも2004年を除いて2000年から2005年まで連続してトップ10にランクインしたが、その後は2010年を除いてトップ30の圏外である。これらの国は、(金額の大きな)円借款を受け取る立場から「卒業」し始めたため、全体の金額が急減したのである。ちなみに、(円借款に比して金額が小規模の)技術協力のみで見れば、2011年度の実績で中国は1位、インドネシアは2位、フィ

^{13 1}人当たり GDP は 20,540 ドル (2011 年) である。外務省「サウジアラビア王国:経済」2012 年 12 月 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/saudi/data.html)。同国はむしろ、潤沢なオイルマネーを基に、対外援助をする立場にある。在日サウジアラビア大使館「サウジアラビア王国の人道的支援及び開発融資」(http://www.saudiembassy.or.jp/Jp/News_PreRel/PressReleases/2009/2.htm)。

表8 日本の ODA 供与国上位 30 位

	2000	2001	2002	2003	2004	2005
1	インドネシア	インドネシア	中国	インドネシア	中国	インドネシア
2	ベトナム	中国	インドネシア	中国	イラク	中国
3	中国	インド	インド	フィリピン	ベトナム	ベトナム
4	タイ	ベトナム	ベトナム	ベトナム	マレーシア	コンゴ民主共和国
5	インド	フィリピン	フィリピン	インド	フィリピン	スリランカ
6	フィリピン	タンザニア	パキスタン	パキスタン	スリランカ	イラク
7	パキスタン	パキスタン	タイ	スリランカ	アフガニスタン	フィリピン
8	タンザニア	タイ	アゼルバイジャン	カザフスタン	パキスタン	カンボジア
9	バングラデシュ	スリランカ	バングラデシュ	アフガニスタン	カザフスタン	パキスタン
10	ペルー	ペルー	ペルー	カンボジア	ウズベキスタン	インド
11	ブラジル	バングラデシュ	スリランカ	バングラデシュ	ペルー	アフガニスタン
12	スリランカ	カンボジア	ブラジル	ペルー	カンボジア	ナイジェリア
13	トルコ	ブラジル	カンボジア	ブラジル	ラオス	カザフスタン
14	ラオス	モロッコ	ネパール	ラオス	ケニア	ルーマニア
15	ヨルダン	アゼルバイジャン	ホンジュラス	チュニジア	モロッコ	ケニア
	モンゴル		ホンシュノス ラオス	アゼルバイジャン	モンゴル	オパール
16		チュニジア				
17	モロッコ	ネパール	モンゴル	マレーシア	エジプト	モンゴル
18	ガーナ	モンゴル	モザンビーク	タンザニア	チェニジア	ウズベキスタン
19	ネパール	ホンジュラス	ザンビア	ルーマニア	ネパール	ラオス
20	カンボジア	ラオス	チュニジア	モンゴル	ガーナ	チュニジア
21	エジプト	ミャンマー	タンザニア	モロッコ	ボリビア	ニカラグア
22	カザフスタン	ボリビア	マレーシア	ウズベキスタン	セネガル	ガーナ
23	ウズベキスタン	ニカラグア	エチオピア	ネパール	コンゴ民主共和国	ペルー
24	ニカラグア	エルサルバドル	ミャンマー	エチオピア	タンザニア	ブルガリア
25	チュニジア	エジプト	ドミニカ共和国	ボスニア	ブラジル	ボリビア
23	) ユーノ)	エンノト	「マール大作国	ヘルツェゴビナ	7 7 2 70	<b>ホッ</b> し)
26	グアテマラ	エチオピア	モロッコ	ヨルダン	ルーマニア	タンザニア
27	エルサルバドル	ブルガリア	ウズベキスタン	ミャンマー	エチオピア	エチオピア
28	ケニア	ザンビア	セネガル	グアテマラ	ホンジュラス	東ティモール
29	シリア	ケニア	ボリビア	モザンビーク	ハンシュノス ニカラグア	グアテマラ
					ールフクァ ブルガリア	
30_	ジンバブエ	グアテマラ	ブルガリア	アンゴラ	7707197	ブラジル
	2006	2007	2008	2009	2010	2011
1	2006 中国	2007 ベトナム	2008 ベトナム	2009 ベトナム	2010 インド	2011 ベトナム
	2006	2007	2008	2009	2010	2011
1	2006 中国	2007 ベトナム	2008 ベトナム	2009 ベトナム	2010 インド	2011 ベトナム
1 2	2006 中国 ベトナム	2007 ベトナム 中国	2008 ベトナム インド	2009 ベトナム インド	2010 インド ベトナム	2011 ベトナム インド
1 2 3 4	2006 中国 ベトナム フィリピン パキスタン	2007 ベトナム 中国 マレーシア フィリピン	2008 ベトナム インド トルコ 中国	2009 ベトナム インド トルコ アフガニスタン	2010 インド ベトナム アフガニスタン トルコ	2011 ベトナム インド アフガニスタン パキスタン
1 2 3 4 5	2006 中国 ベトナム フィリピン パキスタン スリランカ	2007 ベトナム 中国 マレーシア フィリピン カンボジア	2008 ベトナム インド トルコ 中国 アフガニスタン	2009 ベトナム インド トルコ アフガニスタン 中国	2010 インド ベトナム アフガニスタン トルコ パキスタン	2011 ベトナム インド アフガニスタン パキスタン イラク
1 2 3 4 5 6	2006 中国 ベトナム フィリピン パキスタン スリランカ マレーシア	2007 ベトナム 中国 マレーシア フィリピン カンボジア イラク	2008 ベトナム インド トルコ 中国 アフガニスタン マレーシア	2009 ベトナム インド トルコ アフガニスタン 中国 パキスタン	2010 インド ベトナム アフガニスタン トルコ パキスタン スリランカ	2011 ベトナム インド アフガニスタン パキスタン イラク スリランカ
1 2 3 4 5 6 7	2006 中国 ベトナム フィリピン パキスタン スリランカ マレーシア ルーマニア	2007 ベトナム 中国 マレーシア フィリピン カンボジア イラク アフガニスタン	2008 ベトナム インド トルコ 中国 アフガニスタン マレーシア カンボジア	2009 ベトナム インド トルコ アフガニスタン 中国 パキスタン カンボジア	2010 インド ベトナム アフガニスタン トルコ パキスタン スリランカ カンボジア	2011 ベトナム インド アフガニスタン パキスタン イラク スリランカ ブラジル
1 2 3 4 5 6 7 8	2006 中国 ベトナム フィリピン パキスタン スリランカ マレーシア ルーマニア アフガニスタン	2007 ベトナム 中国 マレーシア フィリピン カンボジア イラク アフガニスタン インド	2008 ベトナム インド トルコ 中国 アフガニスタン マレーシア カンボジア スーダン	2009 ベトナム インド トルコ アフガニスタン 中国 パキスタン カンポジア タンザニア	2010  1	2011 ベトナム インド アフガニスタン パキスタン イラク スリランカ ブラジル カンボジア
1 2 3 4 5 6 7 8	2006 中国 ベトナム フィリピン パキスタン スリランカ マレーシア ルーマニア アフガニスタン カンボジア	2007 ベトナム 中国 マレーシア フィリピン カンボジア イラク アフガニスタン インド トルコ	2008 ベトナム インド トルコ 中国 アフガニスタン マレーシア カンボジア スーダン モロッコ	2009 ベトナム インド トルコ アフガニスタン 中国 パキスタン カンボジア タンザニア スーダン	2010 インド ベトナム アフガニスタン トルコ パキスタン スリランカ カンボジア イラク リベリア	2011 ベトナム インド アフガニスタン パキスタン イラク スリランカ ブラジル カンボジア エチオピア
1 2 3 4 5 6 7 8 9	2006 中国 ベトナム フィリピン パキスタン スリランカ マレーシア ルーマニア アフガニスタン カンボジア ケニア	2007 ベトナム 中国 マレーシア フィリピン カンポジア イラク アフガニスタン インド トルコ アルメニア	2008 ベトナム インド トルコ 中国 アフガニスタン マレーシア カンボジア スーダン モロッコ スリランカ	2009 ベトナム インド トルコ アフガニスタン 中国 パキスタン カンボジア タンザニア スーダン アルメニア	2010 インド ベトナム アフガニスタン トルコ パキスタン スリランカ カンデジア イラク リベリア ラオス	2011 ベトナム インド アフガニスタン パキスタン イラク スリランカ ブラジル エチオピア タンザニア
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	2006 中国 ベトナム フィリピン パキスタン スリランカ マレーシア ルーマニア アフガニスタン カンボジア ケニア パレスチナ	2007 ベトナム 中国 マレーシア フィリピン カンボジア イラク アフガニスタン インド トルコ アルメニア ラオス	2008 ベトナム インド トルコ 中国 アフガニスタン マレーシア カンボジア スーダン スリランカ ブラジル	2009 ベトナム インド トルコ アフガニスタン 中国 パキスタン カンボジア タンザニア スーダン アルメニア モロッコ	2010 インド ベトナム アフガニスタン トルコ パキスタン スリランジア イラク リベリア ラオス モロッコ	2011 ベトナム インド アフガニスタン パキスタン イラク スリランカ ブラジル カンボジア エチオピア タンザイナ
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	2006 中国 ベトナム フィリピン パキスタン スリランカ マレーシア ルーマニア アフガニスタン カンニア パナスス カンボジア ケパレスチナ	2007 ベトナム 中国 マレーシア フィリピン カンボジア イラク アフガニスタン インド トルコ アルメニア ラオス タンザニア	2008 ベトナム インド トルコ 中国 アフガニスタン マレーシア カンボジア スーダン モロッコ スプラジル タンザニア	2009 ベトナム インド トルコ アフガニスタン 中国 キスタン カンボニア タンザニア スーダン アルダニア モロッコ エチオピア	2010 インド インド イントガニスタン トガコ タン トルコスラン パリラボジア イラベリア ラモコップ スコンズ	2011 ベトナム インド アフガニスタン パキスタン イラク フラジボジア カンボオピア オナザニア タウクラナナ アゼルバイジャン
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	2006 中国 ベトナム フィリピン パキスタン スリランカ スレーマニア アフガボジア ケニア アレスチナ ラオス シェラレオネ	2007 ベトナム 中国 マレーシア フィリピン カンラク アフガニスタン インド トルコ アルメニア ラメン モア ランザニア テンツコ	2008 ベトナム インド トルコ 中国 アフレボシア カージア スーダン モロッランが モリラジが ニスリラジが ラオス	2009 ベトナム インド トルコ アフガニスタン 中国 パキスダン カン・ザニア タールメニア スアルリコ モエチオピア ラオス	2010 インド イントナム アナカコスタン トルコスタン パリラボア イリッポア リベオフ リマオコッダフ モスーダン ルーマニア	2011 ベトナム インド アフガニスタン パキスタン イラク スブラジル カンボオピア タンガブジア エチオピニア ウアゼルバイジャン スーダン
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	2006 中国 ベトナム フィリピン パキスタン スリーシア ルーマニア アカンボジア ケニア パカスナ シェス カナニア カンボジア ケニア パカスナ シェス トルコ	2007 ベトナム 中国 マレーシア フィリピン カンボジア イラク イフンド トルコ アルメニア ラオンザニス タンロー ケニア ケニア	2008 ベトナム インド トルコ 中国 アフーガニスタン マレンボジア スーロッランが エスリラジル タラオス ルーマニア	2009 ベトナム インド トルコ アフガニスタン 中国 パキスポジア タン・ザンア スールメニア モチオピ エチオス マレーシア	2010 インド インドナム アナナム アカカココスタン パキリランジア イランジア イライン リベリア ラオス モーダン エーダン タンザニア	2011 ベトナム インド アフガニスタン パキスタン イラリランル カンボジピア メガジピア メガジー カンボジピア タンヴレイイジャン スーダビングスーグ
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	2006 中国 ベトナム フィリピン パキスタン スリランカ スレーマニア アフガボジア ケニア アレスチナ ラオス シェラレオネ	2007 ベトナム 中国 マレーシア フィッピン カンプク イラフがド イフフがニス タン イルルコ アルメス タン オンヴッア ウズベ ウズベ キン	2008 ベトナム インド トルコ 中国 アフガニスタン マレンボジア カスーダッコ スーダッコ スリラジル タオス アカーマンゴル アフガニア カーマンゴル	2009 ベトナム インド トルコ アフガニス タン 中国 パナンザビアン リカタン カタン カタン カタン カタン カタン カタン アルロ アイン アスアル アフ アスア アスア アスア アスフ アスフ アスフ アスフ スフ ス	2010 インド イントナム アナカコスタン トルコスタン パリラボア イリッポア リベオフ リマオコッダフ モスーダン ルーマニア	2011 ベトナム インド アフガニスタン パキスタン イラリランカ ブラジボジア エチオピニナナ タクランルバン エーナン アビアナイジャン スーグ エーオガル
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	2006 中国 ベトナム フィリピン パキスタン スリーシア ルーマニア アカンボジア ケニア パカスナ シェス カナニア カンボジア ケニア パカスナ シェス トルコ	2007 ベトナム 中国 マレーシア フィリピン カンデラク アンボック アンボース スカンガース アンボース アンボース アンボース アンボース アース アース アース アース アース アース アース アース アース ア	2008 ベトナム インド トルコ 中国 アフーガニスタン マレンボジア スーロッランが エスリラジル タラオス ルーマニア	2009 ベトナム インド トルコ アフガニスタン 中国 パナスジア タン カンザニア スールメニア モチオア エチオス マレーシア	2010 インド インドナム アナナム アカカココスタン パキリランジア イランジア イライン リベリア ラオス モーダン エーダン タンザニア	2011 ベトナム インド アフガニスタン パキスタン イラリランル カンボジピア メガジピア メガジー カンボジピア タンヴレイイジャン スーダビングスーグ
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	2006 中国 ベトナム フィリピン パキスタンカ スリランア ルーマニア アフガボジア ケニア パレスチナ ラオス シトルコ モロッコ	2007 ベトナム 中国 マレーシア フィッピン カンプク イラフがド イフフがニス タン イルルコ アルメス タン オンヴッア ウズベ ウズベ キン	2008 ベトナム インド トルコ 中国 アフガニスタン マレンボジア カスーダッコ スーダッコ スリラジル タオス アカーマンゴル アフガニア カーマンゴル	2009 ベトナム インド トルコ アフガニス タン 中国 パナンザビアン リカタン カタン カタン カタン カタン カタン カタン アルロ アイン アスアルロ アイン アスア エチオス ラマス スリランカ	2010 インド インドナム アナナム タン トガコ タン トガコ タン カイラシジア イベリンボク リベオス リンデク リベオス コ ティーダマニア タンザフ アティーザニア	2011 ベトナム インド アフガニスタン パキスタン イラリランカ ブラジボジア エチオピニナナ タクランルバン エーナン アビアナイジャン スーグ エーオガル
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	2006 中国 ドナム フィリピン パキリリタン スリーシア アカーシア ルフガギジア カーシア アカンボジア アカンエア アカンボジア アカンスス シェルコ シェルコ エンゴル	2007 ベトナム 中国 マレーシア フィリピン カンデラク アンボック アンボース スカンガース アンボース アンボース アンボース アンボース アース アース アース アース アース アース アース アース アース ア	2008 ベトナム インド トルコ 中国 アフレー・ アフレー・ アフレー・ アフレー・ アンボジン スーロッラジン スーリラジル タン オススー アーフンカ アランオス アランオス アーフンル アフンカ アフンカ アフンカ アフンカ アフンカ アフンカ アフンカ アフンカ	2009 ベトナム インド トルコ アフガニスタン 中国 パキスギジニア ステルング ステルン ステルン ステオン ステオン ステオン ステオン ステオン ステオン ステオン ステオ	2010 インドナム イベトガニスタン トガコスタン トガコスタンカ オランボク オリンガク リライスリンガク アラモスーーングマニニア エスナオピア	2011 ベトナム インド アフガスタン パキスク スリラジルジア オラクランル ガカチオザニスタ カナチザニオ タウクランル エシンカナザニナ タウクランド アゼンバン スコンスコンスコンカ オアア
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	2006 中国 ベトナム フィリピン パキリテンカ スマレーマニア アンボジア ルーフガボジア ケパオラシンス ナナ ラメニス シャルコ モンゴル マダガスカル	2007 ベトナム 中国 マレーリピン カフィンボク イアンボク イアンボク イアンボク イアンボク イアンボク イアンボー トルコ アアオン イアカン イアルオス エア タン エア ケブギー イアン スク	2008 ベトナム イトド 中国 アフレンボグ スタン マカンーロッランボグ スロッランボグ スロッランボス マカンカ スロッランボス アウン・アウン・アウン・アウン・アウン・アウン・アウン・アウン・アウン・アウン・	2009 ベトナム インド トルコ アフコ スタン 中パンガニスタン 中パンガニスタン カタンデン スーグメニコ アングメニア エチオス ランフィンフ マリレゴ エスパンガ エスル エスパンカ スア エスパンフ スパンフ スパンフ スパンフ スパンフ スパンフ スパンフ スパンフ	2010 イベアトド イベアトガコ タントナガコ タンフトガコ タンカー アール・カー アール・カー アール・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	2011 ベトナム インド イフガニスタン パキスタン イラクンカ ブラジボジアア カンボオピニア ウンボオピニア タクライイジャン スーダエリン エチンガン エチンガン アゼルダン コンボカル セネニア モンゴル
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19	2006 中国 中スフィースクリースのインスのインスのインスのインスのインスのインスのインスのインスのインスのイン	2007 ベトナム 中国 マフィンガンク インファンカング インファンカング インファンガンド インファンド インファンド インファンド インファンド インファンド インファンド インファンド バーンファン バーンファン バーンファン バーナナ	2008   ベイトレム   トナム	2009 ベトナム インド トルコ アリコ アカタン 中国 パカンガニス タン カタン カタン ガング アン アルルロ アガン アスール アカカン アカナ モンカ アカナ モンンゴ アカナ オー カーナ	2010 イベトド イベトガコ スカタン トガコスタン トガコスタンカイリンラー カイリンラー リンデクリテンフ リラベオロッグマー リライオロッグマー エーシナナオピア エートパー エー・ネル コンスコン	2011   ベトナム   インド   インド   インド   インド   インド   インド   インド   イン   イン
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	2006 中国 中スクリースの アンドラシア アンド・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	2007 ベトコ 中マフカン イアリム 中国レインボク イアンカカラフンド イアンルルスス デースス イアンス イアンスス イアンスス イアン	2008 ベイトルム トナド トカスタン アマカスーロリランオーンルが カスモスブタラルモアウガチニゴ カン・ジジャーンルガーニブ カスモスブタランオーンルガーニゴ アウガチニゴ 民	2009 ベインルンフリー マンカタン アリカ アリカ アリカ アリカ アリカ アリカ アリカタン アリカタン アルロ アイン アール アーカタン アモチオレ リレンンゴ アーカス アンスプロ アーカス アーカー アスプロ アーカー アスプロ アーカー アスプロ アーカー ナーカー ナーナーナーナーナーナーナーカー アーカー・アーカー アーカー・アーカー・アーカー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー	2010 インドナム インドナム アトガコスタン トガコスタンカイガコスカラジンア リンボクリンボクリンボクリンスカイリンボクリンスフリンスファインデースファインデースファイボーステースルタパエチャルコスティースカースカースカースカースカースカースカースカースカースカースカースカースカー	2011   ベインド   インド   インド   インド   インド   インガスタン   イスブラフンル   イスブランボオザニ   インガンボオザニ   インガンボオザニ   イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イ
1 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 10 11 12 13 114 15 16 17 18 19 20 21	2006 中国 十ム フパキリンパスリーマガボア カケーマガボア カケーマガボア カケーマガボア カケーマガガガア カケーカカー カケーカカー カケーカカー カケーカカー カケーカカー カケーカー カケーカーカー カケーカー ファーカーカー ファーカーカー ファーカーカー	2007 ベトコ 中マフカナム 中マフカカイアイト 国ーリピジア イトアインルルカラフンド コーカーが コーカーが コーカーが コーススーク コースを エースーク コースーク	2008	2009 ベイトン トナド トン アリコ スタン カタン アルフ 国 スポジニン アルロチオン アルロチオン アールロチオン アールロ アカタス アルロ アカス アモエ アフス ア スパ	2010 イベアトナム イベアトガコスタン トパスカイリンドカコスタンカカイリンガウ リラボクリスカーグ リラボクア リラボクア リラボクア リラボクア コンテードが、コンテードが、コンテール ネコパンメニア アルメニア	2011   ベイナム
1 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22	2006 中国 中ベフィー・ 中国 カー・	2007 ベ中国 マフカナム トカーマフカンが トカーマフカンが アフカンが アフンルルオンロニア タンカンが アフンルルオンロニズキーンレ アフスを アンレス・カン アンレス・カン アンレス・カンカン アンレス・カンカンカンカンカンカ	2008   ベインド   トナム   インドコ   中国   アマカスータン   アン・ボーン・ボーン・ボーン・ボーン・ボーン・ボーン・ボーン・ボーン・ボーン・ボー	2009 ベイトンド トンド アフロス タン カタン カタン カタン カタン カタン カタン カタン カタン カタン カ	2010 インド イントドム アトナガコ タントルインフルキリボリンボーク リカラベオロタンカイリラゼスコングアイリテベスコングマンボーク リーシー・デール・ファー・アン・オール・ステート・パンゴスチート・パンゴスチーアルイチーアルイチーアルイチーアルイチーアルイチーアルイチーアルイチーアルイ	2011 ベトナム イアナム イアガスタン イスリラジボオピステンカ フランボオピニスク フラジボオピニアナ アイーリラジボオピニアナ アビーグラング スコンオニア セスアアル イアングラル パンパー パンパー パンパー パナマ
1 2 2 3 4 4 5 6 6 7 7 8 8 9 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	2006 中国 中ベフパイスマルアカケパラント・ コース アカケパラシャーマガボア ススランシーアンニレオ エルロンダチーールングナイグ ナガザテア タカトモモマエス ガブタグア アファテラシャー・ コース アール アアテック アアティア アール アアティア アール アアア アール アアア アール アアアラ	2007 ベ中マフカウイアン ト国レインラフンルルオンロニズキーシピジアイトアラタモケウパスをグゴスーナラフンルルオンロニズキーンレパーリザフスがスポーツアベスダブスーナラフスシーナーシスカン	2008   ベイトレム   イトドコ	2009 ベイトンド トンド アフロス アウン アンカタン アンカタン アンカタン アンカタン アンカタン アンカタン アンカタン アンカタン アンカー アンカー アンカー アンカー アンカー アンカー アンカー アンカ	2010 イベアトド イベアトガコ タントガコスカーイベアルキリンラボタリア カイリンラベオローーンナチがパゴスカンアイリラモスルタップアフェッダマザママオオボーでスチニースルースカースカースカースカースカースカースカースカースカースカースカースカースカー	2011 ベトナム イアナム イアガスタン パキラリラジボオピニスン カエチンクランボオピニアナー アルカン カエチンクランボオピニア カンボオピニア カンボオア カンボオア カンスコン カール アンスコン アースコン
1 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 100 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24	2006 中国 中スフパナリスマルアカケルフルアカケルフルアカケルフルアカケルフルアカケルフルアルアカケルフルアカケルフルアカケルフルアカケルフルアカケルフルアカケルフルカケルフル	2007 ベトコー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008   2008	2009 ベイトント トント ドンル アウス アンル アウス アンカタン アンカタン アンカタン アンカタン アンカタン アンカタン アンカタン アンカール アフス アンカナ アカカナ アカナー アカカナー アカナー ア	2010 イベアトパスカイリライスルタントナガコスラボクリアスカイリラボスカイリラボカリアスカイリラボカリアスカイリラでスカーがアフルカイリラでスカーがアファッグマボマースナチドパコスメニースカースメーチンナチャグナケースカースカースカースカースカースカースカースカースカースカースカースカースカー	2011 ベイアナム イアパースプレース アパース アパース アパース アパース タンパース アパース アパース アパース アパース アルース アルース アルース アース アース アース アース アース アース アース アース アース ア
1 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 10 11 12 13 13 14 15 16 6 17 18 19 20 21 22 22 23 24 25	2006 中ベフパスマルアカケパラシトモモマエスガブタグネニーアルアカケアアカケパラシトアアスがガアアカケパラシトモモマエスガブタグネニーケパラアルアアカアアカアアカケパラシトモロンダチーールンアパカア	2007 ベ中ロマフカナム トナー・リー・アンカー・アイトでは、アールのアンルルルイン・アンルルルイン・アンルルルイン・アンルルルイン・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・	2008 ベイト中アマカスモスブタラルモアウガチコウエニミホンルエニミホンジンコンルニーング・ジャーンバガーコンズチカャンジがスマゴメンケニゴベオランス・ステア・スティン・スティースがデース・ステア・ステア・ステア・ステア・ステア・ステア・ステア・ステア・ステア・ステ	2009 ベイトアトン トンルフリー アール アール アール アール アール アール アール アール アール アー	2010 イベアトルインドナガコスカイリライスカイリライスルタントナガコスタンジウリススカイリラベオローンナナトディスカイリライスカイリライスカイリテモスルタパエトネコパアハウガースカイエースメニースメニースメニースメニーンナナティースメニースメニースメニーンナイガーライスメニースメニースメニースメニースメニースメニースメニースメニースメニースルースを受ける。	2011 ベイアム イアパースファイスブカエタク イスブカエタクラジボオザニイバンスカカエタウラジボオザニイバンスカカエタウゼルダエガルアアアールグボガアアアーンがアアフリースグールファルルンパーファックルルンパーマンファーステースファーステースカールファーステースカールファーステースカールファーステースカールファーステースカールファーステースカールファーステースカールファースカールファースカールファースカールファースカールファースカールファースカールファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファースカールのファールのファールのファールのフェールのフェールのフェールのフェールのフェールのフェールのフェールのフェ
1 2 2 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 100 111 12 13 13 14 15 166 17 7 18 19 20 21 22 23 24 25 26	2006 中ベフパスマルアカケパラシトモモマエスガブタグネニセヤルアカケルアカケパラシトアアカケパラシトカケバラシトアカケバブタグネニセカルカアアカケバラジト・モーマエスガブタグネニセカルカア	2007 ベ中マフカイアイトアラタモケウパスモパネガスカペルボラフンルルオンロニズキーンレパーリザルーリボクガドコメスザッアベスダゴスーナラフーマンルルオンルナルカス アア タンルチル カス ニア マンルチル カン ニア アファ アア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア	$2008$ $\overline{}$ $\phantom{0$	2009 ベイトアロイカタン トンルフリーパカタスアモエラマスパートアリーパカタスアモエラマスパーカーのボスがルーカーのエーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカー	2010 イベアトパスカイリラモスルタパエコネコパアハウガマコカイリラモスルタパエカーリンラベオローンナチドパンレルイガーラスカアコンニアアリスッダマザマオポーエスメニケンナウタリスッケーラスをサートにサーアル・主ナアーウタリスのカールをサークターのカールをサークターのカールをサークカーのカールをサークリーのカールをサークリーのカールをサークリーのカールをサークリーのカールをサークリーのカールをサークリーのカールをサークリーのカールをサークリーのカールをサークリーのカールをサークリーのカールのカールのカールのカールのカールのカールのカールのカールのカールのカー	2011 ベイアパナム トトド ガスタン イスブカエタクラジボオザニイン カカエタウラジボオザニー エタウグルグでアアンカエタウグルグでアアナイン エタウグルグが展れて エタウグルグが展れて エカー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ
1 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 10 11 12 13 13 14 15 16 6 17 18 19 20 21 22 22 23 24 25	2006 中ベフパスマルアカケパラシトモモマエスガブタグネニーアルアカケアアカケパラシトアアスがガアアカケパラシトモモマエスガブタグネニーケパラアルアアカアアカアアカケパラシトモロンダチーールンアパカア	2007 ベ中マフカイアイトアラタモケウパスモパネガスカペル・リザルーリザンアイトアラタモケウパスモパネガスカペル・リザルーリザルーリザルーリザオンロニズキーンレパーリザルーリザルーリチルンス ニアピオ	2008 ベイト中アマカスモスブタラルモアウガチコウエニミホカザンンカスモスブタラルモアウガチカマンジフンカーコンズチカャンザフマカスモスブタラルモアウガチコウエニミホカザンロンルニアアウガチコウエニミホカザンジスアファファスア	2009 ベイトアトン トンルフリー アール アール アール アール アール アール アール アール アール アー	2010 イベアトルインドナガコスカイリライスカイリライスルタントナガコスタンジウリススカイリラベオローンナナトディスカイリライスカイリライスカイリテモスルタパエトネコパアハウガースカイエースメニースメニースメニースメニーンナナティースメニースメニースメニーンナイガーライスメニースメニースメニースメニースメニースメニースメニースメニースメニースルースを受ける。	2011 ベイアカム トナム イアパキラリアがオアカエタウアがオピースンカカエターのアングランがオピースンカンがオピースが大きのアフスコンを大きのアフスコングーマングーマングーマングーマングーマングーマングーマングーマングーマングーマ
1 2 2 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 100 111 12 13 13 14 15 166 17 7 18 19 20 21 22 23 24 25 26	2006 中ベフパスマルアカケパラシトモモマエスガブタグネニセヤルアカケルアカケパラシトアアカケパラシトカケバラシトアカケバブタグネニセカルカアアカケバラジト・モーマエスガブタグネニセカルカア	2007 ベ中マフカイアイトアラタモケウパスモパネガスカペルボラフンルルオンロニズキーンレパーリザルーリボクガドコメスザッアベスダゴスーナラフーマンルルオンルナルカス アア タンルチル カス ニア マンルチル カン ニア アファ アア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア	$2008$ $\overline{}$ $\phantom{0$	2009 ベイトアロイカタン トンルフリーパカタスアモエラマスパートアリーパカタスアモエラマスパーカーのボスがルーカーのエーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカーカー	2010 イベアトパスカイリラモスルタパエコネコパアハウガマコカイリラモスルタパエカーリンラベオローンナチドパンレルイガーラスカアコンニアアリスッダマザマオポーエスメニケンナウタリスッケーラスをサートにサーアル・主ナアーウタリスのカールをサークターのカールをサークターのカールをサークカーのカールをサークリーのカールをサークリーのカールをサークリーのカールをサークリーのカールをサークリーのカールをサークリーのカールをサークリーのカールをサークリーのカールをサークリーのカールをサークリーのカールのカールのカールのカールのカールのカールのカールのカールのカールのカー	2011 ベイアパイスプカエタウアスコセケモペパバネパウソルウモザン ルンフキラリランボオピコインが発展が、イアパイスプカエタウアスコセケモペパバネパウツルグでで、カーアアアナイン・主が、アースグラル マアアナイン 主が カーマングラル サーシュスングール サデシュース グラル マグアア アーマグア アーマグア アーク アーマグア アーク アーク アーク アーク アーク アーク アーク アーク アーク アー
1 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 10 11 12 13 14 4 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27	2006 中ベフパスマルアカケパラシトモモマエスガブタグネニセボ カート・オーリレーフンニレオェルロンダチーールンアパカネリレーフンニンがオゲーールンアがボアススラコッゴガオダナガザテーラガビ カール・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	2007 ベ中マフカイアイトアラタモケウパスモパネガスカペル・リザルーリザンアイトアラタモケウパスモパネガスカペル・リザルーリザルーリザルーリザオンロニズキーンレパーリザルーリザルーリチルンス ニアピオ	2008 ベイト中アマカスモスブタラルモアウガチコウエニミホカザンンカスモスブタラルモアウガチカマンジフンカーコンズチカャンザフマカスモスブタラルモアウガチコウエニミホカザンロンルニアアウガチコウエニミホカザンジスアファファスア	2009 ベイトアロイトントド トドドコカタンーが、イトドコカタスアモエカーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーので	2010 イベアトパスカイリラモスルタパエコネコパアハウガマコモブリンシャナがコタンカイリラモスルタンラベオローーンナチドパンゴスカイリラモスルタパエコ・ネコパアハウガマカザーをナーネコザリーをサイリカーカーク	2011 ベイアカム トナム イアパキラリアがオアカエタウアがオピースンカカエターのアングランがオピースンカンがオピースが大きのアフスコンを大きのアフスコングーマングーマングーマングーマングーマングーマングーマングーマングーマングーマ
1 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 5 26 6 27 28	2006 中ベフパスマルアカケパラシトモモマエスガブタグネニセボザンスの100 ロコトィキリレーフンニレオェルロンダチーールンアパカネリンニアスア・ナーフロッゴガオダナガザテーラガビビアルカイン・リニマルグルアアライン・アアライがアア・カス・カース・カー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー	2007 ベ中マフカイアイトアラタモケウパスモパネガスカペルーリチネト国レインラフンルルオンロニズキーンレパーリザルーリチネンロニズキーンレパーリザルーリチネガスカペルオガンロニズキーンレパーリチネガンス ニアピオガル カタ アアピカル カタアアピカル ファアアル	2008 ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	2009 ベイトアロパカタスアモエラマスパモコガウモコウブミセネパン カタン・カースがザダメッオスーラスゴボナランタン・カースガルキネパンニコピーシン・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	2010 イベアトパスカイリラモスルタパエエネコパアハウガマコモイントラルキリンラベオローーンナチドパンコスラボクリスコンニア ピリーエスメチンナウタンドナジスメチンナウタンドナントナー ダ イリビネンドナンドナー ダ イリビネンドカーション・エー・カーア	2011 ベイアパイスプカエタウアスコセケモペパバネパウソルウモザン ルンフキラリランボオピコインが発展が、イアパイスプカエタウアスコセケモペパバネパウツルグでで、カーアアアナイン・主が、アースグラル マアアナイン 主が カーマングラル サーシュスングール サデシュース グラル マグアア アーマグア アーマグア アーク アーマグア アーク アーク アーク アーク アーク アーク アーク アーク アーク アー

^{★ 2004}年度版以降は、債務救済を含む順位表と、それを含まない順位表があるが、本表では後者を採用。

出所:外務省『ODA 自書』各年度版、資料編第2章掲載の表より加工。

なお、2003 年度版以前には、その区別が示されず、ただ1つの表のみが示されているが、債務救済を除いた順位表と思われる。

リピンは4位、タイは5位である(3位はベトナム)。

他方、モンゴルはトップ 10 に入ったことこそないが、トップ 30 の圏外であった 1 年を除いて残りの 11 年間、11~20 位を占め続けている。さらに、後述するように、同国から見て日本は、過去 10 年間以上にわたって、最大の援助供与国であり続けている。

なお、以上ではOECD加盟国(ただしDAC 14 メンバーではない)のトルコを除外して考察したが、実は同国は日本のODAの主要な裨益国の1つであって(過去12年間で6回トップ10に入っている)、かなり特異なケースである 15 。

ちなみに、日本が「戦略的パートナーシップ」文書を有する国の中で、メキシコ、ポーランド、ハンガリーも DAC(開発援助委員会)メンバーではないが OECD 加盟国である  16 。これら諸国は、むしろ日本の「開発パートナー」として、ともに第3国を支援する立場に立つ。

以上をまとめれば、OECEに加盟する3国を除いて、「戦略的パートナーシップ」文書を有する発展途上国は、(トルコを含めて)ことごとく日本によるODAの主要な裨益国であると結論づけられる。

次に、それぞれの国の立場から見て、日本がトップドナーであるか否かを確認する。**表9**は、 最近11年間について、日本が最大のODA提供国となっている受け取り国をリストアップ したものである。

日本との間に「戦略的パートナーシップ」文書を有する発展途上国12か国(トルコを含む)のうち、ベトナムとモンゴルについては全期間を通じて、インドネシアとウズベキスタンについては12年のうち5年、インドとカザフスタンについては4年、トルコについては3年、日本がトップドナーである。また、タイについては2000年から2002年まで、中国とフィリピンについては2007年まで、日本がトップドナーであった。

他方、この期間に日本がトップドナーになったことのない国は、イラク、エジプトの2か国のみである。ただし、両国とも日本から見れば( $\mathbf{表}8$ )、トップ10に入る主要なODA対象国である。

# ≪日本の ODA とパートナーシップ≫

日本との間に(戦略的という語句を冠しない)「パートナーシップ」文書を有する 29 か国から、OECD 加盟国 17 、及び(1人当たり GDP が4万ドル前後の)ブルネイとアラブ首長国

DAC は OECD 開発援助委員会のこと。1960年に発足した開発援助国のクラブである。外務省「OECD 開発援助委員会(DAC)の概要」2013年6月(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/dac/dac_gaiyo.html); OECD, "DAC members"(http://www.oecd.org/dac/dacmembers.htm).

⁵ ちなみに、最近では BRICS に次ぐ新興経済国としてトルコが MINT の1つに加えられ始めており (注31参照)、同国もまた日本による ODA の主要な受け取り国の立場から、急速に「卒業」して いくものと思われる。

¹⁶ 外務省「OECD(経済協力開発機構)の概要」(前掲)。それぞれのOECD加盟年は、メキシコが1994年、ポーランドとハンガリーが1996年である。

¹⁷ OECDメンバーであるが DAC未加入のチリとエストニアを含む。なお、これら 2 国の OECD 加盟はともに 2010 年であった。外務省「OECD(経済協力開発機構)の概要」(前掲)。

表9 日本が最大の援助供与国となっている国一覧

年	国数	
2000	53	アゼルバイジャン、アルゼンチン、イラン、インド、インドネシア、ウズベキスタン、ウルグアイ、エルサルバドル、オマーン、ガーナ、カザフスタン、ガンビア、カンボジア、キリバス、キルギス、グアテマラ、グレナダ、サウジアラビア、シリア、ジンバブエ、スリランカ、スワジランド、セントビンセント、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、タイ、タンザニア、中央アフリカ、中国、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ、トルコ、トンガ、ナウル、ニカラグア、ネパール、パキスタン、バーレーン、パアオ、パラグアイ、バングラデシュ、フィジー、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ペルー、マレーシア、ミャンマー、モーリタニア、モルディブ、モンゴル、ラオス
2001	46	アゼルバイジャン、アルゼンチン、アンティングア・バーブーダ、イラン、インド、インドネシア、ウルグアイ、エルサルバドル、オマーン、カンボジア、グレナダ、サウジアラビア、サモア、ジンバブエ、スリランカ、スワジランド、セーシェル、セントビンセント、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、タイ、中国、チリ、チュニジア、ツバル、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ、トルクメニスタン、トンガ、ネパール、バーレーン、パラグアイ、バングラデシュ、フィジー、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ボツワナ、マルタ、マレーシア、ミャンマー、モーリタニア、モルディブ、モンゴル、ラオス
2002	40	アゼルバイジャン、アンティングア・バーブーダ、インド、インドネシア、ウルグアイ、オマーン、ガンビア、カンボジア、キリバス、グレナダ、サウジアラビア、サモア、ザンビア、シリア、スリランカ、スワジランド、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、タイ、中国、ツバル、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ、ネパール、パキスタン、バーレーン、パラオ、パラグアイ、バングラデシュ、フィジー、フィリピン、ブータン、ブラジル、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス
2003	30	アゼルバイジャン、アンティングア・バーブーダ、インドネシア、カザフスタン、ガンビア、カンボジア、グレナダ、サモア、スリランカ、セントルシア、中国、ツバル、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ、トルクメニスタン、パキスタン、パラグアイ、バルバドス、フィジー、フィリピン、ブータン、ブラジル、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モーリシャス、モルディブ、モンゴル、ラオス
2004	21	アンティングア・バーブーダ、ウズベキスタン、オマーン、カザフスタン、カンボジア、グレナダ、スリランカ、スラジランド、セントビンセント、セントクリストファー・ネーヴィス、中国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ、パキスタン、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス
2005	26	アンティングア・バーブーダ、インドネシア、ウズベキスタン、オマーン、カザフスタン、 ガンビア、カンボジア、キリバス、コンゴ民主共和国、サモア、スリランカ、スワジランド、 セントビンセント、中国、トリニダード・トバゴ、トンガ、ネパール、パラグアイ、フィリピン、 ベトナム、ホンジュラス、ミャンマー、モーリシャス、モルディブ、モンゴル、ラオス
2006	27	アンティングア・バーブーダ、オマーン、ガンビア、カンボジア、キリバス、サウジアラビア、 サモア、スリランカ、スワジランド、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセント、 セントルシア、中国、ツバル、トリニダード・トバゴ、パラグアイ、フィリピン、ブータン、 ベトナム、ベリーズ、ホンジュラス、マレーシア、ミャンマー、モーリシャス、モルディブ、 モンゴル、ラオス
2007	17	アルメニア、ウズベキスタン、カンボジア、キリバス、スリランカ、スワジランド、セーシェル、 タンザニア、中国、パラグアイ、フィリピン、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、 モンゴル、ラオス
2008	16	アンティングア・バーブーダ、ウズベキスタン、エルトリア、カンボジア、スリランカ、セントビンセント、セントルシア、ツバル、ドミニカ国、パラグアイ、ブータン、ベトナム、マレーシア、モルディブ、モンゴル、ラオス
2009	19	アルメニア、ガンビア、カンボジア、コスタリカ、スリランカ、セーシェル、セントビンセント、セントルシア、ツバル、ドミニカ国、トルコ、パナマ、フィジー、ブータン、ベトナム、マレーシア、モルディブ、モンゴル、ラオス
2010	27	アルゼンチン、アンティングア・バーブーダ、インド、ウルグアイ、エルトリア、ガンビア、カンボジア、ギニアビサウ、グレナダ、コスタリカ、スリランカ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ国、トルコ、トンガ、パナマ、バルバドル、ブータン、ベトナム、ベリーズ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス

出所:外務省『ODA 白書』各年度版、資料編、第2章。

連邦  18  を除くと、残りは  19  か国である。表8 に基づいて、 2000   2001  年度の期間における日本からの  18  の  19  の  19 

10位以内に入った11か国:カンボジア(1+11)、ラオス(1+11)、マレーシア(4+3)、ペルー(3+5)、ルーマニア(1+8)、アゼルバイジャン(1+4)、アルメニア(2+2)、パキスタン(10+1)、バングラデシュ(2+3)、スリランカ(8+4)、モロッコ(1+9)。

 $11\sim30$ 位になった4か国:ブルガリア(5)、ウクライナ(2)、ナイジェリア(1)、モザンビーク(5)。

トップ30に入らない4か国:グルジア、キルギス、トルクメニスタン、南アフリカ共和国。 すなわち、「パートナーシップ」共同文書を有する発展途上国19か国のうち79%が、過去12年間に(1度でも)日本にとって主要なODA供与相手となった国である。

次に、**表9**に基づいて、それら19か国について、過去12年間で日本がトップドナーとなったことがあるか否かを確認する。

全期間を通じて日本がトップドナーとなっているのは、カンボジア、ラオス、スリランカの3か国である。

12年のうち日本がトップドナーとなったことがある相手国は、マレーシア(9年)、パキスタン(4年)、アゼルバイジャンとバングラデシュ(3年)、アルメニアとトルクメニスタン(2年)、ペルーとキルギス(1年)の8か国である。

他方、それ以外の8か国(ルーマニア、ブルガリア、ウクライナ、グルジア、モロッコ、南アフリカ共和国、ナイジェリア、モザンビーク)については、2000~2001年度の12年間を通じて日本がトップドナーとなったことはない。

以上の表8と表9を総合して、「パートナーシップ」文書を有する発展途上国のほとんどは、日本のODA供与トップ30に入る、及び・もしくは、日本がトップドナーとなったことのある国である。そのいずれにも該当しないのは、グルジアと南アフリカ共和国の2国(19か国中の11%)のみである。

なお、以上の表8で、日本のODA供与トップ10に入った国でありながら、日本との(戦略的)「パートナーシップ」文書を持たない国は、アフガニスタン、コンゴ民主共和国、タンザニア、ブラジル、スーダン、リベリア、エチオピア、ケニアである。

1度でも11~30位になった国でありながら、(戦略的)「パートナーシップ」文書を持たない国は、シェラレオネ、ヨルダン、セネガル、ネパール、マダガスカル、ウガンダ、コートジボワール、ガーナ、ホンジュラス、ザンビア、パレスチナ、チュニジア、ボリビア、ハイチ、

¹⁸ ブルネイの1人当たり GDP は41,703 米ドル(2012 年推定値)である。外務省「ブルネイ・ダルサラーム国:経済」2013 年 6 月(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brunei/data.html)。アラブ首長国連邦の1人当たり GDP は39,625 ドル(2010 年)である。外務省「アラブ首長国連邦」2012 年 8 月(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uae/data.html#04)。

パナマ、グアテマラ、ニカラグア、エルサルバドル、ブルキナファソ、ソマリア、ドミニカ 共和国、ボスニアヘルツエゴナ、マラウイ、コスタリカ、東ティモール、シリア、ナミビア、 ジンバブエ、アンゴラ、マリである。

# ≪市場経済化支援、平和構築・戦後復興支援と(戦略的)パートナーシップ≫

以上に、(戦略的)「パートナーシップ」文書を有する発展途上国の大半が、日本からのODAの主要な受け手であることを確認した¹⁹。ODAの供与は、一義的には対象国の安定や貧困削減、経済・社会発展に寄与し、そのことを通じて当該地域の安定と繁栄を促進する国際的貢献の一環である。とともに、日本と対象国の政治的・経済的関係を強化し、地域や国際社会における日本の評価を高めるための外交政策の一環でもある。

ところで、日本が提供するODAには、通常の意味での開発援助に加えて、市場経済化や 民主化プロセスの支援、そして平和構築や戦後復興のプロセス支援の意味合いを強く持つも のがある。国際社会が共同して取り組むべきこれら課題に対して、日本も主要なドナー国と して関わってきた。

共産党支配体制の崩壊した東欧・中央アジア諸国、モンゴルなどは、市場経済化・民主化の重要な支援対象である。共産党支配体制を維持したまま統制経済から市場経済への移行を進めるベトナムやラオスは、市場経済化・ガバナンス強化(法整備支援、人材育成など)の重要な支援対象である。

内戦を含む戦乱を経験したアフリカ、中東、南アジアなどの国々は、平和構築・戦後復興支援の重要な対象である。日本が今までに参加した国連PKO(平和維持活動)は、カンボジア(1992~1993年)、アンゴラ(1992年)、モザンビーク(1993~1995年)、エルサルバドル(1994年)、シリア・ゴラン高原(1996~2012年)、東ティモール(1999、2002、2007、2010年)、ネパール(2007~2011)、スーダン(2008~2011年)、ハイチ(2010~2013年)、南スーダン(2011~)である 20 。

日本のPKO参加には、司令部要員、停戦監視要員や施設部隊、輸送部隊としての自衛隊員の派遣、選挙監視要員などとしての人員(文民警察官を含む)の派遣、必要な資材・物資の提供など様々な態様がある。さらに、日本政府は通常、PKO参加に続けて、国土の復旧・復興支援のためのODAを継続的に供与する。PKOは、当該国及び地域の平和と安定のために国際社会の一員として取り組む活動であるとともに、日本が意欲を示す国連安保理常任理事国入りに向けての実績の蓄積としても重要である。

さて、日本がPKO活動に参加した対象国で、その後、(戦略的)「パートナーシップ」を 発出するに至った事例は、カンボジアとモザンビークである。

カンボジアについて、日本はその和平プロセスから深く関わり、さらに和平協定成立後の

¹⁹ ただし、前項末尾にも指摘した通り、日本からの主要な ODA 供与対象の全てが、(戦略的)「パートナーシップ」を有するというわけではない。

²⁰ 内閣府国際平和協力本部事務局「我が国の活動」(http://www.pko.go.jp/PKO_J/cooperation/cooperation.html)。

PKOにも参加した。これは日本が参加した最初のPKOであり、かつ陸上自衛隊施設部隊の派遣を伴った。同国の復旧・復興についても、日本は大規模なODAを供与し、また同国に対する復興支援のための閣僚級国際会議の開催(1992年)やICORC(カンボジア復興国際委員会)の発足(1993年)でイニシアティブを発揮した 21 。モザンビークのケースは、日本にとって3度目のPKO参加であり、やはり(司令部要員や輸送部隊として)自衛隊員派遣を伴うものであった 22 。

ただし、以上の2国を除くと、日本がPKOに参加した対象国で、その後(戦略的)「パートナーシップ」文書を持つに至った事例は、管見の限り存在しない。

他方、国連PKO参加とは別の形態で、日本が戦乱やその後の平和構築、復旧・復興に関与した事例も存在する。湾岸戦争(1991年)とイラク戦争(2003年)、アフガニスタン戦争(2001年勃発)、そしてスリランカ内戦(2009年終息)である。

日本は湾岸戦争に際して、(自衛隊法に基づき)海上自衛隊の掃海艇をペルシャ湾に派遣し、イラク戦争に際しては、(イラク特措法に基づき)輸送に当たる航空自衛隊、海上自衛隊、そして給水などの人道復興支援活動に当る陸上自衛隊を派遣した。戦後はイラクの復興支援に取り組んでいる²³。アフガニスタン戦争に際しては、(テロ対策特措法に基づき)インド洋での給油支援活動のために海上自衛隊を派遣し、また平和定着のための国際会議の東京開催(2003年)を含めて、復興支援に取り組んでいる²⁴。スリランカの内戦については、調停役として国際的な役割を果たし、また同国の復興開発に関する国際会議の東京開催(2009年)などを含めて、平和と民主主義の定着のための支援を実施している²⁵。

以上の対象国のうち、日本はイラクとの間で2009年に「戦略的パートナーシップ」、スリランカとの間で2013年に「パートナーシップ」に言及した共同文書を発出した。他方、政情が依然として不安定なアフガニスタンとの間には、同種の共同文書を持たない。

次に、日本政府が1990年代以来一貫して重視してきた「人間の安全保障」と、ODA政策の関連に簡単に触れておく²⁶。周知の通り、「新ODA大綱」(2003年8月29日閣議決定)は、

²¹ 外務省「カンボジア和平及び復興への日本の協力」2007年1月(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/kyoryoku.html)。

²² 内閣府国際平和協力本部事務局「モザンビーク」(http://www.pko.go.jp/PKO_J/result/mozan/mozan01.html)。

²³ 「麻生内閣総理大臣の談話: イラク人道復興支援特別措置法に基づく航空自衛隊の活動の終結」 2008 年 11 月 28 日(http://www.kantei.go.jp/jp/asospeech/2008/11/28danwa.html); 外務省「我 が国のイラク復興支援」2009 年 5 月(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/iraq/shien.html)。

²⁴ 「アフガニスタン『平和の定着』東京会議」2003年2月 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/afghanistan/heiwa_tokyo.html); 外務省「アフガニスタン支援: 紛争後の国家復興を支援する日本の新しい取組み」2013年10月 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/afghanistan/f_shien.html); 外務省「アフガニスタン・イスラム共和国: 二国間関係」2012年9月 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/afghanistan/data.html#05)。

²⁵ 外務省「スリランカ民主社会主義共和国: 二国関係」2013年2月(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/srilanka/data.html);「スリランカ復興開発に関する東京会議4共同議長国声明(仮訳)」2009年2月3日(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/srilanka/tokyo4_0902.html)。

²⁶ 外務省国際協力局地球規模課題総括課「人間の安全保障:人々の豊かな可能性を実現するため

「人間の安全保障」の視点を日本の ODA 政策の「基本方針」の一つとして強調している 27。

以上に述べた平和構築や戦後復興支援は、「人間の安全保障」が掲げる「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」を最も集約的に体現した援助の形態である。しかし、それらに留まらず、発展途上諸国、とりわけ後発発展途上国(LDC)に対する貧困削減、疫病対策、その他の基礎的生活分野(BHN)に関する支援もまた、「人間の安全保障」の観点から意義づけられる。

例えば日本との間に「パートナーシップ」文書を有するバングラデシュは、世界有数の人口大国の一つであり、低湿地に位置するためにしばしば洪水被害に逢い、貧困問題も深刻である。草の根金融のグラミン銀行は世界的に有名であり、日本のNGOも同国を対象とした活動を精力的に展開している。

### ≪三角協力のための開発パートナー≫

本書の該当箇所で言及してきたように、日本は発展途上国の一部と、「三角協力」(もしくは「南南協力」支援)に係る「パートナーシップ・プログラム」やそれに相当するプログラムを有している。表10に示す通り、その対象国は現在12か国である。

それら諸国は通常、相当長期にわたって日本から ODA を提供された経験を持つが、順調な経済発展によって ODA 受益国の立場から脱却し(もしくは脱却しつつあり)、逆に周辺国などに対して自らが援助する側に回り始めた国々である。中には、シンガポールのように、1人当たりGDPで日本を凌駕するほどの勢いを示し、もはや発展途上国と呼ぶのがふさわしくない国、そして、ブラジルのように、新興経済国 (BRICS) 28 の一つと呼ばれるまでに成長した国も含まれる。

ただし、ここで言う「パートナーシップ」は、日本のODA政策の一環としての「三角協力」に係る関係性に限定されており、2国間の全般的関係性を意味するものではない。すなわち、日本とそれら諸国が「開発パートナー」として連携し、第3国を支援する。その際に、それら開発パートナーは、長年受益国であった経験から、日本のODA政策について習熟している。加えて、例えばブラジルの場合、言語的共通性のゆえにポルトガル語圏に属するアフリカ諸国や東ティモールを支援し、また例えばインドネシアの場合、宗教的共通性のゆえにイスラム圏に属する中東やアフリカ諸国を支援する上で、それぞれの強みを発揮することができ、日本との補完関係を築くことができる。

さて、以上の12か国のうち、日本が全般的な関係性としての「戦略的パートナーシップ」 共同文書を有するのは、タイ、エジプト、フィリピン、メキシコ、インドネシアの5か国、 「パートナーシップ」共同文書を有するのは、チリ、モロッコの2か国、合計で7か国(12か

に」2011年10月(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hs/pdfs/hs_pamph.pdf);外務省「人間の安全保障をめぐる国際潮流」2013年5月20日(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/security/index.html)。

²⁷ 「政府開発援助大綱」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou/pdfs/taiko.pdf)。

²⁸ BRICs はもともとブラジル、ロシア、インド、中国の4か国を意味する言葉として、2001年頃から使われ始めた。4か国による最初のBRICs サミットがロシアで開催されたのは、2009年6月のことである。その後、2010年には以上の4か国に加えて南アフリカ共和国が加わり、現在ではBRICSと呼ばれ、それら5か国によるサミットが開催されている。

表10 三角協力に係るパートナーシップ・プログラム

プログラム名称	概要	日本との(戦略的) 「パートナーシップ」 文書発出状況
21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム Japan–Singapore Partnership Programme for the 21st Century: JSPP 21	1994年締結の JSPP を受け、1997年に JSPP21 が 開始された。2001年には JSPP21 更新に係る合 意文書を締結。シニアボランティアの情報提供 および専門家共同派遣、これまで5年間として いた期限を無期限とすることが決められた。 2007年には JSPP21 が再更新された。 JSPP21 の 事業は、第三国研修を中心とし、両国の間で 50:50 の費用折半が行われてきた。	なし
日本・タイ・パートナーシップ・プログラム Japan–Thailand Partnership Programme	1994年に開始。第三国集団研修を 2000 年までに 15 コース・250 人に拡大することを目標と設定。 2003 年、延長に係る合意文書締結。	a-1
日本・エジプト三角技術協力計画 Japan-Egypt Triangular Technical Coop- eration Programme for the Promotion of South-South Cooperation in Africa	1998年に開始。農業、保健医療分野等の第三国 研修、及び第三国専門家派遣を実施。なお、本 プログラムの枠外でも、日本と対中東地域三角 協力を実施。	c-1 (戦略的 パートナーシップ)
日本・チュニジア三角技術協力計画 Japan-Tunisia Triangular Technical Coop- eration Programme for the Promotion of South-South Cooperation in Africa	1999年に開始。第三国研修、第三国専門家の派遣を実施。リプロダクティブ・ヘルス、水産業、環境の分野で仏語圏アフリカへの協力を実施。	なし
日本・チリ・パートナーシップ・プログラム Japan–Chile Partnership Programme: JCPP	1999年に開始。中南米地域を対象に第三国集団 研修、第三国専門家派遣、国際セミナー、プロ ジェクト型の案件等を実施。2003年2月に評価 を実施、同時に JCPP 更新に係る合意文書締結。	c (パートナーシップ)
日本・ブラジル・パートナーシップ・ プログラム The Japan-Brazil Partnership Programme: JBPP	2000年に開始。2001年から保健・農業分野で共同研修を開始。優先地域はポルトガル語圏アフリカ諸国(アンゴラ、モザンビーク等)及び南米諸国。2007年10月には、日伯共同プロジェクトの第一号案件(本PPで初のアフリカへのブラジル人専門家派遣)が実現。	なし
日本・アルゼンチン・パートナーシップ・ プログラム Partnership Programme for Joint Cooper- ation between Japan and Argentina: PPJA	2001年に署名。ニーズ確認のため周辺国に対する合同調査を実施し、農業分野を中心に第三国研修等を実施。	なし
日本・フィリピン・パートナーシップ・ プログラム Japan-Philippines Partnership Programme: JPPP	2001年に署名。ニーズ確認のため周辺国に対する合同調査を実施し、農業分野を中心に第三国研修等を実施。	a-1
日本・モロッコ三角技術協力計画 Japan-Morocco Triangular Technical Co- operation Programme for the Promotion of South-South Cooperation in Africa	2003年9月に署名(従来より第三国研修等を実施)。	b-1
日本・メキシコ・パートナーシップ・プログラム Japan–Mexico Partnership Programme: JMPP	2003年10月に署名(従来より第三国研修等を 実施)。	a-1
日本・インドネシア・パートナーシップ・ プログラム Japan-Indonesia Partnership Programme: JIPP	2003年12月に署名(従来より第三国研修等を 実施)。主に第三国集団研修、第三国専門家派 遣を実施。	a-1
日本・ヨルダン・パートナーシップ・ プログラム Japan-Jordan Partnership Programme: JJPP	2004年12月に署名(従来より主に中東諸国を対象とした第三国研修等を実施)。第三国研修 を通じたイラク等の復興支援も実施。	なし

出所:「パートナーシップ・プログラム (PP)の概要一覧 (12ヵ国)) 2008年8月 (JICA: http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject2101.nsf/VW0101X02W/41809C489CB4948D4925704D00343499?OpenDocument&sv=VW0101X15W)。日本との(戦略的)「パートナーシップ」文書発出状況は、引用者(白石)が追加。記号については、本書序章に示した分類に従う。

国中の58%)である。他方、それ以外の5か国(42%)、すなわちシンガポール、チュニジア、ブラジル、アルゼンチン、ヨルダンとは、そのような合意文書を持たない。

なお、以上の12か国以外にも、DACメンバーではない国々との間で、開発パートナーとして三角協力、もしくはそれに類似した支援プログラムの対象となっているケースが存在する。その典型は、中欧のV4諸国との間での「東方パートナーシップ」プログラムをめぐる協力である。「東方パートナーシップ」プログラムはポーランドの提唱に基づきEUが採択した東欧8か国に対する支援プログラムであるが、とりわけV4諸国が熱心に取り組んでおり、日本政府もそれに協調支援する方針を示している。ちなみに日本は、V4+日本のサブ地域レベルで「パートナーシップ」共同文書を有するのみならず、V4諸国のうち(スロバキアを除く)ポーランド、チェコ、ハンガリーとの間で「戦略的パートナーシップ」文書を発出している(第4章第4節参照)。

## ≪中国との外交的競合をめぐる(戦略的)パートナーシップ≫

以上に、主として経済的な性格を有する諸要素、もしくは日本のODA政策に関わる諸事象を中心に、検討を加えてきた。しかし、日本の外交政策はもとより経済的な目的や利害、ODA政策によってのみ動機づけられるわけではない。政治・安全保障的な側面も重要である。本項ではその1要素として、中国との外交的ライバル関係をめぐって、筆者の推論を交えつつ、幾つかの事例を示す。

近隣諸国に対する日本の外交活動について、マスコミ報道でしばしば中国に対する「牽制」が 指摘される。「牽制」という表現の妥当性は措くとして、まず事実関係を確認する。なお、以 下で国名の後ろに*を付すのは、中国の近隣国ではあるが、直接国境を接していない国を示す。 中国を取り囲む国々のうち、東に位置する韓国との間で、日本は「パートナーシップ」文

書を有する。 北のモンゴル、ロシアとは「戦略的パートナーシップ」文書を有する。

西の中央アジア地域においては、カザフスタン、及びウズベキスタン*と「戦略的パートナーシップ」、キルギス、トルクメニスタン*と「パートナーシップ」文書を有する。ただし、中国と国境を接するタジキスタンとは、管見の限り、共同文書を持たない(一方の当事者による言説で、「パートナーシップ」に言及した事例はある)。

中国の南に位置する諸国のうち、日本はインド、タイ*、ベトナムと「戦略的パートナーシップ」、パキスタン²⁹、ラオス、カンボジア*と「パートナーシップ」文書を有する。他方、アフガニスタン、ネパール、ブータン、ミャンマーとは共同文書を持たない。

以上をまとめれば、中国の四方に位置する主要国のほとんどと、日本は(戦略的)「パートナーシップ」共同文書を発出している³⁰。

²⁹ インドとの間で係争中のカシミール地方が、中国との国境地帯である。

³⁰ 共同文書を持たない例外的な諸国のうち、アフガニスタンは長期にわたって政情不安の続く国家であり、中印という2大国に挟まれた小国ネパールとブータンは、地政学的に微妙な立場にある。ミャンマーは日本と2国間で(戦略的)「パートナーシップ」共同文書を持たないものの、日本・

2国間で共同文書を持たない諸国のうちでも、タジキスタンは中央アジア+日本対話のメンバーであり、地域レベルの対話・協力メカニズムにおける「パートナーシップ」文書に名前を連ねている。同じくミャンマーも、日本・ASEAN、日本+メコンなど地域、サブ地域レベルの対話・協力メカニズムのメンバーとして、(戦略的)「パートナーシップ」共同文書に名前を連ねている。

残りの例外的諸国のうち、アフガニスタンは長期にわたって政情不安の続く国家であり、 ネパールとブータンは中国・インドに挟まれた小国として、地政学的に微妙な立場にある。

より実践的な側面に目を転じれば、日中関係が停滞もしくは悪化した時期には、中国の周辺諸国に対する日本の(戦略的)「パートナーシップ」外交が顕著となる傾向を看取できる。 小泉政権や第2次安倍政権がその典型である。

また、停滞、悪化した日中関係そのものについても、その打開を意図して、あるいは自己の立場を正当化するために、口頭の言説レベルで「戦略的互恵関係」に言及するケースがしばしば見られることは、第1章第2節に既述した通りである。

さらに、南シナ海の帰属をめぐる紛争の当事国であるフィリピンとの間で、日本は2006年に「包括的協力パートナーシップ」、2009年に「戦略的パートナーシップ」をタイトルに掲げる共同声明を発出している。ちなみに、もう一つの紛争当事者であるベトナムとの間でも、従来の「パートナーシップ」を「戦略的パートナーシップ」に格上げする共同声明が、2006年に採択された。

南シナ海紛争は地域の安定やシーレーンの安全確保に関わる地域的課題であると同時に、 日本自身が抱える東シナ海「紛争」と連動して捉えられる。すなわち、尖閣問題で中国と対 峙する日本は、同じく南シナ海問題をめぐって中国と対峙するベトナムやフィリピンと共同 歩調を取るべく「戦略的パートナーシップ」外交を展開しているのである。

このこととも関連して、日本は国際公共財としての南シナ海やマラッカ海峡、インド洋の海上安全で関心を共にする近隣諸国との間でも、(戦略的)「パートナーシップ」外交を展開している。例えば、インドネシアとの間では2004年に初めて「パートナーシップ」に関する共同声明を発出したが、それに付随して採択した4文書のうちの一つは海洋問題に関するものであった。また、スリランカとの間では2013年になって初めて「パートナーシップ」をタイトルに掲げる共同声明を発出したが、その文書の記載する21項目中4項目は、海洋協力に関するものであった。

さらに、日本と中国との外交的競合関係が、(サブ)地域を対象とする日本の(戦略的)「パートナーシップ」外交にも影響を及ぼしていると思われる。例えば、日本が大陸部東南アジア諸国を対象として日本・メコン対話・協力を呼びかけたのは、外交的ライバルとしての中国の存在を強く意識したものであったろう。日本・メコン対話・協力は2008年に発足

ASEAN、日本・メコンといった多国間対話・協力メカニズムの一員である。同国はまた、民主化プロセスに着手して間もない国でもある。

し、そして、翌2009年に開催された初めての首脳会議で、早速「パートナーシップ」を掲げる共同宣言を採択した。さらに、これと前後して、日本はタイとの間に「戦略的パートナーシップ」、カンボジア、ラオスとの間に「パートナーシップ」をタイトルに明示した共同文書を発出し、またベトナムとの間では従来の「パートナーシップ」を「戦略的パートナーシップ」に格上げしている。

ちなみに、アフリカ大陸を対象とするTICAD (1993年~) や太平洋・島サミット (1997年~) の場合、日本が発足を呼びかけた当初の目的や動機はさて措くとして、その後、中国がアフリカ大陸や太平洋島嶼国に対する働きかけを本格化させるに従って、次第に中国の存在を意識したものになりつつあるように思われる。

# ≪地域政治の文脈における(戦略的)パートナーシップ≫

当該国がそれぞれの帰属する地域の文脈において持つ政治・経済的な影響力や役割の大きさも、(戦略的)「パートナーシップ」について説明する要因の一つとなり得る。以下に、筆者の推論を交えつつ、幾つかの事例を示す。

西欧諸国の中で日本が(戦略的)「パートナーシップ」文書を有するイギリス、フランス、ドイツは G8、そして(前2者は)国連安保理 P5 のメンバーとして、国際政治・経済上の重要なアクターであるとともに、ヨーロッパ地域の文脈においても影響力を持つ大国である。

南アジアで唯一「戦略的パートナーシップ」文書を有するインドについては、BRICS、G20、EASの一員であるとともに、自他ともに認める地域大国である。

中東・アラブ地域で「戦略的パートナーシップ」文書を発したことのあるサウジアラビアは、世界有数のエネルギー資源国であり、G20のメンバーであると同時に、国土面積で周辺の国々を圧倒し、かつ地域において影響力の大きな国である。また、世界中のイスラム教徒にとって最も重要な巡礼地を擁してもいる。

「パートナーシップ」文書を有するアラブ首長国連邦は国土の狭い国ではあるが、やはり世界有数のエネルギー資源国であると同時に、湾岸サブ地域レベルのGCCにおいて(サウジアラビアとともに)大きな影響力を持つ。

「戦略的パートナーシップ」文書を発出したことのあるエジプトも、伝統的に地域大国であり、かつ中東和平問題で独自の役割を果たす。国内的に政治、経済面での不安定要因を抱えてはいるものの、東西物流ルートの要衝スエズ運河を擁する国でもある。

サブサハラ・アフリカで「パートナーシップ」文書を有する数少ない国家である南アフリカ 共和国は、G20のメンバー、BRICSの一角であると同時に、サブ地域レベルのみならずアフリカ大陸全体でも影響力を持つ国である。

やはり「パートナーシップ」文書を有するナイジェリアは、世界有数の産油国であると同時に、国土は狭いながらも、アフリカで最大の人口を擁し、最近ではMINT³¹の一角として、

³¹ MINTとはメキシコ、インドネシア、ナイジェリア、トルコの4か国を指し、BRICSに続く新興 経済国として着目される。

その経済成長が着目されている。それと同時に、同国は西アフリカのサブ地域協力に大きな 影響力を持つ国でもある。

地域政治の文脈で、今1点指摘すべきことは、地域諸国間のバランスに関する配慮である。 (サブ) 地域内で拮抗した国が複数存在する場合、1国だけを差別化することは困難であり、 「横並び」的に処遇することとなる。

例えば中欧のV4について、日本はスロバキアを除くポーランド、チェコ、ハンガリーと、「戦略的パートナーシップ」をタイトルに掲げる共同文書を、ほぼ同時期に次々と発出した。これら諸国がEU加盟を果たした前後に、日本政府がサブ地域レベルでの新たな対話メカニズム (V4+日本) の発足に意欲的となったことがその背景にある。ただし、V4に属する3か国の間に明確な差異が見出だせず、3か国の全てと共同文書を発出することになったものと思われる。

「民主主義と経済発展のための機構」(GUAM)諸国についても、同様の議論が当てはまるであろう。GUAMは、ソ連解体に伴って分離独立した東欧4か国によって設立された独自のサブ地域組織である。それら諸国は全体的にロシアと一線を画し、親EU路線を追求しているが、国内や近隣諸国との係争を抱えていることもあって、未だにEU加盟を果たせていない。

日本はGUAMとの間にサブ地域レベルの次官級対話・協力メカニズム(GUAM+日本会合)を発足させたが、それと相前後して、モルドバを除く3国、すなわちグルジア、ウクライナ、アゼルバイジャンとの間で、「パートナーシップ」をタイトルに掲げる共同文書を、次々と発出した。アゼルバイジャンとウクライナは日本のODA供与相手トップ30に入っているが、それを除けば、これら諸国と日本は2国間のレベルで、さほど強い結びつきを持つわけではない。ちなみに、GUAM諸国は日本がV4諸国と共同で取り組むことに合意している「東方パートナーシップ」の対象国である。

地域レベルの継続的対話メカニズムを持つ中央アジアは、もともと日本政府にとって、ソ連解体後の市場経済化、民主化プロセス支援の重点的対象であった。しかも、同地域は石油・天然ガスを初めとする地下資源に恵まれてもいる。さらに、2001年のアフガニスタン戦争勃発以降、この地域はその地政学上の理由によって重要となり、また第1次安倍政権期には「自由と繁栄の弧」構築の一環として着目された。かくして、日本政府は中央アジア諸国と地域レベルでの恒常的対話枠組みを持つことに熱心となったが、それら諸国間に明確な差異を見出だせず、地域5か国のうちタジキスタンを除く4か国と、(戦略的)「パートナーシップ」をタイトルに掲げる共同文書を、(時期的には少々ずれるにせよ)次々と持つに至ったものと思われる。すなわち、ここでもやはり「横並び」的な配慮が働いたわけである。

しかも、日本政府は、地域における2つの有力国ウズベキスタンとカザフスタンの間に、 バランスを取ることにも注意を払っていると見られる。タイトルに「パートナーシップ」を 掲げる文書の採択については後者が先行したものの、「戦略的パートナーシップ」に言及す る文書については、まず前者との間で発出し、後者はそれに遅れる形となった。

他方、地域におけるパワー・バランスが、なかなか「横並び」的な対応に結びつかなかった事例も存在する。すなわち、パキスタンは南アジア地域の一方の雄として、また領土紛争をめぐって、インドに対抗する存在である。また同時に、パキスタンは西隣りにあるアフガニスタンの政情安定化にとって、重大かつ微妙な立場にある。ところが、日本はそのパキスタンとの間で、2011年になるまで「パートナーシップ」文書を持たなかった。他方この間に、日本はインドとの間で、2006年以来毎年のように「戦略的パートナーシップ」文書を発出し続けてきた。

パキスタンの事例は、地域的なパワー・バランスのあり方が、日本にとって「横並び」的 配慮とは異なる対応を必要とさせたものと推測されるが、ただし、同国の政情不安定が長期 化してきたという国内的事情にも影響されたであろう。

## ≪国連安保理改革と(戦略的)パートナーシップ≫

日本が相手国と発出した(戦略的)「パートナーシップ」共同文書には、ほとんどの場合、 国連改革についての事項が盛り込まれている。また、文書レベルのみならず、首脳級、外相 級の会談における口頭の言説レベルでも、日本外務省のまとめた概要は、しばしばこの問題 について言及する。日本がとりわけ心を砕くのは、安保理改革後に自らが常任理事国となる ことに関して、相手側からの支持を取りつけることである³²。

表11は、この問題に関して、(戦略的)「パートナーシップ」文書を有する相手国の対応を整理したものである。2国間関係のみならず、多国間関係についても併せて作表した。なお、共同文書に明確に記載されていない場合には、会談における口頭レベルの言説をも参照した。

同表によれば、「戦略的パートナーシップ」文書を有する 21 か国のうち 17 か国(81%)、「パートナーシップ」文書を有する 29 か国のうち 20 か国(69%)が、日本の常任理事国入りに対する明示的な支持を表明している  33 。

ただし、国連安保理改革で大きな発言権を持つ現在の常任理事国 (P5) のうち、日本の立場を明示的に支持するのは英米仏露の4か国であり、中国は安保理改革を (一般論として) 支持するものの、日本の常任理事国入りについては直接触れていない。

また、常任理事国入りに意欲を示す国のうち、インドと南アフリカ共和国は、自国と日本の相互支持を明示している。ちなみに、日本と(戦略的)「パートナーシップ」文書を持たないブラジルも同様である。他方、ドイツについては、安保理改革には賛成だが、特定国の常任理事国入りについて明快には言及しない。

多国間関係においても、日本が一方の当事者となり、(サブ)地域組織・グループが他方の

 $^{^{32}}$  共同文書や会談に際してしばしば焦点となる他のイシューとしては、北朝鮮問題、地球環境問題などがある。

³³ ただし、相手国が日本の立場を支持するがゆえに、(戦略的)「パートナーシップ」文書が成立するといった因果関係が存在するわけでは、必ずしもない。

# 表11 国連改革に関する言及

	日本の常任理事国入り支持	国連安保理改革支持だが 日本の常任理事国入りに言及しない	国連改革支持だが 安保理改革を明記しない	言及なし
戦略的パートナー シップ合意を有す る相手				
多国間		日本・ASEAN、日本・EU	アジア・アフリカ首脳会議	
2 国間	モンゴル、ベトナム、タイ、インドネシア、フィリピン、ロシア、オーストラリア、ニュージーランド、イギリス、ポーランド、チェコ、ハンガリー、インド、ウズベキスタン、カザフスタン、サウジアラビア、エジプト	中国、メキシコ、イラク、トルコ		
パートナーシップ 合意を有する相手				
多国間	日本・メコン、太平洋・島サミット、日本・ 中米、V4・日本、中央アジア・日本	FEALAC、日本・カリコム、ASEM、 TICAD	中中韓	EAS, APEC
2 国間	カンボジア、ラオス、マレーシア、米国、チリ、 ペルー、フランス、ルーマニア、ブルガリア、 ウクライナ、グルジア、アゼルバイジャン、 アルメニア、エストニア、バングラデシュ、 スリランカ、キルギス、トルクメニスタン、 モロッコ*、南アフリカ共和国	カナダ、ドイツ、イタリア**、パキスタン、アラブ首長国連邦、ナイジェリア	型	ブルネイ、モザンビーク
注)共同文書のみならず、 直近の文書や会談で言及さ *モロッコについては、国 **イタリアについては、 出所:著者(白石)作成。	注)共同文書のみならず、会談における口頭レベルでの言説を一部含む。 直近の文書や会談で言及されていなくても、過去に言及がある場合には、後者に従う。 *モロッコについては、国連安保理改革に関する「日本の立場を支持」と記す。 **イタリアについては、国連が「その主要機関を含め」改革されることを支持すると記す。「主要機関」に安保理が含まれると解釈する。 出所:著者(白石)作成。	行む。 やには、後者に従う。 持」と記す。 さことを支持すると記す。「主要機関」に3	女保理が含まれると解釈する	٥

当事者となる対話・協議メカニズムでは、日本の常任理事国入りを支持する事例が少なくない。 ≪(戦略的) パートナーシップ成立の背景:小括≫

以上に、(戦略的)「パートナーシップ」の背景として、幾つかの要因を想定し検討を加えてきた。それを小括すれば、以下のようになろう。

日本は近隣諸国のほとんどと、(戦略的)「パートナーシップ」に関わる共同文書を有している。それら諸国は、日本の政治、経済、安全保障にとって重要な意義を持つ。

日本はまた、東アジア、アジア太平洋地域における対話・協力メカニズムのメンバー国のほとんどとの間に、共同文書を発出している。日本がそれら対話・協力の場で主導的、もしくは積極的な役割を発揮し、地域的課題に取り組むためには、他のメンバー国からの支持や緊密な協力、連携が必要である。

日本はまた、国際政治・経済における重要なアクター、すなわち国連安保理常任理事国 (P5) や G8 の全て、G20 の参加国のほとんどとも、共同文書を有している。日本が国益を 追求するためにも、また地球的課題に取り組むためにも、それら諸国からの支持や共感、そして緊密な協力と連携が欠かせない。

貿易面での重要性という視点から見れば、日本は輸出入の双方、もしくはいずれかでトップ 20 にランクインする相手国、そして輸出と輸入の双方ともでトップ 50 にランクインする相手国の7割以上と、(戦略的)「パートナーシップ」文書を発出している。

次に、貿易上の重要度に関連して、エネルギー資源国という切り口で見れば、日本が原油・天然ガスを輸入している主要な相手国の3分の2と、(戦略的)「パートナーシップ」文書を発出している。また、エネルギー資源の輸出能力を十分に持ち、かつ将来的にも埋蔵量が豊富な資源国については、その6割近くと(戦略的)「パートナーシップ」文書を有する。

無論、日本が重視する天然資源として、その他にも石炭、鉄・非鉄金属、レアアースなどが存在する。それらについても併せ検討すれば、より充実した分析となろうが、ここでは取り上げない。

さらに、貿易上の重要度と関連して、FTA/EPAや投資協定について検討を加えた。結論として、2国間EPA当事者の8割以上と、日本は(戦略的)「パートナーシップ」文書を持つ。視点を変えて、日本が「戦略的パートナーシップ」文書を有する国の8割、「パートナーシップ」文書を有する国の5割余りが、2国間及び・もしくは地域・多国間FTA/EPAの当事者である。それらの国の多くはまた、日本との貿易関係において、トップ50にランクインしている。

一方、投資協定について、日本は署名済みの相手国の85%と(戦略的)「パートナーシップ」 文書を有している。他方、目下協議・交渉中の相手国と(戦略的)「パートナーシップ」文書 を発出している事例は少ない。

日本のODA政策の視点からは、「戦略的パートナーシップ」文書を有する発展途上国の 全て、そして「パートナーシップ」文書を有する発展途上国のほとんどが、ODA供与の主 要な対象国であるか、もしくは当該国にとって日本がトップドナーである。ただし、ODA 供与の主要な対象国の全てと、日本が(戦略的)「パートナーシップ」文書を発出している というわけでは必ずしもない。

日本のODA政策に関連して、「三角協力」に関わる「パートナーシップ・プログラム」を 有する発展途上国(もしくは発展途上ステータスからの卒業国)について、日本はその6割 近くと2国間の全般的関係性という意味での(戦略的)「パートナーシップ」文書を発出し ている。

その他、政治・安全保障上の考慮や、地域政治におけるバランス配慮も、背景説明(の一つ)として意味を持つと思われる。

以上では、様々なファクターと(戦略的)「パートナーシップ」の相関性を検討してきたが、言うまでもなく、そのことがただちに因果関係の証明を意味することにはならない³⁴。 ただし、どのような国々が日本との間に(戦略的)「パートナーシップ」を有しているのか、大まかな傾向性を把握するためには、相関性の有無、強さを検証することが重要な手掛かりとなることは疑いない。

他方、以上に述べてきた諸要因以外にも、さらにいろいろなファクターが存在し得る。例えば、伝統的な親日国であり、日本以上に相手国のほうから熱心に(戦略的)「パートナーシップ」を求めた事例も存在するであろう。いずれにせよ、本項では、主として日本側の視点から様々な指標を検討してきたが、共同文書が双方の合意によって初めて成立するものである以上、相手国の視点から考察することも、当然ながら不可欠である。ただし、この点に関して本書では掘り下げることができなかった。

### ≪(戦略的) パートナーシップ共同文書を持たない主要国≫

日本が(戦略的)「パートナーシップ」共同文書を有する相手国の中には、様々な要因を 考慮しても、説明が困難な事例が、若干ではあるが存在する。

例えば、日本はアルメニアと「パートナーシップ」をタイトルに掲げる共同文書を発出しているが、同国が日本からのODAの裨益国トップ30以内であることを除けば、2国間にさほど強い結びつきはない。

また、バルト3国は同時期にソ連から分離独立し、かつ一斉にEU加盟を果たしたにもかかわらず、日本はその3国のうちエストニアとのみ「パートナーシップ」に言及する共同文書を持つ 35 。なぜエストニアのみが選別されたのか? 逆に言えば、なぜラトビア、リトア

³⁴ 例えば、EPAの交渉開始や協定成立が契機となって(戦略的)「パートナーシップ」文書が発出された事例が少なからずあることについては、すでに指摘した。同様の事例は投資協定についても存在する。また、(戦略的)「パートナーシップ」の発出と同時に、大型 ODA 案件に関する交換公文や覚書が採択される事例についても、各章の随所で触れた通りである。ただし、その因果関係については、ODA の主要な対象国であるから(戦略的)「パートナーシップ」が発出されたのか、それとも(戦略的)「パートナーシップ」が発出されたことを契機として ODA 供与が拡大したのか、いずれの方向性にも解釈できる。

³⁵ もっとも、2002年に両国外相間で採択された「協力に関する共同声明」は、本文中で「民主主

ニアは選別されないのか? 36

同様に、湾岸サブ地域の産油国の中で、日本はサウジアラビアやアラブ首長国連邦と(戦略的)「パートナーシップ」文書を有するのに、なぜクウェート、カタール、オマーンとは同種文書を持たないのか? 中欧のV4諸国において、日本は他の3か国と「戦略的パートナーシップ」文書を有するのに、なぜスロバキアは例外なのか? また、GUAM4諸国の中ではモルドバが、中央アジア5か国の中ではタジキスタンが、なぜ例外なのだろうか? これらの疑問に答えるためには、日本側、相手国側の事情、そうして2国間の交渉、折衝の具体的な局面などを、事例ごとに検討する必要があろう。

一方、以上に検討してきた諸指標に照らして、日本と(戦略的)「パートナーシップ」文書が存在してしかるべき幾つかの国について、現実には、そのような文書が発出されていない。 その典型的な事例は、シンガポールやブラジルである。

ASEANのメンバーであるシンガポールについては、東アジア地域に属し、日本にとって主要な貿易相パートナーであり、かつ日本が締結した最初のEPAの相手国、ならびに日本が参加を決めた拡大TPP交渉の相手国の1つでもある。日本が三角協力に係る「パートナーシップ・プログラム」に合意した最初の相手国も、シンガポールであった。同国は米国やベトナムなどとは「戦略的パートナーシップ」に合意しているのに、なぜ日本とは同種の合意を持たないのであろうか?

ブラジルについては、新興経済国 BRICS と呼ばれる他の4か国(ロシア、インド、中国、南アフリカ)が、日本との間にすでに(戦略的)「パートナーシップ」合意文書を有している中で、独り例外扱いとなっている。同国はG20のメンバーであるとともに、日本の主要な貿易パートナーでもある。日本からのODAの主要な裨益国であると同時に、三角協力に係る「パートナーシップ・プログラム」を持つ開発パートナーでもある。世界で最大の日系社会を擁する国である。また、国連安保理改革をめぐって、志を同じくする国でもある。しかも、両国間の首脳、外相会談やトラック2レベルの会合においては、(戦略的)「パートナーシップ」に関する言説がすでに登場している。これだけの条件が揃っていながら、日本との間に(戦略的)「パートナーシップ」文書を持たないのは、むしろ不思議でさえある。

それ以外にも、アルゼンチンはG20のメンバーであり、日本の輸入においてトップ 50 に入り、かつ三角協力に係る「パートナーシップ・プログラム」の相手国でもある。

コロンビアは、日本との間ですでに発効済みの EPA を持つ。

ミャンマーは ASEAN のメンバーであり、日本・メコン、日本・ASEAN、その他の地域対

義、自由及び基本的人権という価値並びにパートナーシップ及び相互利益という原則に基づき」協力すると記すに留まり、共同文書の「濃度」がさほど高いものではない。

³⁶ 敢えて差別化の理由を探せば、杉原千畝・副領事のユダヤ系難民救済の事績が日本で良く知られていること、及びバルト3国の中でエストニアのみがOECDに加盟したこと(2010年)を指摘できるであろう。ただし、そのような理由探しは、時として「コジッケ」的な性格を帯びる危険性がある。

話・協力メカニズムを通じて、緊密な関係、接触を有する。

これらの国と、なぜ2国間の(戦略的)「パートナーシップ」文書を発出するに至っていないのかは、繰り返しになるが、日本側とともに相手国側の意図や利害、そして両国間当局者の交渉や折衝の経緯を、個々の事例に即して具体的に検討しなければならないであろう。

ただし、将来的な展望として、ブラジルの場合には、例えば日本チームも参加するサッカー・ワールドカップの開催期間や、新幹線など大型案件の成立、EPA 交渉の立ち上げといった機会に、(戦略的)「パートナーシップ」共同文書が発出される可能性がある³⁷。

同様に、ミャンマーについても、2011年に始まった民主化プロセスが順調に進み、国際的な経済制裁が緩和される趨勢の中で、日本との関係が急速に拡大しつつある。目下交渉中の投資協定が成立する機会などに、同種の共同文書が発出される可能性は大きい。

# 3. 日本の歴代政権と(戦略的)「パートナーシップ」外交

## ≪小泉政権以前≫

**表1**から窺える通り、日本政府は「パートナーシップ」に言及する共同文書をかなり早くから発出している。

日米2国間の共同文書で「パートナーシップ」に言及した最初の事例は、管見の限り福田 赳夫政権期に遡るが、もっと早い時期の文書が存在する可能性を否定できない。

ロシアとは細川政権期、オーストラリア、エジプトとは村山政権期、ドイツやイギリス、南アフリカ共和国、モンゴルとは橋本政権期、韓国、中国、カナダ、カザフスタンとは小渕政権期に、(管見の限り)「パートナーシップ」もしくは「パートナー」に言及する最初の共同文書が発出された。

多国間関係に目を転じれば、日本・EC (今日の EU) 間の定期首脳協議が発足したのは海部政権時代であり、当初から両者間の共同文書で「パートナーシップ」に言及された。日本がホスト国となるアフリカ開発会議(TICAD)は細川政権期に初めて開催され、「パートナーシップ」を「オーナーシップ」とともに中心的なコンセプトとして意義づけた。日本がホスト国となる今一つの大規模な国際会議である太平洋・島サミットの第1回会議は橋本政権期に開催され、日本と太平洋島嶼国の間の「パートナー」関係が謳われた。第1回日本・

ASEAN 首脳会合(通算では3回目)が実施され、「より強固なパートナーシップ」の醸成が 共同声明に盛り込まれたのも、同政権の時代であった。

森政権はアフリカ、太平洋諸島、インド、ロシアなどとの「パートナーシップ」外交を精力的に展開し、また小渕政権から森政権の時期に外相を務めた河野洋平は、日本・EU、日本・アラブ関係などにおいて、後に続く協力構想を提起した。

³⁷ ブラジルの場合は、2013年6月に予定されていた同国大統領の訪日に合わせて、(戦略的)「パートナーシップ」文書を発出する計画があったかも知れない。訪日が実現する直前に、国内でのデモが拡大したために、(とりあえず) 訪日が延期された。

# ≪小泉政権期≫

日本政府が「戦略的パートナーシップ」外交を展開し始めたのは、小泉政権時代(2001年4月~2006年9月)になってからのことである。すなわち、同政権によって「戦略的」という形容詞がつく「パートナーシップ」に関する共同文書が発出されるようになった。

その最初の事例は、すでに年次化していた日本・EU 定期首脳協議の場で2002年7月に発出された共同プレス・ステートメント、そして同じ月に採択されたウズベキスタンとの2国間共同声明であり、次いで、2003年8月に中欧のポーランド、及びチェコとの間で発出された共同声明であった。

ウズベキスタンは旧ソ連から分離独立した中央アジアの1国であるが、ロシアとも中国とも直接国境を接していない。さらに、1990年代後半に形成された「上海ファイブ」(中露と中央アジア3か国) グループにも当初は加わっていなかった。ところが、2001年6月に至って、上海協力機構(SCO)が発足した際にメンバーに加わった。さらに、2001年9・11米国同時多発テロに連動して勃発したアフガニスタン戦争では、その北に隣接するウズベキスタンが(タジキスタンとともに)、多国籍軍にとっての兵站・中継拠点として脚光を浴び始めた。小泉政権期の2国間「戦略的パートナーシップ」外交が、まずウズベキスタンを対象とした背景には、以上のような情勢の展開があった。

一方、中欧の V4 諸国は、EU の東方拡大の対象として最も重要な諸国であった(正式加盟は 2004年5月)。ちなみに、2002年7月に発出された日本・EU 定期首脳協議の共同プレス・ステートメントは、両者間の「戦略的パートナーシップ」に言及した初めての文書であるが、その中で小泉首相は、「2002年末までに準備の整った EU 加盟候補国との加盟交渉を終えるとの EU の決意に留意しつつ、EU の統合と特に中・東欧への拡大が欧州全体の更なる安定と繁栄をもたらすことに期待を表明した」と述べている  38 。

それ以降、小泉政権時代に「戦略的パートナーシップ」に言及する共同文書を発出した相手は、マレーシア、タイの ASEAN メンバー国、そしてインド、オーストラリア、メキシコ、サウジアラビアであった。多国間関係では日本・ASEAN、及びアジア・アフリカ首脳会議でも「戦略的パートナーシップ」文書が発出されている。

また、小泉政権期になって(戦略的という修飾語を冠さない)「パートナーシップ」文書を初めて発出した相手は³⁹、ベトナム、インドネシア、ニュージーランド、バングラデシュ、アルメニア、ルーマニア、エストニア、ブルガリア、ウクライナ、アゼルバイジャン、フランス、モロッコであった。多国間関係では、中央アジア+日本対話が発足し「パートナーシップ」文書を採択した。さらに、日中韓、日本・中米フォーラム、アジア首脳会議(EAS)で発出された共同文書でも「パートナーシップ」に初めて言及された。

³⁸ 「第11回日EU定期首脳協議、共同プレス・ステートメント(仮訳)」2002年7月8日、東京 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/shuno11/kps.html)。

³⁹ 小泉政権期に「戦略的パートナーシップ」文書が発出された相手国は除く。

大半の共同文書は首脳間のものであるが、一部は川口順子外相と相手国の外相によって発出された。川口はまた、中央アジアやモンゴルを対象とする重要な政策演説を行った。

小泉政権期に発出された共同文書の数は、歴代政権の中で最多である。ただし、これは小泉首相の在任期間が5年半に及んだことによる。表1-bisからも窺える通り、年平均の発出数で比較するならば、以降の政権と比べて、小泉政権が特に突出しているというわけでもない。むしろ、1年前後で退陣した第1次安倍政権や鳩山政権、そして発足後6か月間の第2次安倍政権のほうが、年平均の発出頻度では小泉政権を上回っている。

# ≪小泉政権以降≫

2006年9月に小泉政権を継承した第1次安倍政権は、停滞していた中国との関係を修復して「戦略的互恵関係」の構築に合意し、さらにベトナム、インドネシア、チリ、イギリス、エジプトとの共同文書で、初めて「戦略的パートナーシップ」を謳った。また、フィリピン、カンボジア、ブルネイ、グルジア、アラブ首長国との2国間関係、そして第2回V4+日本外相会合で、初めて「パートナーシップ」に言及する共同文書を発出した。安倍晋三首相、そして麻生太郎外相は、ユーラシア大陸に「自由と繁栄の弧」を構築するとの構想に基づき、中欧・東欧諸国や中央アジア、モンゴルなどとの(戦略的)「パートナーシップ」外交の展開に意欲的であった。

次の福田政権は、中国や韓国との関係の安定化、拡大に気を配った。「パートナーシップ」 に言及する文書を新たに発出した相手は、キルギス、トルコである。

麻生政権期には、イラク、ナイジェリアとの間で、新たに「パートナーシップ」に言及する 共同文書を発出した。

2009年9月、政権が自民党から民主党へと移り、鳩山内閣が誕生した。鳩山由紀夫首相は 国連総会の場で「東アジア共同体」構想を語り、また地球環境問題に意欲を示した。さらに、 日本外交に「友愛」という言葉を持ち込んだ。初の日本・メコン首脳会議を主催し、その共同 宣言で「パートナーシップ」に言及し、サブ地域の環境保全に係る「グリーン・メコン」の 構想を盛り込んだ。また、ラオスとの間でも「パートナーシップ」を謳う共同声明を発出した。

菅政権、それに続く野田政権では、官民連携(官民パートナーシップ、PPP)を正面に掲げる経済外交が活発に展開されるようになった。例えば、菅直人首相によるベトナムとの「戦略的パートナーシップ」拡大を謳う共同声明は、原発建設やレアアース開発に関する覚書とともに採択された。その他、菅政権時代にパキスタンとの間で、「パートナーシップ」を謳う共同声明が発出されている。

他方、菅政権期には、尖閣問題をめぐって中国との関係が悪化した。こじれた日中関係を修復するための外交的努力において、「戦略的互恵関係」がキーコンセプトとして扱われた。野田政権の前半期に、2011年3月の東日本大震災に対する同情もあって日中関係は好転に向かったが、2012年9月の尖閣諸島国有化閣議決定を境として、両国関係は再び緊張状態に陥った。同時期に、韓国との関係も竹島問題をめぐって悪化した。

他方、野田政権期には、日本・メコン間の「パートナーシップ」の強化が謳われ、またモザン ビークとの間で新たに「パートナーシップ」を謳う共同文書が発出された。

## ≪第2次安倍政権発足後の6か月≫

2012年12月、民主党政権の時代が終わり、自公連立の第2次安倍政権が誕生した。同政権発足後の6か月を概観すれば以下の通りである。

民主党政権時代に膠着状態に陥った中国、韓国との関係は、打開されないままである。むしろ、安倍晋三首相の歴史問題に関する発言や麻生太郎副総理を含む閣僚の靖国参拝によって、中国と韓国の態度がますます硬化し、領土問題に加えて歴史認識問題が重要なイシューとして再浮上した。このような状況は、小泉政権時代と似通っていると言える。ただし、小泉政権時代と異なるのは、中国と韓国が(日本を疎外しつつ)従来にない程度に緊密な関係を構築し始めたことである。米国が日韓の仲介に努めているが、現状からの脱却までには、まだ相当の時間と努力が必要であろう。

その間に、安倍政権は中国を囲繞する ASEAN 諸国、モンゴル、ロシア、中央アジア諸国 との間で、活発な(戦略的)「パートナーシップ」外交を展開している。

安倍政権発足後の6か月における際立った特徴は、中国周辺諸国に留まらず、世界の主要な諸国に対する、きわめて積極的な外交活動の展開である。2013年1月には、安倍首相がASEAN3か国、麻生副総理兼財務相がミャンマー、岸田文雄外相がその他のASEAN3か国とオーストラリアを訪問した。4~5月の連休期間にも再び、安倍首相がロシアと中東4か国、麻生副総理がインド、岸田外相が中南米3か国といった具合に、各地を手分けして訪問した。それ以外のタイミングで実施された外遊や相手国からの要人訪問を含めて、トルコやニュージーランドとの間では、従来の「パートナーシップ」を「戦略的パートナーシップ」に格上げする共同声明を発出し、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、トルコ、インド、フランス、V4などとの間で(戦略的)「パートナーシップ」を再確認する共同文書を発出した。また、6月に横浜で実施された第5回アフリカ開発会議(TICAD V)は、従来に増して大規模なものとなった。無論、これらの中には、フランスやTICAD の場合がその典型例であるように、

いずれにせよ、第2次安倍政権発足後の6か月で発出された(戦略的)「パートナーシップ」 文書は、年に換算すると、歴代政権の中で最多の頻度となる。3年3か月余ぶりに政権に返 り咲いた自民党が、ブランクを取り返すために外交的パイプの復活、拡大を図ったことが、 その重要な要因の一つであろう。また、RCEP、拡大TPP、そして日本・EU間のEPA及び 政治協定(SPA)など、これから本格化する交渉を睨んで、今後も当分の間、(戦略的)「パートナーシップ」外交が活発に展開されることとなろう。

民主党政権時代に準備されていた合意文書や会議も少なくない。